目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

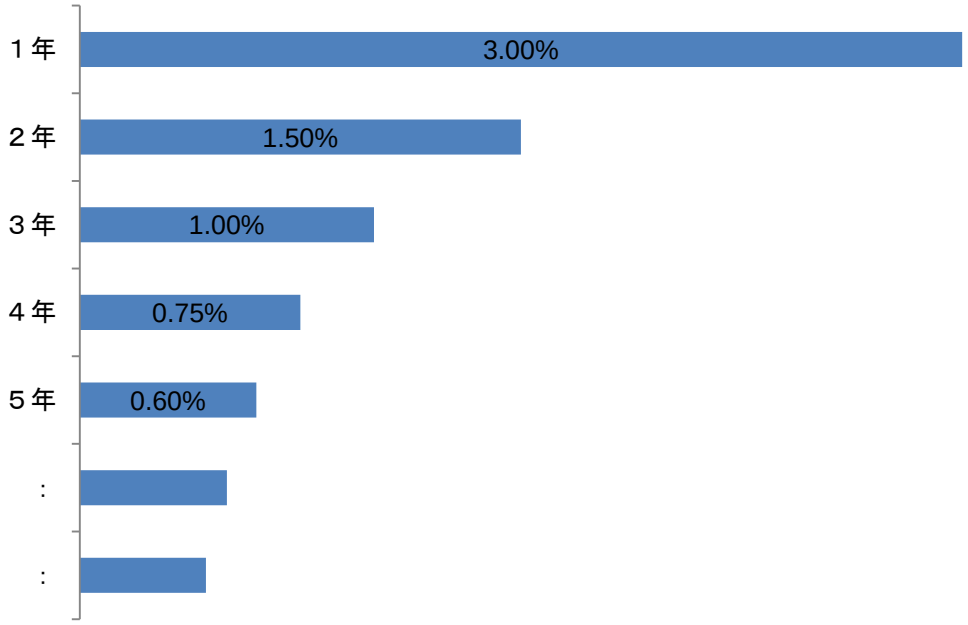

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2019年10月17日

通貨バスケット選択型 グローバル・ハイイールド債券ファンド

- グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
- グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
- グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
- グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）　追加型投信／海外／債券

- グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）　追加型投信／国内／債券

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページに掲載しております。**また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

<委託会社>［ファンドの運用の指図を行う者］

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<受託会社>［ファンドの財産の保管及び管理を行う者］

三井住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

<ホームページ>

https://www.smd-am.co.jp

<フリーダイヤル>

0120-88-2976

［受付時間］**午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）**

以下、本書により募集を行うファンドを総称して、「通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド」または「各ファンド」といいます。また、本書により募集を行うファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）：円コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）：中国・インド・インドネシア通貨コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）：BRICs通貨コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）：世界6地域通貨コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）：マネープールファンド

なお、「円コース」、「中国・インド・インドネシア通貨コース」、「BRICs通貨コース」、「世界6地域通貨コース」を総称して、「各コース」という場合があります。

＊上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

委託会社の情報

委託会社名：三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日：1985年7月15日

資　本　金：20億円（2019年7月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：9兆5,568億円（2019年7月末現在）

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
円コース	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券　一般　低格付債））	年12回（毎月）	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	あり（フルヘッジ）
中国・インド・インドネシア通貨コース								なし
BRICs通貨コース								
世界6地域通貨コース								
マネープールファンド	追加型	国内	債券	その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年2回	日本	ファミリーファンド	―

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

- この目論見書により行う通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンドの募集については、発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年9月17日に関東財務局長に提出しており、2019年9月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

各コース

当ファンドは、世界の企業の発行する高利回り債券（ハイイールド債券）を実質的な投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1. 各コースは、世界の企業の発行する高利回り債券（ハイイールド債券）を中心に実質的に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド（Global High Yield Bond Fund）」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドは、世界のハイイールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。ハイイールド債券の運用は、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク（所在地：米国ニューヨーク州ニューヨーク）が行います。米ドル以外の通貨建ての資産へ投資する場合は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。
- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行い、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。
- グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます（当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月前からは、キャッシュの保有比率を高めることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率は高位にならない場合があります。）。

ハイイールド債券とは、格付機関により格付けされている信用度でBB+格相当以下の格付けが付与されている事業債等のことをいいます。

マネープールファンド

- マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 為替取引手法の異なる4つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でのスイッチングが可能です。

- 各コースが投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。

円コース

取引対象通貨

円

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対円で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

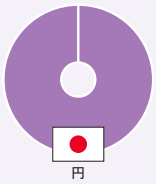

中国・インド・インドネシア通貨コース

取引対象通貨

中国元、インドルピー、インドネシアルピア

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対中国、インド、インドネシアの各通貨で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

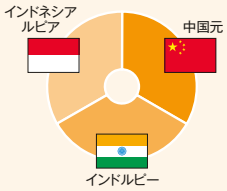

BRICs通貨コース

取引対象通貨

ブラジルレアル、ロシアルーブル、インドルピー、中国元

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対ブラジル、ロシア、インド、中国の各通貨で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

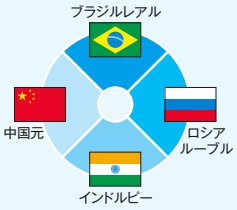

世界6地域通貨コース

取引対象通貨

カナダドル、ブラジルレアル、トルコリラ、南アフリカランド、インドルピー、豪ドル

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を世界の6地域（北米、中南米、欧州、アフリカ、アジア、オセアニア）の各地域の中からそれぞれ相対的に金利水準の高い国の通貨で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

- 外国投資信託証券において行われる為替取引とは、「保有外貨建資産の通貨（投資する米ドル建て以外の外貨建資産は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行いますので、保有外貨建資産は実質米ドル建てとなります。）の売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と各取引対象通貨の為替リスクがあります。
- 投資する外国投資信託証券では、為替取引手法の異なる複数のクラスがあり、各コースでは、上記の取引対象通貨による為替取引が行われている1つまたは複数のクラスへ投資します。
- 円コースでは、原則として米ドル売り、円買いの為替取引を行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円コースを除く各コースにおいても、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことができないため、円に対する外貨建資産（原則米ドル建て）の為替リスクは残ります。
- 取引対象通貨が複数の場合、各通貨の実質的な配分は概ね均等になることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。）。
- 世界6地域通貨コースが投資対象とする通貨は、米ドル、カナダドル、ブラジルレアル、メキシコペソ、ユーロ、英ポンド、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、チェココルナ、トルコリラ、ハンガリーフォリント、ポーランドズロチ、スイスフラン、ロシアルーブル、南アフリカランド、中国元、インドルピー、インドネシアルピア、韓国ウォン、マレーシアリンギット、フィリピンペソ、シンガポールドル、豪ドル、ニュージーランドドルとします。流動性や投資規制等を勘案するため、各地域で自動的に金利の高い通貨を対象とするものではありません。また、組入れ後に金利が低下した場合であっても、直ちに取引対象通貨を変更するものではありません。将来、前述の取引対象通貨は変更になる場合があります。
- 取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合があります。その場合、当該通貨の配分や円コースを除く各コースにおける通貨数が大幅に変更になる場合があります。
- 世界6地域通貨コースについては、上記の取引対象通貨は2019年7月末現在のものであり将来取引対象通貨が変更される場合があります。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3. 毎月の決算日に、原則として分配を目指します。

- 各コースの決算日は、毎月の15日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年6月、12月の15日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ〈各コース〉

（イメージ図）

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

（イメージ図）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（イメージ図）

前期決算日から基準価額が上昇した場合

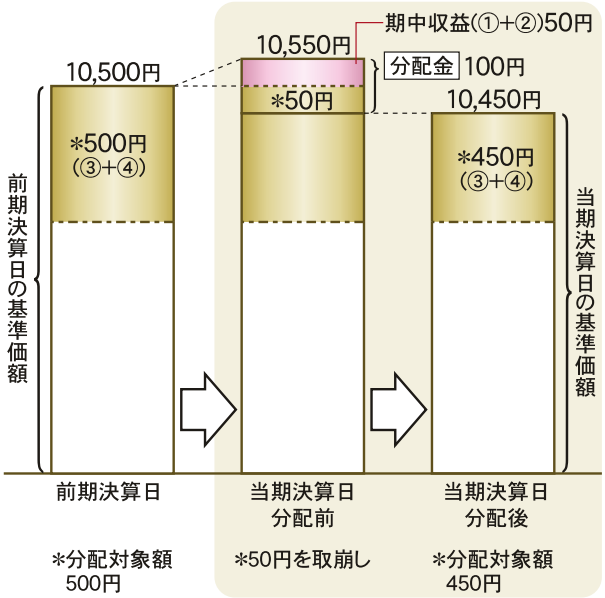

前期決算日から基準価額が下落した場合

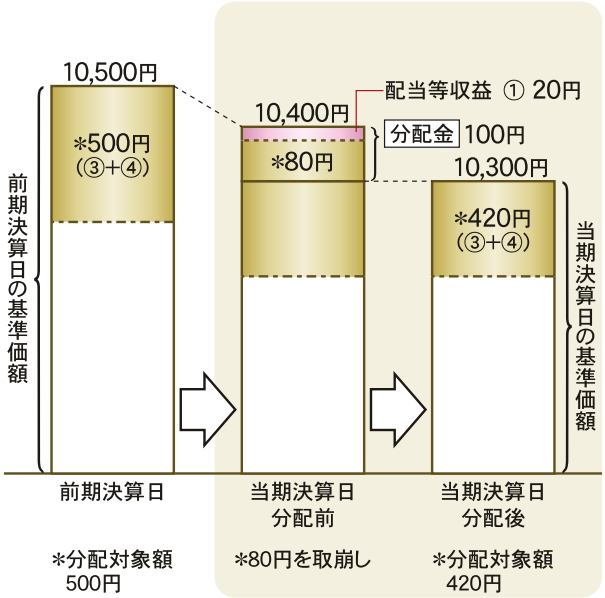

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益 および ②経費控除後の評価益を含む売買益 ならびに ③分配準備積立金 および ④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

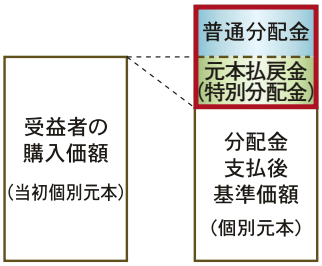

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

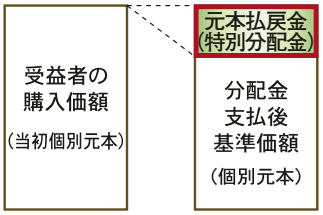

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

当ファンド（マネープールファンドを除く）は主に世界のハイイールド債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

当ファンド（マネープールファンドを除く）のイメージ図

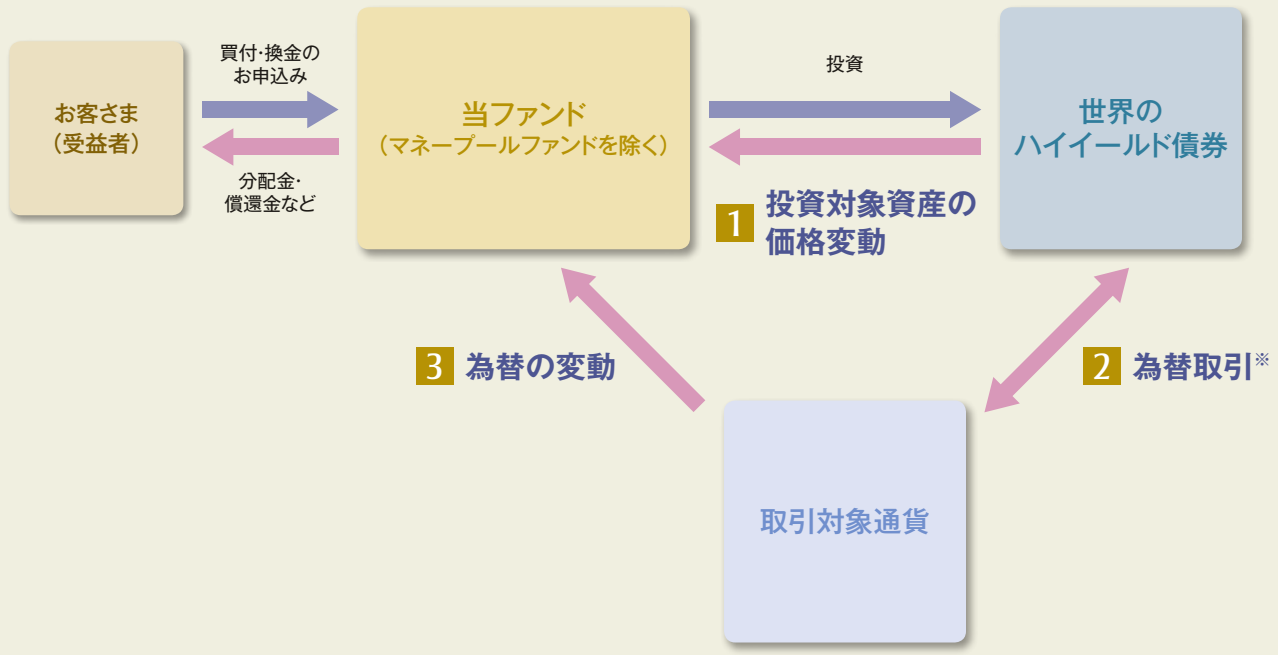

※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンド（マネープールファンドを除く）の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
＝	債券価格の上昇	債券価格の下落
1 世界のハイイールド債券の利息収入、値上がり／値下がり	金利の低下 債券の発行体の信用力上昇	金利の上昇 債券の発行体の信用力低下
＋	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	コスト（金利差相当分の費用）の発生
2 為替取引によるプレミアム／コスト	取引対象通貨の短期金利＞米ドルの短期金利	取引対象通貨の短期金利＜米ドルの短期金利
＋	為替差益の発生	為替差損の発生
3 為替差益／差損	取引対象通貨に対して円安	取引対象通貨に対して円高

※円コースは、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

ハイイールド債券への投資について

ハイイールド債券は先進国の国債などよりも高い利回り水準が最大の魅力といえます。ただし、BB+格相当以下を投資対象とするハイイールド債券への投資は、一般的に投資適格債券への投資よりも利回り水準が高い一方で、信用リスクが高まります。

債券マーケット別に見た利回り水準の比較（2019年7月末）

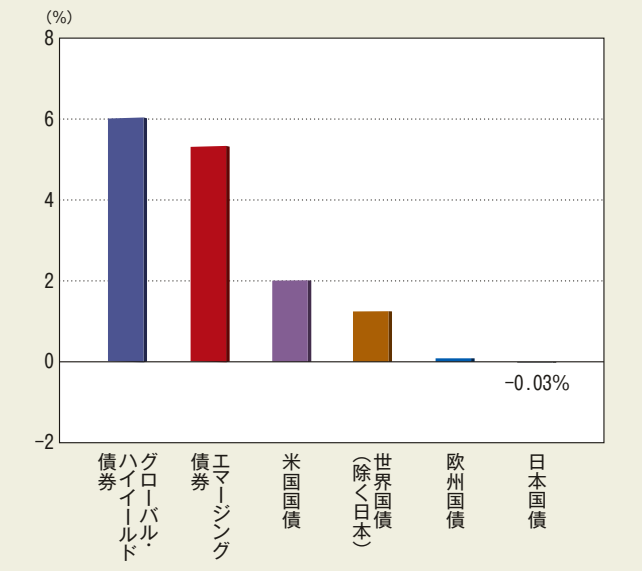

格付け別に見た債券利回りの比較（2019年7月末）

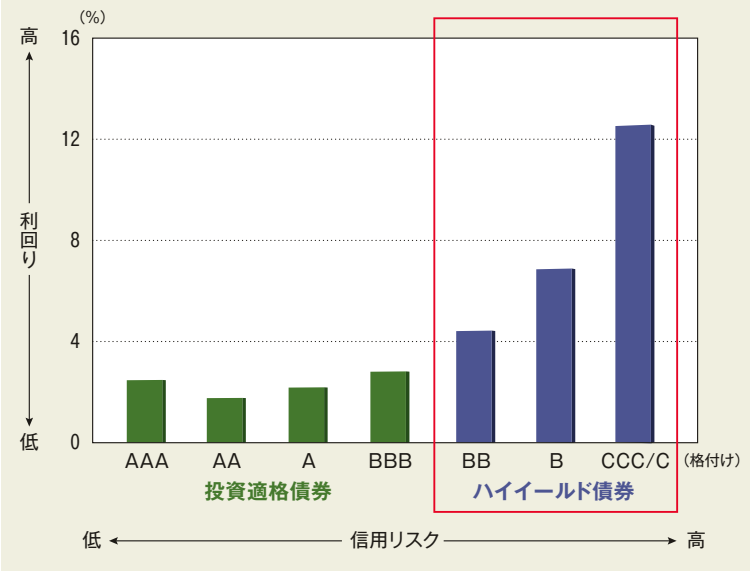

［出所］各種データをもとに三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成。

債券マーケット別に見た利回り水準の比較のデータ：次の各債券インデックスの最終利回りを表示。グローバル・ハイイールド債券:ICE BofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス、エマージング債券:JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド、米国国債:FTSE米国国債インデックス、世界国債（除く日本）:FTSE世界国債インデックス（除く日本）、欧州国債:FTSE EMU国債インデックス、日本国債:FTSE日本国債インデックス。

格付け別に見た債券利回りの比較のデータ：投資適格債券（AAA～BBB格）：ICE BofAメリルリンチ・グローバル・コーポレート・インデックス、ハイイールド債券（BB～CCC/C格）：ICE BofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックスの各格付けの最終利回りを表示。

*ICE BofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックスおよびICE BofAメリルリンチ・グローバル・コーポレート・インデックスは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社（「ICE Data」）及び／又はその第三者サプライヤーの財産であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンスされています。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

為替取引を活用した収益機会のイメージ

（イメージ図）

取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利の場合

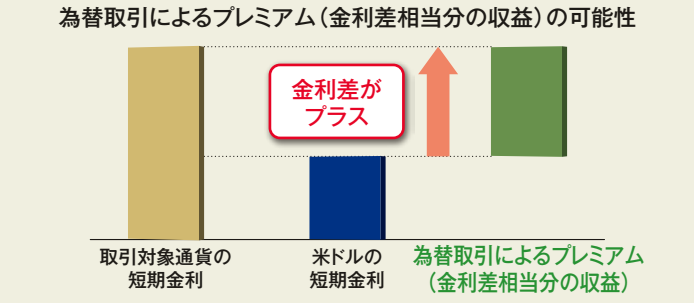

取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利の場合

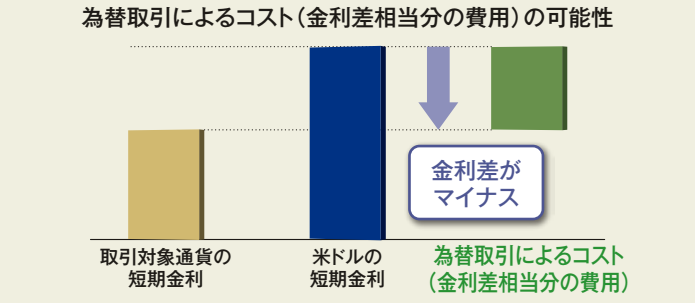

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

主要通貨の為替レート（対円）の推移について

各取引対象通貨の為替レート（対円）の推移

（2014年7月末～2019年7月末）

中国元

インドルピー

インドネシアルピア

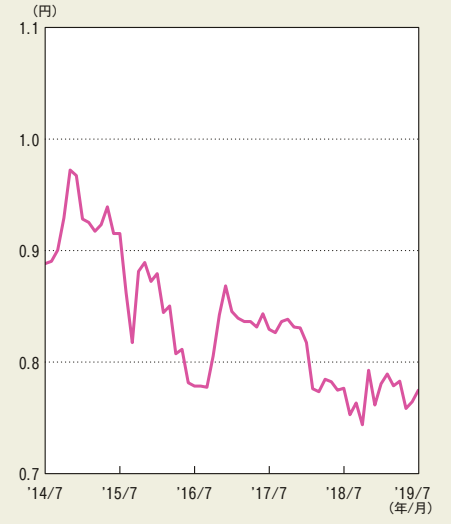

※インドネシアルピアは100通貨単位

ブラジルレアル

ロシアルーブル

カナダドル

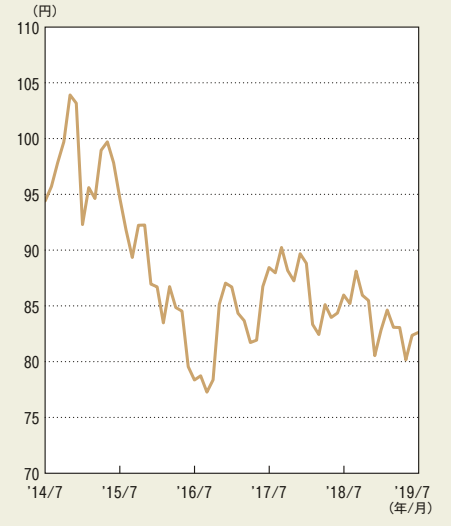

豪ドル

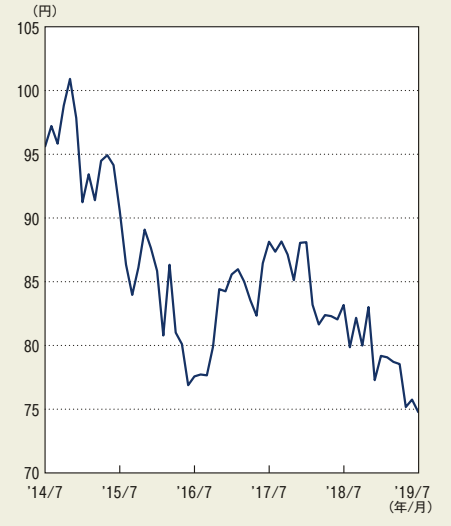

トルコリラ

南アフリカランド

［出所］各種データをもとに三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

[ファンドの仕組み]

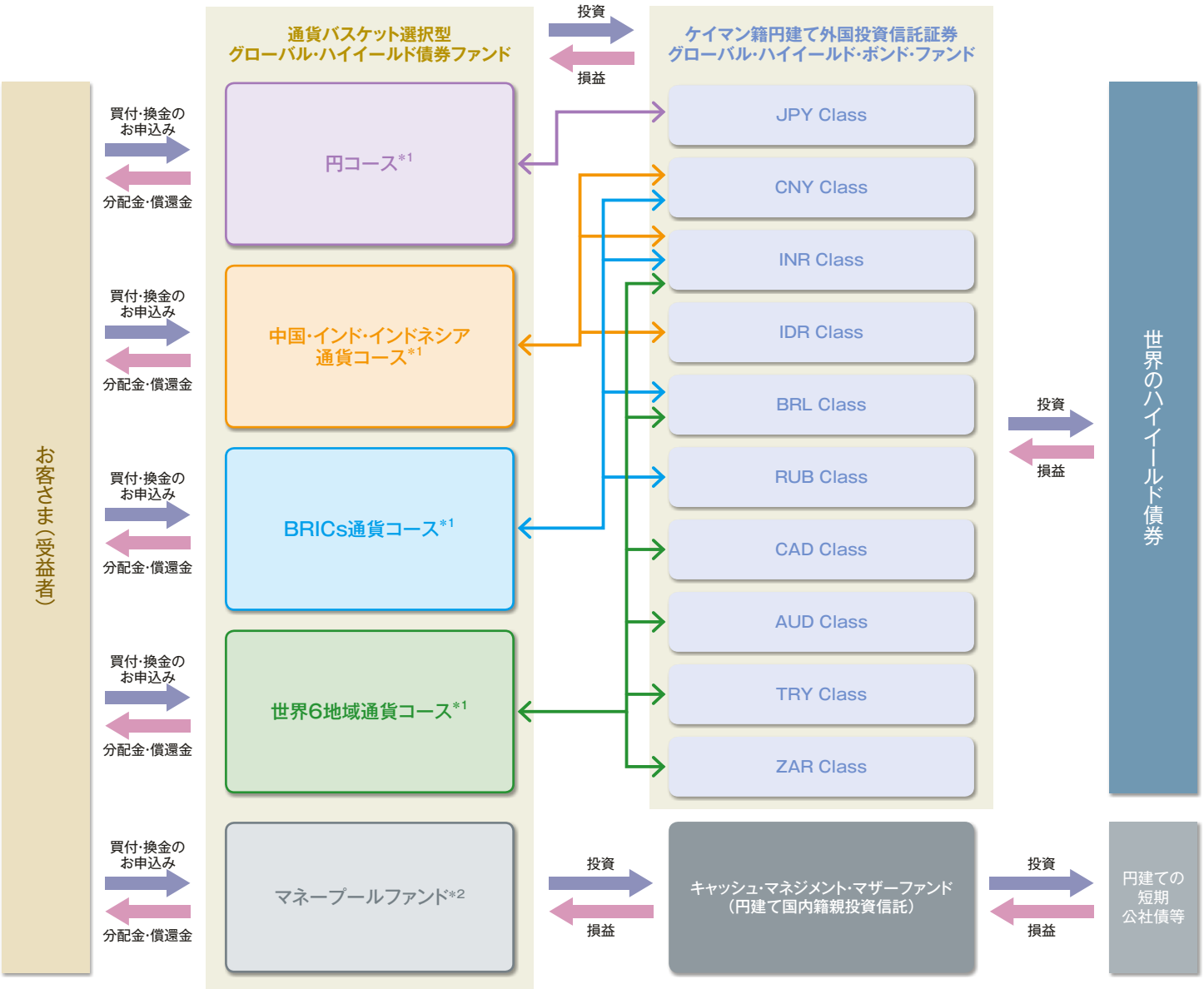

*1 各コースは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資します。
*2 マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

各コースの取引対象通貨(投資対象クラス)

クラス	JPY Class	CNY Class	INR Class	IDR Class	BRL Class	RUB Class	CAD Class	AUD Class	TRY Class	ZAR Class
取引対象通貨	円	中国元	インドルピー	インドネシアルピア	ブラジルレアル	ロシアルーブル	カナダドル	豪ドル	トルコリラ	南アフリカランド
円コース	●									
中国・インド・インドネシア通貨コース		●	●	●						
BRICs通貨コース		●	●		●	●				
世界6地域通貨コース			●		●		●	●	●	●

- 世界6地域通貨コースでは、外貨建資産(実質的に米ドル建て)を対カナダドル(北米地域)、ブラジルレアル(中南米地域)、トルコリラ(欧州地域)、南アフリカランド(アフリカ地域)、インドルピー(アジア地域)、豪ドル(オセアニア地域)の各通貨でそれぞれ為替取引を行う上記の外国投資信託証券へ投資します。ただし、取引対象通貨が変更となり投資対象のクラスが変更される場合があります。また、取引対象通貨数が6よりも少なくなる場合もあります。
- 上記クラス(Class)は、将来追加または変更される場合があります。また、円コースを除く各コースにおいては、取引対象通貨の通貨バスケットで為替取引が行われる単一のクラスへ投資する場合もあります。

（追加的記載事項）

以下は、2019年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

〈グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドの概要〉

ファンド名	Global High Yield Bond Fund（グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド）
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託証券／円建て
運用目的	主に世界のハイイールド債券に投資することで、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。
主要投資対象	世界のハイイールド債券を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引等を活用します。
投資方針	1. 世界のハイイールド債券を中心に投資することにより、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。 ●ハイイールド債券の運用は、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクが行います。 ●原則として、ファンドの純資産総額の70%以上をハイイールド債券（転換社債、優先証券を含みます。）に投資することとします。 ●B−格相当未満の格付の債券（格付を持たない債券（国債、地方債等は除きます。以下同じ。）を含みます。）への投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の30%以内とします。 ●格付を持たない債券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ●米ドル以外の通貨建ての資産に投資する場合は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ●同一発行体の企業への投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の3%以内とします。 ●新興国の発行体への投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の15%以内とします。 ●シニアローンへの投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ●ディストレスト証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ●株式の投資割合は、コーポレートアクション等により取得したものに限り原則として取得時においてファンドの純資産総額の2%以内とします。 ●投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ●デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ●有価証券の空売りは行いません。 ※なお、格付機関（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス）の格付が異なる場合は、最も高い格付を採用します。 2. 当ファンドでは、為替リスクの異なる複数の通貨クラスがあります。 各通貨クラスにおいて、外国為替予約取引等により、組入れ資産の実質的な通貨である米ドルの売りと下記の取引対象通貨の買いの為替取引の管理が行われます。

クラス	取引対象通貨
AUD	豪ドル
BRL	ブラジルレアル
CAD	カナダドル
CNY	中国元
IDR	インドネシアルピア
INR	インドルピー

クラス	取引対象通貨
JPY	円
PLN	ポーランドズロチ
RUB	ロシアルーブル
TRY	トルコリラ
ZAR	南アフリカランド

※将来、上記以外の取引対象通貨で為替取引を行う新たな通貨クラスが設定される場合があります。また、将来複数の通貨バスケットで為替取引が行われる通貨クラスが設定される場合があります。取引対象通貨が米ドルの場合、為替取引は行いません。

3. 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬およびその他費用等	管理報酬等：年0.09%（程度） 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。 受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。 投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社のブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクへの報酬は、各コースの委託者報酬から支弁されます。）。 ※上記の報酬等は将来変更になる場合があります。
投資運用会社	〈ハイイールド債券の運用〉 ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク（BlackRock Financial Management, Inc.） ※同社は、ファンドの運用の一部をグループ会社（英国、オーストラリア）へ委託する場合があります。
その他	〈為替管理会社〉 ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（UK）リミテッド（Daiwa SB Investments（UK）Ltd.）

〈ブラックロックにおけるグローバル・ハイイールド債券運用プロセス〉

投資アイデアの発掘
- 新規発行
- アナリストとポートフォリオマネジャーからの提案
- 独自の情報ネットワーク

→

クレジット分析
- 徹底的なボトムアップ・プロセス
- 上方および下方シナリオ分析
- 第3者の追加的情報

→

購入の決定
- チーム・ミーティングにおける発行体の検証（アナリストとポートフォリオ・マネジャーが参加）

→

ポートフォリオ構築
- 目標構成比率
  - 業種
  - 信用力
  - キャッシュ
- 個々の顧客のガイドラインを反映

- ブラックロックでは、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用に当たる「チーム運用体制」をとっております。
- グローバルに配置されたハイイールド債券チームを中心として、ブラックロックの債券運用全体でリサーチ情報を共有して運用を行います。
- 豊富な独立した情報ソースや徹底したボトムアップ・アプローチによる継続的な企業調査から投資銘柄を選定します。
- 独自の最先端のリスク管理技術によるリスク管理を行います。

※上記のブラックロックにおける運用プロセスは、今後変更されることがあります。

〈ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクの概要〉

ブラックロックはグローバルに資産運用、リスク・マネジメント、アドバイザリー・サービスを機関投資家、個人投資家等に提供している世界有数の資産運用会社です。株式、債券、不動産、短期資金、オルタナティブから資産配分／バランス型戦略に至る運用商品を、機関投資家及び個人投資家向け個別口座、ミューチュアル・ファンド及びその他投信、ETF市場のマーケット・リーダーであるiShares®等を通してお客様に提供しています。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、米国ニューヨーク州ニューヨークに拠点を置き、ファンダメンタル債券商品を運用する主要なグループ会社の一社です。

〈ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（UK）リミテッドの概要〉

同社は、1983年7月に英国法に基づき、英国ロンドンにおいて設立された会社で、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の100%子会社です。同社は、主に機関投資家等に対して資産運用業務を行っております。同社は、為替取引を包括的に委託する場合があります。
※2019年４月の委託会社の合併に伴い、同社は現地当局の認可等を得ることを前提に、2019年10月にスミトモ ミツイアセットマネジメント（ロンドン）リミテッドと統合し、社名を変更する予定です。

〈キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要〉

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

［主な投資制限］

〈各コース〉

投資制限の対象	投資制限の内容
有価証券	投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

〈マネープールファンド〉

投資制限の対象	投資制限の内容
株式	株式への実質投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資は行いません。

*有価証券先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

〈各コース〉

流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
金利変動に伴うリスク	投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
信用リスク	投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。各コースでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。
為替リスク	〈各コース（円コースを除く）〉 当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。 〈円コース〉 当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。 また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

為替リスク	〈各コース共通〉 当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券は、保有する外貨建資産について、米ドル建て以外の資産に投資する場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とし、ポートフォリオ全体が米ドル建てである場合と同様の投資効果となることを目指します。したがって、外国投資信託証券においては、当該米ドル建以外の資産の通貨と米ドルの金利差による為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が発生する場合があります。ただし、為替取引によるプレミアム／コストは、需給要因等によっては金利差相当分と異なる場合があります。
カントリーリスク	投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

〈マネープールファンド〉

流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
金利変動に伴うリスク	投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
信用リスク	投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

その他の留意点

為替取引に関する留意点

各コースの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。
また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。
円コースを除く各コースでは、各通貨の実質的な配分は概ね均等になることを基本としますが、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。

クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

円コース

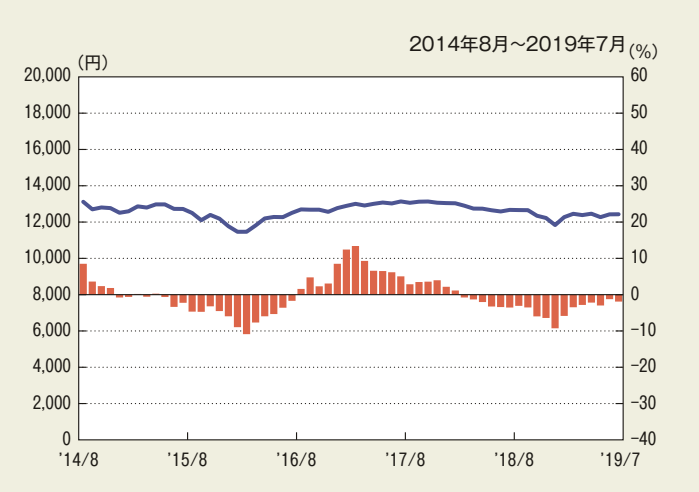

中国・インド・インドネシア通貨コース

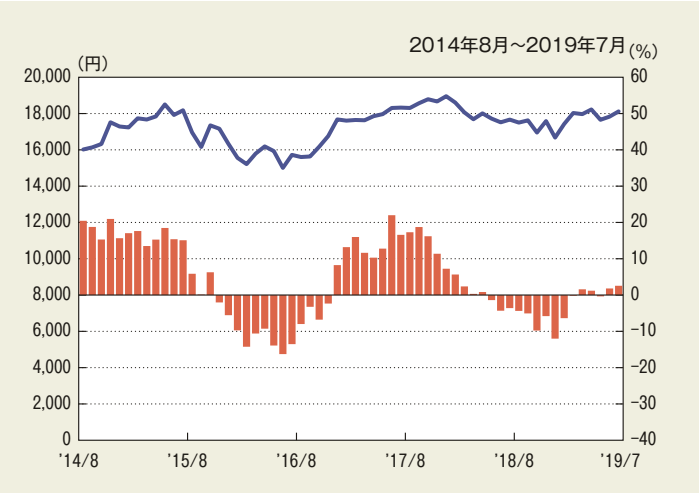

BRICs通貨コース

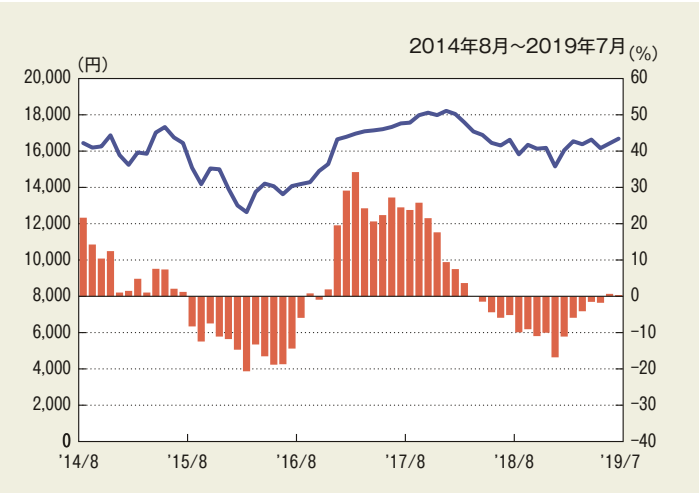

年間騰落率（右目盛）　分配金再投資基準価額（左目盛）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

円コース

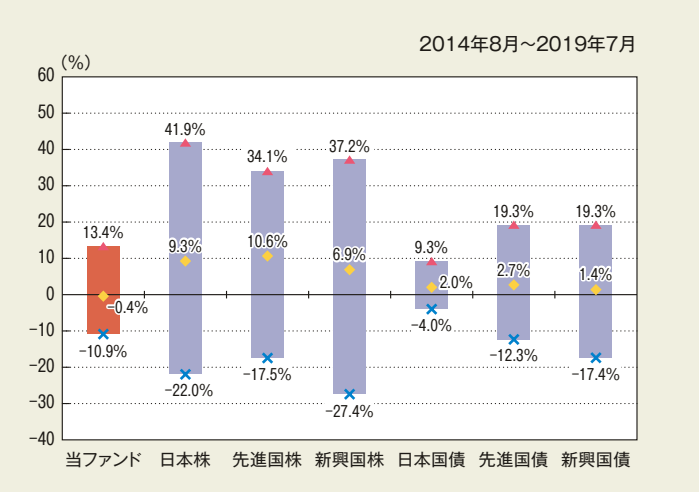

中国・インド・インドネシア通貨コース

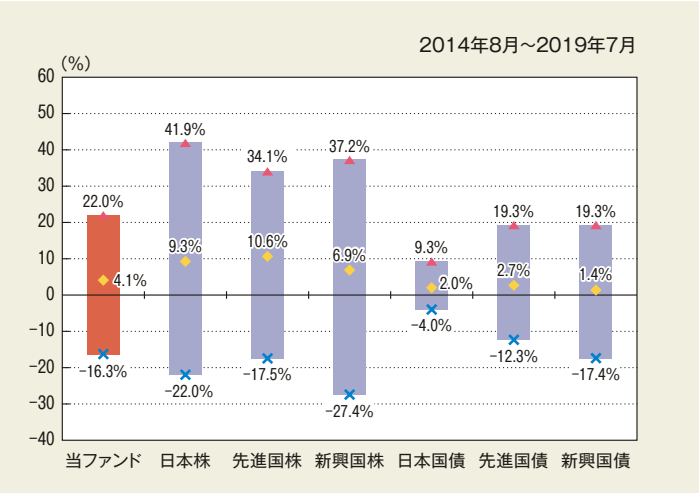

BRICs通貨コース

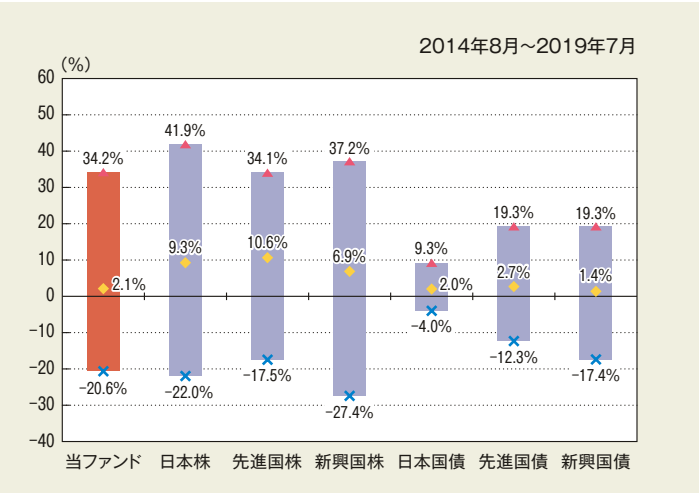

◆ 平均値　▲ 最大値　× 最小値

※各グラフの説明は、14ページをご参照ください。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

世界6地域通貨コース

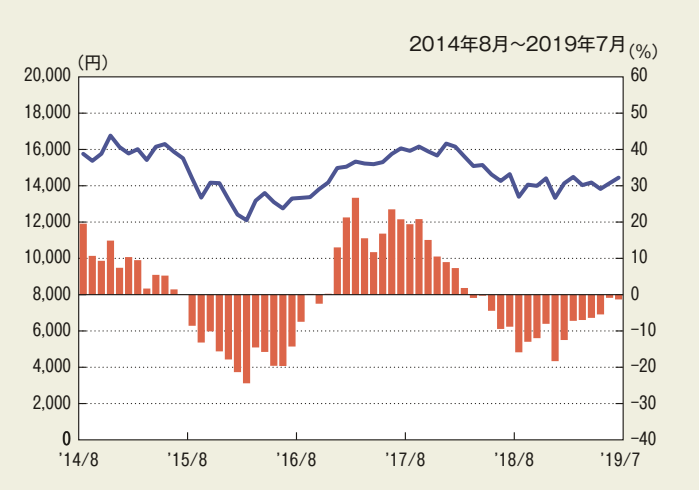

マネープールファンド

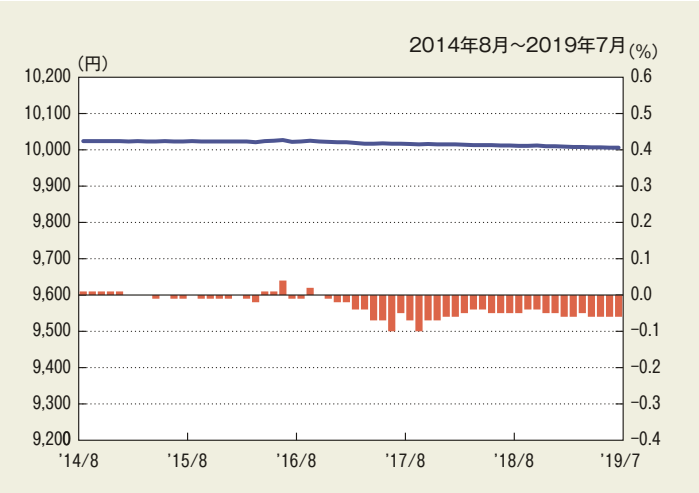

年間騰落率（右目盛）　分配金再投資基準価額（左目盛）

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

世界6地域通貨コース

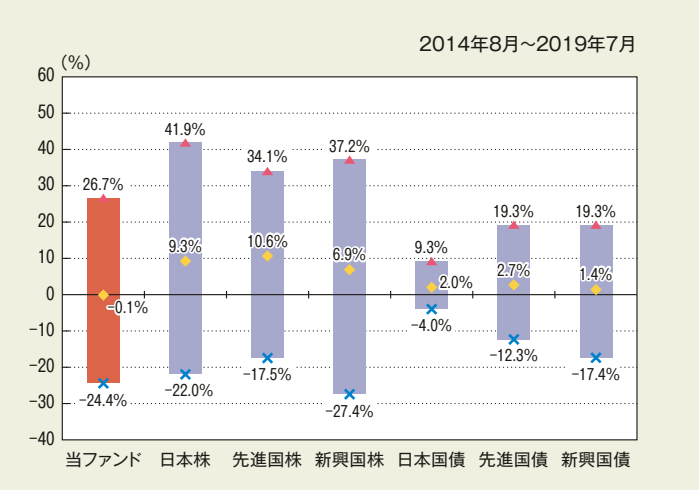

マネープールファンド

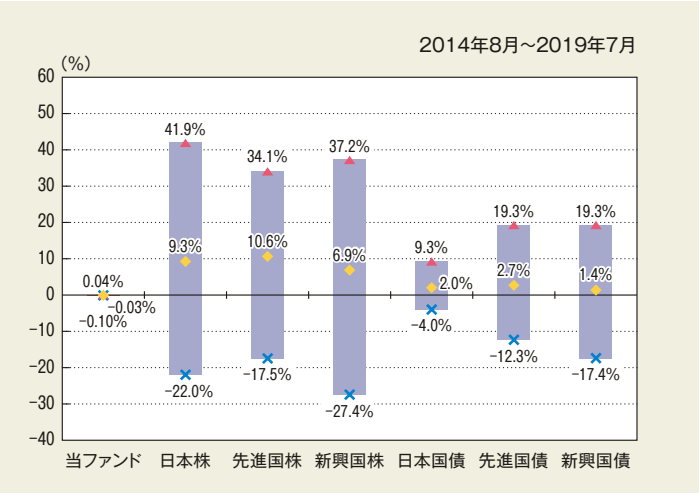

平均値　最大値　最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値･最大値･最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数について＞

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

2019年7月31日現在

基準価額・純資産の推移 （設定日～2019年7月31日）

円コース

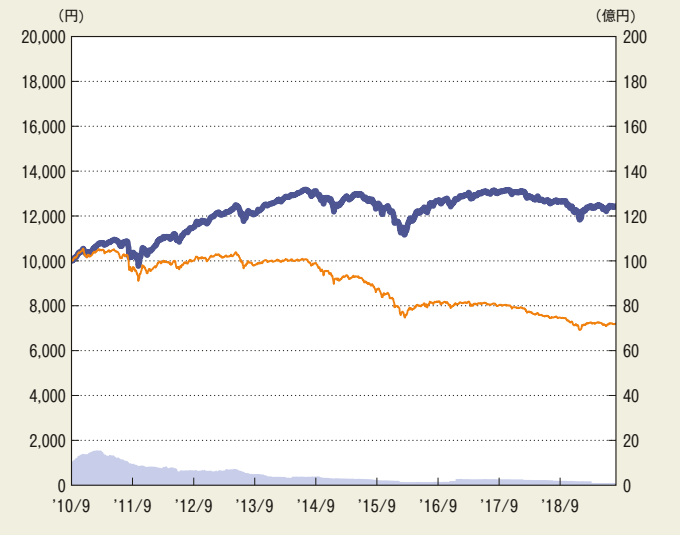

中国・インド・インドネシア通貨コース

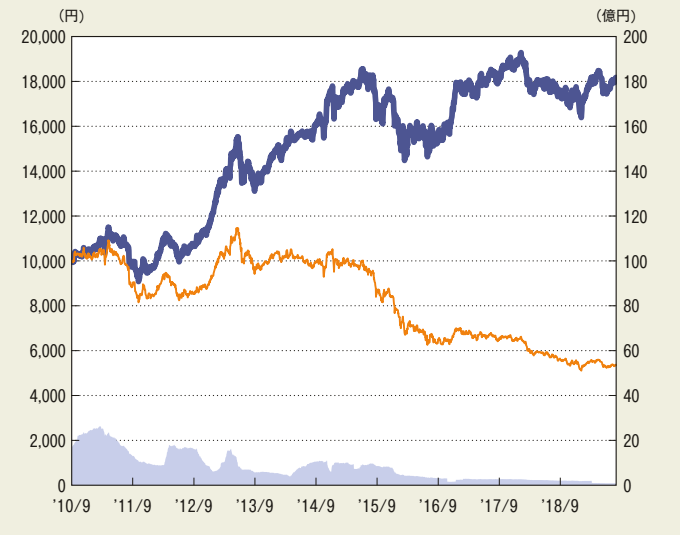

BRICs通貨コース

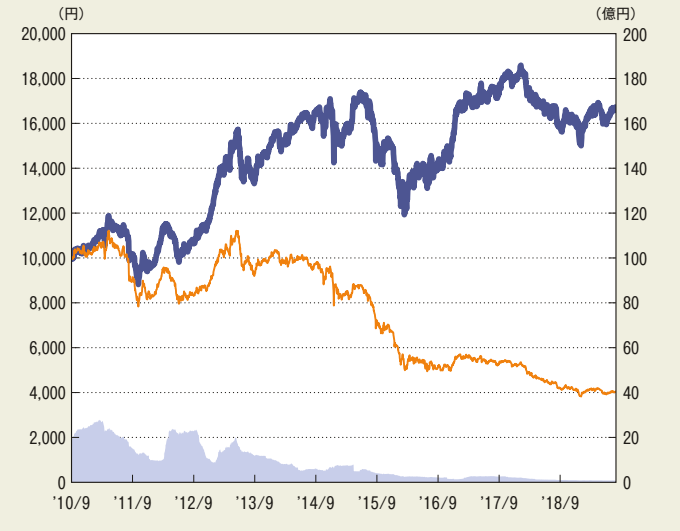

世界6地域通貨コース

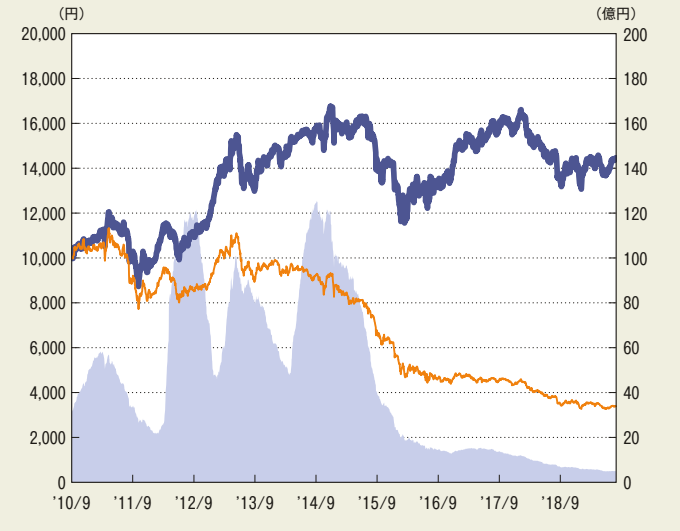

マネープールファンド

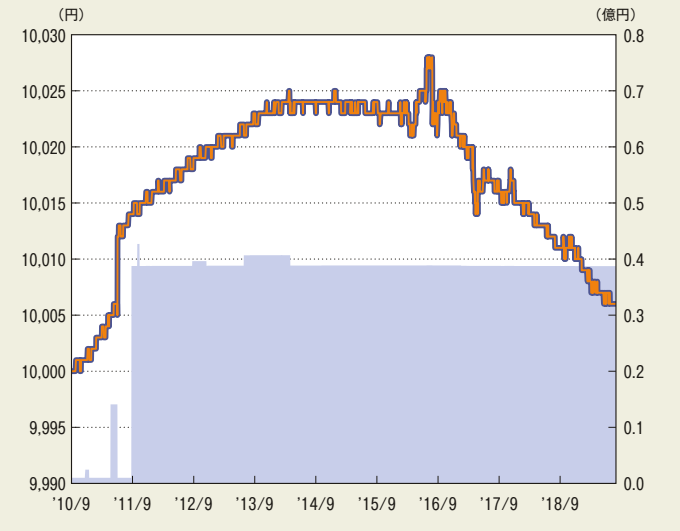

純資産総額：右目盛
基準価額：左目盛
分配金再投資基準価額：左目盛

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

運用実績

分配の推移

	円コース	中国・インド・インドネシア通貨コース	BRICs通貨コース	世界6地域通貨コース
2019年 7月	10円	40円	30円	30円
2019年 6月	10円	40円	30円	30円
2019年 5月	10円	40円	30円	30円
2019年 4月	10円	40円	30円	30円
2019年 3月	10円	40円	30円	30円
直近1年間累計	160円	480円	400円	360円
設定来累計	5,030円	10,140円	10,460円	10,160円

	マネープールファンド
2019年 6月	0円
2018年12月	0円
2018年 6月	0円
2017年12月	0円
2017年 6月	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

円コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund JPY Class	98.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

BRICs通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund INR Class	26.3%
Global High Yield Bond Fund RUB Class	25.6%
Global High Yield Bond Fund CNY Class	23.8%
Global High Yield Bond Fund BRL Class	22.3%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.9%

マネープールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

＊投資比率は全て純資産総額対比

中国・インド・インドネシア通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund INR Class	35.4%
Global High Yield Bond Fund IDR Class	33.0%
Global High Yield Bond Fund CNY Class	29.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

世界6地域通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund TRY Class	18.6%
Global High Yield Bond Fund INR Class	17.5%
Global High Yield Bond Fund ZAR Class	16.7%
Global High Yield Bond Fund CAD Class	15.3%
Global High Yield Bond Fund BRL Class	15.0%
Global High Yield Bond Fund AUD Class	15.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

■参考情報（上位10銘柄）

グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	業種	クーポン	償還日	投資比率
1	TRANSDIGM INC 144A	米国	資本財	6.250%	2026/3/15	2.0%
2	ALLY FINANCIAL INC	米国	金融	8.000%	2031/11/1	1.3%
3	INFOR US INC	米国	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ/ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	6.500%	2022/5/15	1.3%
4	FINANCIAL & RISK US HOLDINGS INC 144A	米国	金融サービス	6.250%	2026/5/15	1.2%
5	SOLERA LLC / SOLERA FINANCE INC 144A	米国	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ/ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	10.500%	2024/3/1	1.1%
6	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE HOLDINGS I 144A	米国	メディア	9.250%	2024/2/15	1.0%
7	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE HOLDINGS I	米国	メディア	6.500%	2022/11/15	0.9%
8	CSC HOLDINGS LLC	米国	メディア	5.250%	2024/6/1	0.9%
9	1011778 BC UNLIMITED LIABILITY CO 144A	カナダ	小売	5.000%	2025/10/15	0.9%
10	HD SUPPLY INC 144A	米国	素材	5.375%	2026/10/15	0.9%

＊投資比率はグローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドの純資産総額対比
＊上位10銘柄は、2019年7月末現在（現地）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	30 政保日本政策	特殊債券	10.3%
2	107 政保道路機構	特殊債券	5.5%
3	91 政保道路機構	特殊債券	4.8%
4	100 政保道路機構	特殊債券	4.2%
5	93 政保道路機構	特殊債券	3.9%
6	104 政保道路機構	特殊債券	2.7%
7	316 北海道電力	社債券	2.7%
8	10 政保地方公共団	特殊債券	2.7%
9	69 東京急行電鉄	社債券	2.6%
10	295 北陸電力	社債券	2.6%

＊投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

円コース

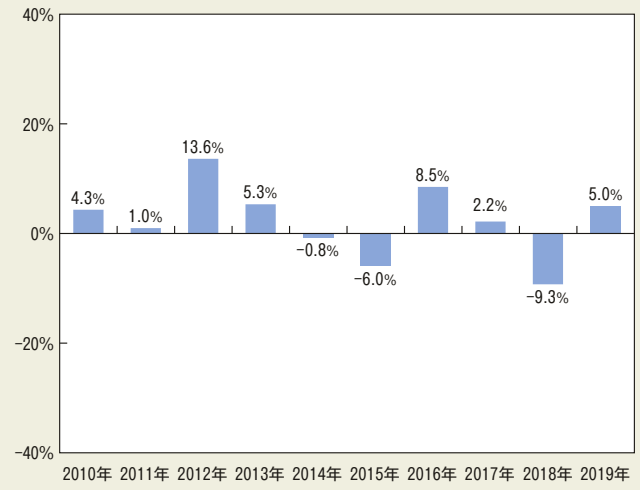

中国・インド・インドネシア通貨コース

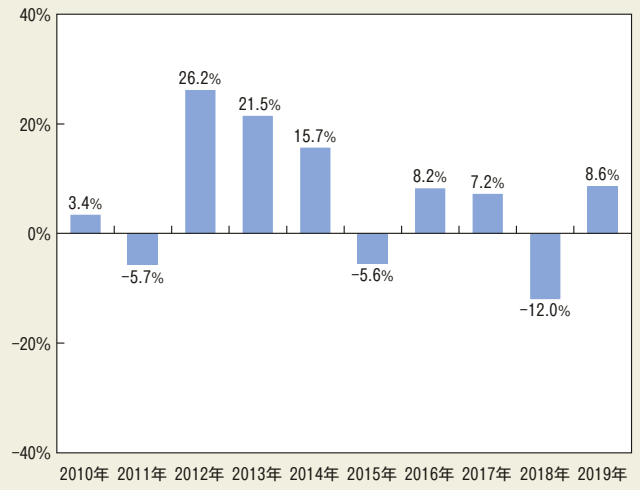

BRICs通貨コース

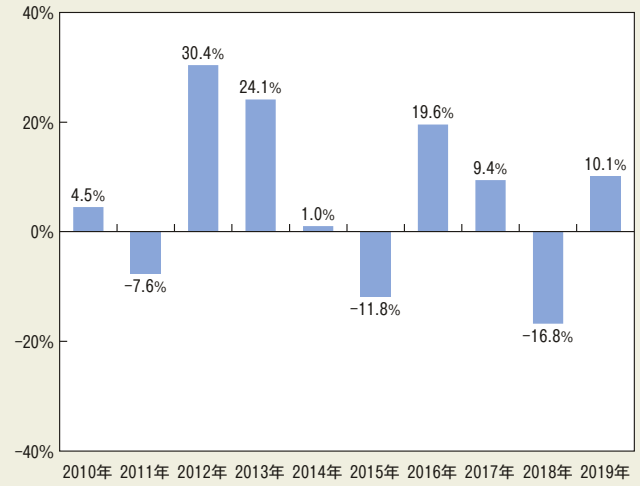

世界6地域通貨コース

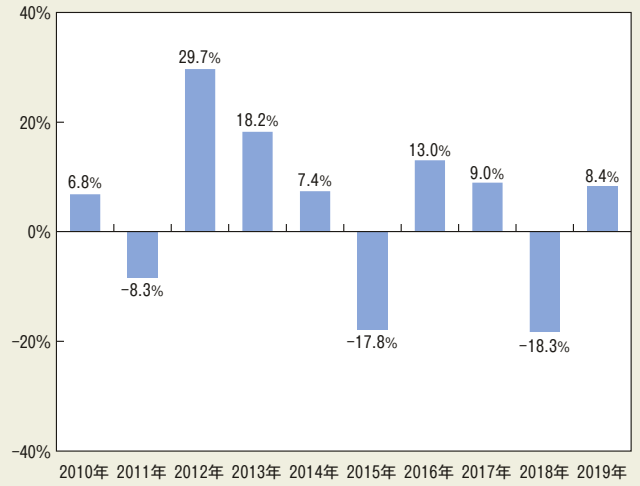

マネープールファンド

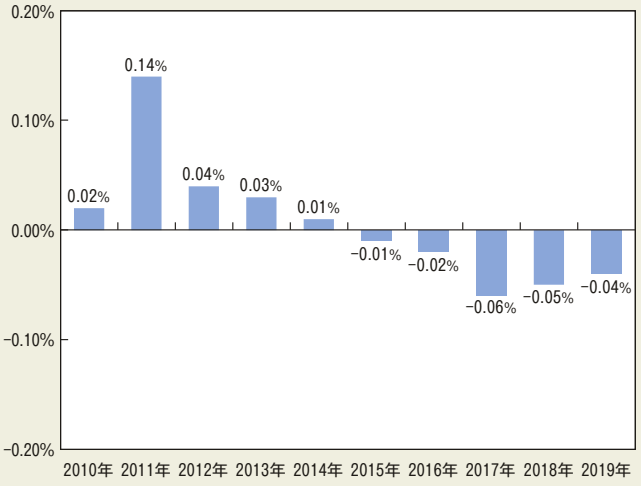

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2010年は当初設定日（2010年9月1日）から年末までの収益率、2019年は7月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

●繰上償還について
当ファンドは、2020年1月24日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。
この繰上償還は、2019年10月18日現在の受益者による書面決議によるものとします。
2019年11月21日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2020年1月24日をもって繰上償還を行います。
なお、2019年10月17日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はございません。
当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	各コース　換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 マネープールファンド　換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	各コースにつき、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2019年9月18日から2020年9月11日※までです。 ※繰上償還することとなった場合、購入の申込期間は2020年1月22日までとします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	各コース　取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。 マネープールファンド　取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。
信託期間	2010年9月1日から2020年9月15日※までです（約10年）。 ※繰上償還することとなった場合、信託期間は2020年1月24日までとします。
繰上償還	各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。 また、通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。
決算日	各コース　毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日） マネープールファンド　毎年6月、12月の15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
収益分配	各コース　年12回の決算時に分配を行います。 マネープールファンド　年2回の決算時に分配を行います。 *分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。

信託金の限度額	各コース　各々につき5,000億円 マネープールファンド　1兆円
公　　告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

各コース

購入価額に**3.24%*1（税抜3.0%）を上限**として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。
※各コースの購入時手数料（スイッチングの際の購入時手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。
*1 消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

購入時手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

マネープールファンド

ありません。
※マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

信託財産留保額

各コース　換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.1%**を乗じて得た額とします。
マネープールファンド　ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

毎日、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。
運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

各コース

信託報酬率は、**年率1.701%*2（税抜1.575%）**とします。
*2 消費税率が10%になった場合は、年率1.7325%となります。

＜運用管理費用（信託報酬）の配分＞

当該ファンドの運用管理費用（信託報酬）		
委託会社	年率0.95%（税抜）	ファンドの運用等の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.09%程度※	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
実質的な負担	**年率1.791%*3（税込）程度**	―

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあります。
*3 消費税率が10%になった場合は、年率1.8225%となります。

マネープールファンド

信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.648*4（税抜0.60）を乗じて得た率とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、**年率0.648%*5（税抜0.60%）を上限**とします。
*4 消費税率が10%になった場合は、0.66となります。
*5 消費税率が10%になった場合は、年率0.66%となります。

＜運用管理費用（信託報酬）の配分＞

	純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。	―
委託会社	45%	ファンドの運用等の対価
販売会社	45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	10%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・手数料

財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。
※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分　配　時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。
・上記は2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

通貨バスケット選択型
グローバル・ハイイールド債券ファンド

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs 通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）

追加型投信／海外／債券（課税上は株式投資信託として取扱われます。）

グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

追加型投信／国内／債券（課税上は株式投資信託として取扱われます。）

投資信託説明書（請求目論見書）

2019年10月17日

三井住友DSアセットマネジメント

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
＜ホームページ＞https://www.smd-am.co.jp
＜フリーダイヤル＞0120-88-2976
［受付時間］午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）

１．この投資信託説明書（請求目論見書）にかかる通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド※の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2019年９月17日に関東財務局長に提出しており、2019年９月18日にその届出の効力が生じております。
※本書において、届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドを総称して「通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド」または「当ファンド」と表示することがあります。
２．この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条第２項第２号の規定に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
３．当ファンドの基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

発行者名	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　松下　隆史
本店の所在の場所	東京都港区愛宕二丁目５番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

目　　次

		頁
第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第１	ファンドの状況	4
第２	管理及び運営	64
第３	ファンドの経理状況	72
第４	内国投資信託受益証券事務の概要	144
第三部	委託会社等の情報	146
第１	委託会社等の概況	146
約款		

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

以下、上記ファンドを総称して、「通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド」または「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
：円コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
：中国・インド・インドネシア通貨コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
：BRICs通貨コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
：世界６地域通貨コース
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）
：マネープールファンド

なお、「円コース」、「中国・インド・インドネシア通貨コース」、「BRICs通貨コース」、「世界６地域通貨コース」を総称して、「各コース」という場合があります。

＊上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各々につき、１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

（注１）各コースにつき、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得の申込みを受付けないものとします。

（注２）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	電話番号※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

［各コース］

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24％*（税抜3.0％）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

＊消費税率が10％になった場合は、3.3％となります。

［マネープールファンド］

ありません。

※マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年９月18日から2020年９月11日※までです。

※繰上償還することとなった場合、申込期間は2020年１月22日までとします。

＜繰上償還について＞

当ファンドは、2020年１月24日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

この繰上償還は、2019年10月18日現在の受益者による書面決議によるものとします。

2019年11月21日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって可決された場合、2020年１月24日をもって繰上償還を行います。

なお、2019年10月17日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はございません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

［各コース］

当ファンドは、世界の企業の発行する高利回り債券（ハイイールド債券）を実質的な投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

［マネープールファンド］

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 **追加型**	国　　内 **海　　外** 内　　外	株　　式 **債　　券** 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産 （投資信託証券 （債券　一般　低格付債））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） **年12回 （毎月）** 日々 その他 （　　）	**グローバル （日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	**あり （フルヘッジ）** なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般　低格付債））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般　低格付債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。当ファンドにおいて、低格付債とは、格付機関により格付されている信用度でＢＢ＋格相当以下の格付が付与されている債券のことをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ

（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 **追加型**	国　　内 **海　　外** 内　　外	株　　式 **債　　券** 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産 （投資信託証券 （債券　一般　低格付債））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） **年12回 （毎月）** 日々 その他 （　　）	**グローバル （日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	あり （　　） **なし**

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般　低格付債））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般　低格付債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。当ファンドにおいて、低格付債とは、格付機関により格付されている信用度でＢＢ＋格相当以下の格付が付与されている債券のことをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記

載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産 （投資信託証券 （債券　一般））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 **年２回** 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル **日本** 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

1. 各コースは、世界の企業の発行する高利回り債券（ハイイールド債券）を中心に実質的に投資することにより、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

- ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド（Global High Yield Bond Fund）」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドは、世界のハイイールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。ハイイールド債券の運用は、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク（所在地：米国ニューヨーク州ニューヨーク）が行います。米ドル以外の通貨建ての資産へ投資する場合は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。
- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行い、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。
- グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます（当ファンドの信託期間が終了する数ヵ月前からは、キャッシュの保有比率を高めることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率は高位にならない場合があります。）。

ハイイールド債券とは、格付機関により格付けされている信用度でBB+格相当以下の格付けが付与されている事業債等のことをいいます。

マネープールファンド

- マネープールファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 為替取引手法の異なる4つのファンドとマネープールファンドがあり、各ファンド間でのスイッチングが可能です。

- 各コースが投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。

円コース

取引対象通貨

円

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対円で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

中国・インド・インドネシア通貨コース

取引対象通貨

中国元、インドルピー、インドネシアルピア

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対中国、インド、インドネシアの各通貨で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

BRICs通貨コース

取引対象通貨

ブラジルレアル、ロシアルーブル、インドルピー、中国元

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を対ブラジル、ロシア、インド、中国の各通貨で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

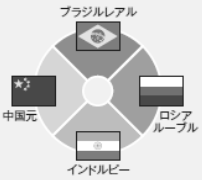

世界6地域通貨コース

取引対象通貨

カナダドル、ブラジルレアル、トルコリラ、南アフリカランド、インドルピー、豪ドル

投資対象

原則として、実質米ドル建て資産を世界の6地域（北米、中南米、欧州、アフリカ、アジア、オセアニア）の各地域の中からそれぞれ相対的に金利水準の高い国の通貨で為替取引を行う外国投資信託証券に投資します。

- 外国投資信託証券において行われる為替取引とは、「保有外貨建資産の通貨（投資する米ドル建て以外の外貨建資産は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行いますので、保有外貨建資産は実質米ドル建てとなります。）の売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と各取引対象通貨の為替リスクがあります。
- 投資する外国投資信託証券では、為替取引手法の異なる複数のクラスがあり、各コースでは、上記の取引対象通貨による為替取引が行われている1つまたは複数のクラスへ投資します。
- 円コースでは、原則として米ドル売り、円買いの為替取引を行い為替リスクの低減に努めますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円コースを除く各コースにおいても、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことができないため、円に対する外貨建資産（原則米ドル建て）の為替リスクは残ります。
- 取引対象通貨が複数の場合、各通貨の実質的な配分は概ね均等になることを基本とします（ただし、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。）。
- 世界6地域通貨コースが投資対象とする通貨は、米ドル、カナダドル、ブラジルレアル、メキシコペソ、ユーロ、英ポンド、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、チェココルナ、トルコリラ、ハンガリーフォリント、ポーランドズロチ、スイスフラン、ロシアルーブル、南アフリカランド、中国元、インドルピー、インドネシアルピア、韓国ウォン、マレーシアリンギット、フィリピンペソ、シンガポールドル、豪ドル、ニュージーランドドルとします。流動性や投資規制等を勘案するため、各地域で自動的に金利の高い通貨を対象とするものではありません。また、組入れ後に金利が低下した場合であっても、直ちに取引対象通貨を変更するものではありません。将来、前述の取引対象通貨は変更になる場合があります。
- 取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合があります。その場合、当該通貨の配分や円コースを除く各コースにおける通貨数が大幅に変更になる場合があります。
- 世界6地域通貨コースについては、上記の取引対象通貨は2019年7月末現在のものであり将来取引対象通貨が変更される場合があります。

※各ファンドのお取扱い、スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3. 毎月の決算日に、原則として分配を目指します。

- 各コースの決算日は、毎月の15日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- マネープールファンドの決算日は、毎年6月、12月の15日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ〈各コース〉

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

（イメージ図）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（イメージ図）

前期決算日から基準価額が上昇した場合

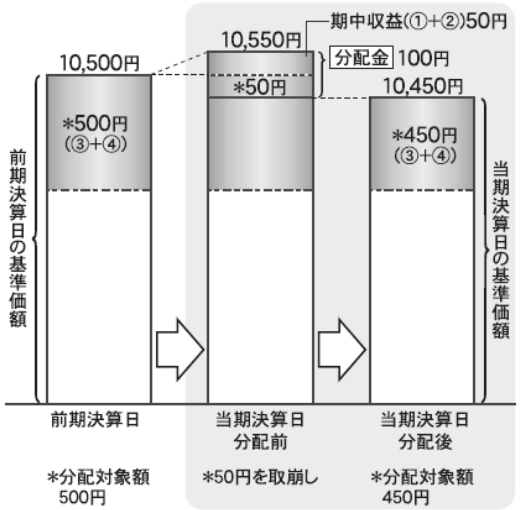

前期決算日から基準価額が下落した場合

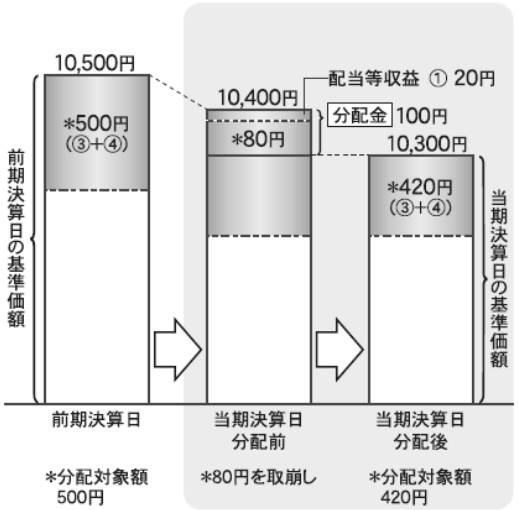

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益 および ②経費控除後の評価益を含む売買益 ならびに ③分配準備積立金 および ④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

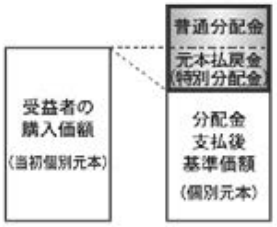

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

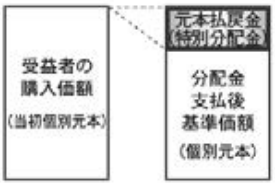

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

当ファンド（マネープールファンドを除く）は主に世界のハイイールド債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

当ファンド（マネープールファンドを除く）のイメージ図

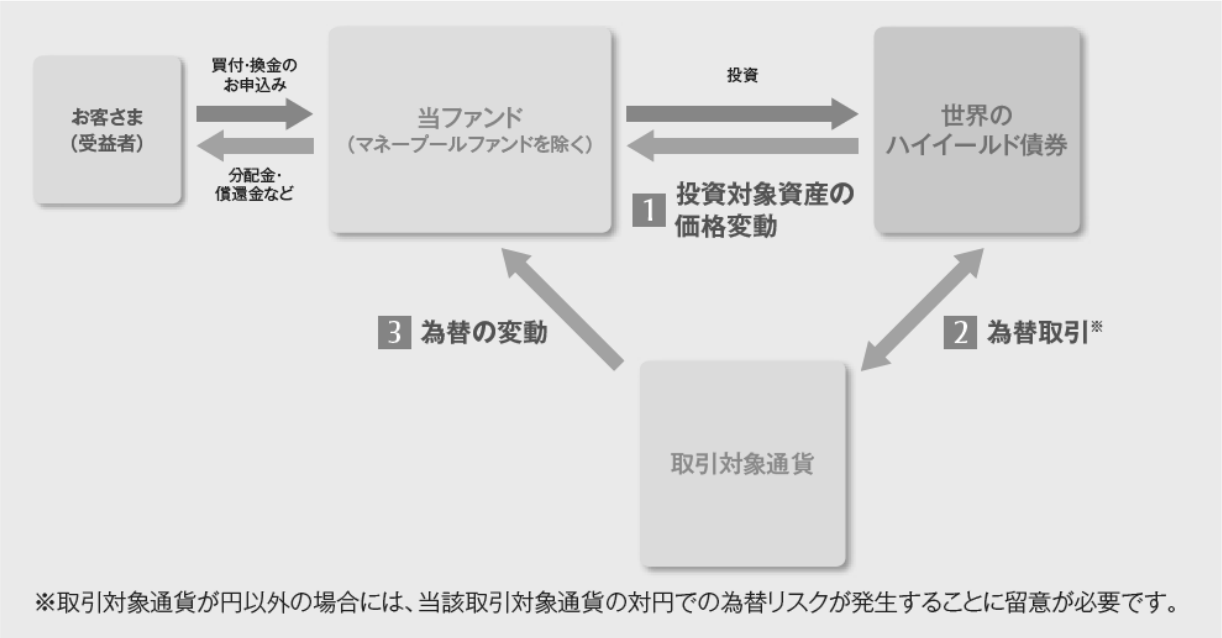

※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンド（マネープールファンドを除く）の収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
＝	債券価格の上昇	債券価格の下落
1 世界のハイイールド債券の利息収入、値上がり／値下がり	金利の低下 債券の発行体の信用力上昇	金利の上昇 債券の発行体の信用力低下
＋	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	コスト（金利差相当分の費用）の発生
2 為替取引によるプレミアム／コスト	取引対象通貨の短期金利 ＞米ドルの短期金利	取引対象通貨の短期金利 ＜米ドルの短期金利
＋	為替差益の発生	為替差損の発生
3 為替差益／差損	取引対象通貨に対して円安	取引対象通貨に対して円高

※円コースは、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減に努めます。
※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

ハイイールド債券への投資について

ハイイールド債券は先進国の国債などよりも高い利回り水準が最大の魅力といえます。ただし、BB+格相当以下を投資対象とするハイイールド債券への投資は、一般的に投資適格債券への投資よりも利回り水準が高い一方で、信用リスクが高まります。

債券マーケット別に見た利回り水準の比較 (2019年7月末)

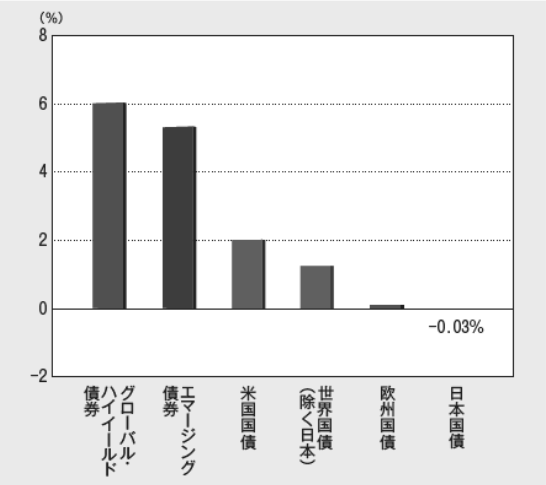

格付け別に見た債券利回りの比較 (2019年7月末)

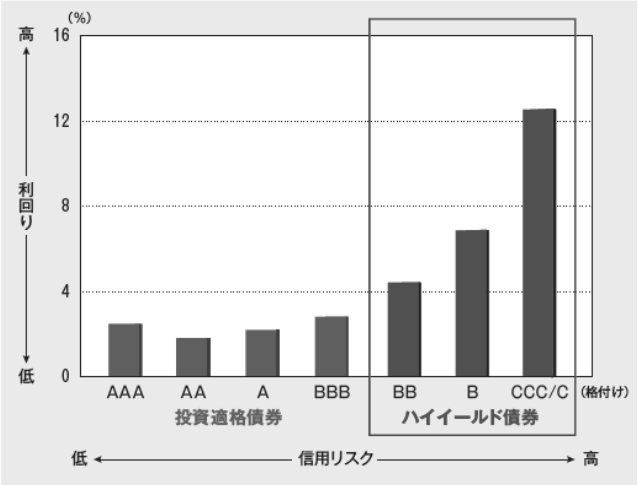

[出所] 各種データをもとに三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成。

債券マーケット別に見た利回り水準の比較のデータ：次の各債券インデックスの最終利回りを表示。グローバル・ハイイールド債券:ICE BofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス、エマージング債券:JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド、米国国債:FTSE米国国債インデックス、世界国債（除く日本）:FTSE世界国債インデックス（除く日本）、欧州国債:FTSE EMU国債インデックス、日本国債:FTSE日本国債インデックス。

格付け別に見た債券利回りの比較のデータ：投資適格債券（AAA～BBB格）：ICE BofAメリルリンチ・グローバル・コーポレート・インデックス、ハイイールド債券（BB～CCC/C格）：ICE BofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックスの各格付けの最終利回りを表示。

*ICE BofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックスおよびICE BofAメリルリンチ・グローバル・コーポレート・インデックスは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社（「ICE Data」）及び／又はその第三者サプライヤーの財産であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンスされています。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引によるプレミアム／コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

為替取引を活用した収益機会のイメージ (イメージ図)

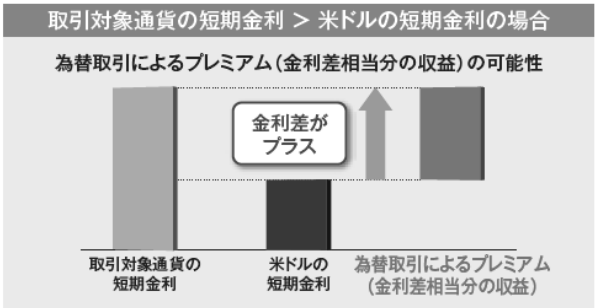

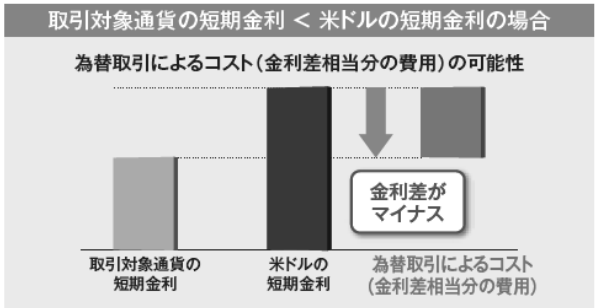

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

主要通貨の為替レート（対円）の推移について

各取引対象通貨の為替レート（対円）の推移

（2014年7月末～2019年7月末）

中国元

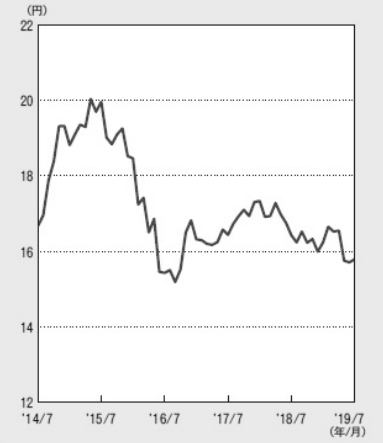

インドルピー

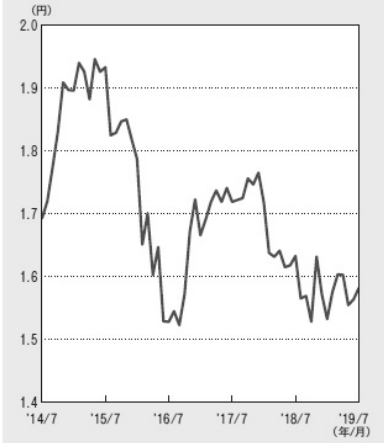

インドネシアルピア

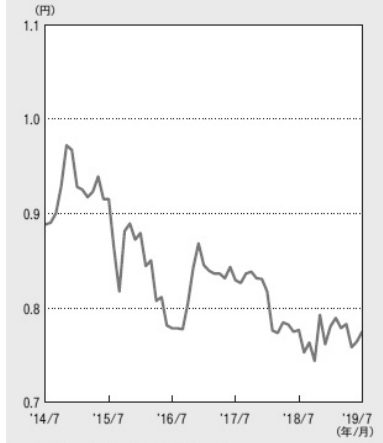

※インドネシアルピアは100通貨単位

ブラジルレアル

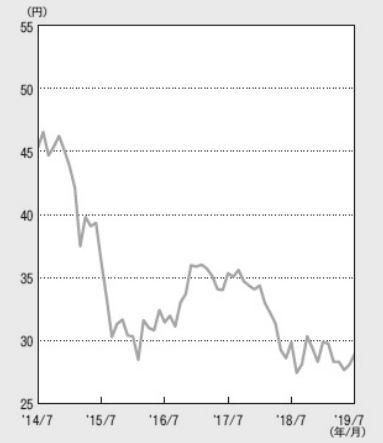

ロシアルーブル

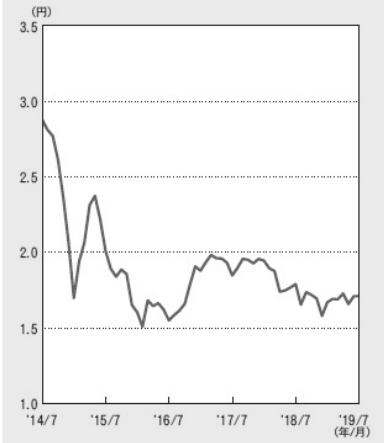

カナダドル

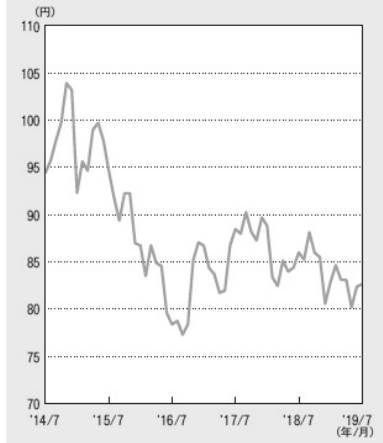

豪ドル

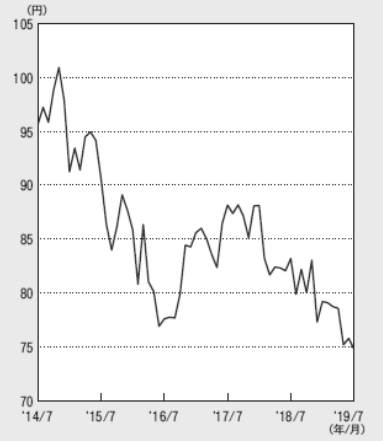

トルコリラ

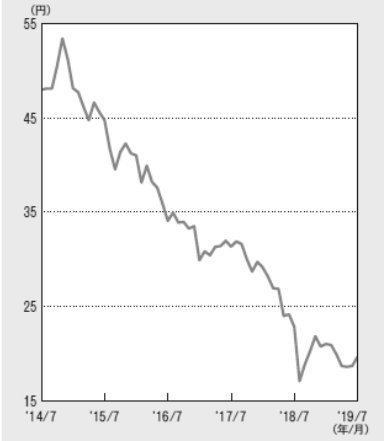

南アフリカランド

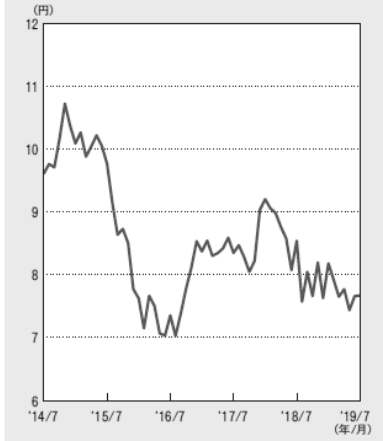

［出所］各種データをもとに三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

［ファンドの仕組み］

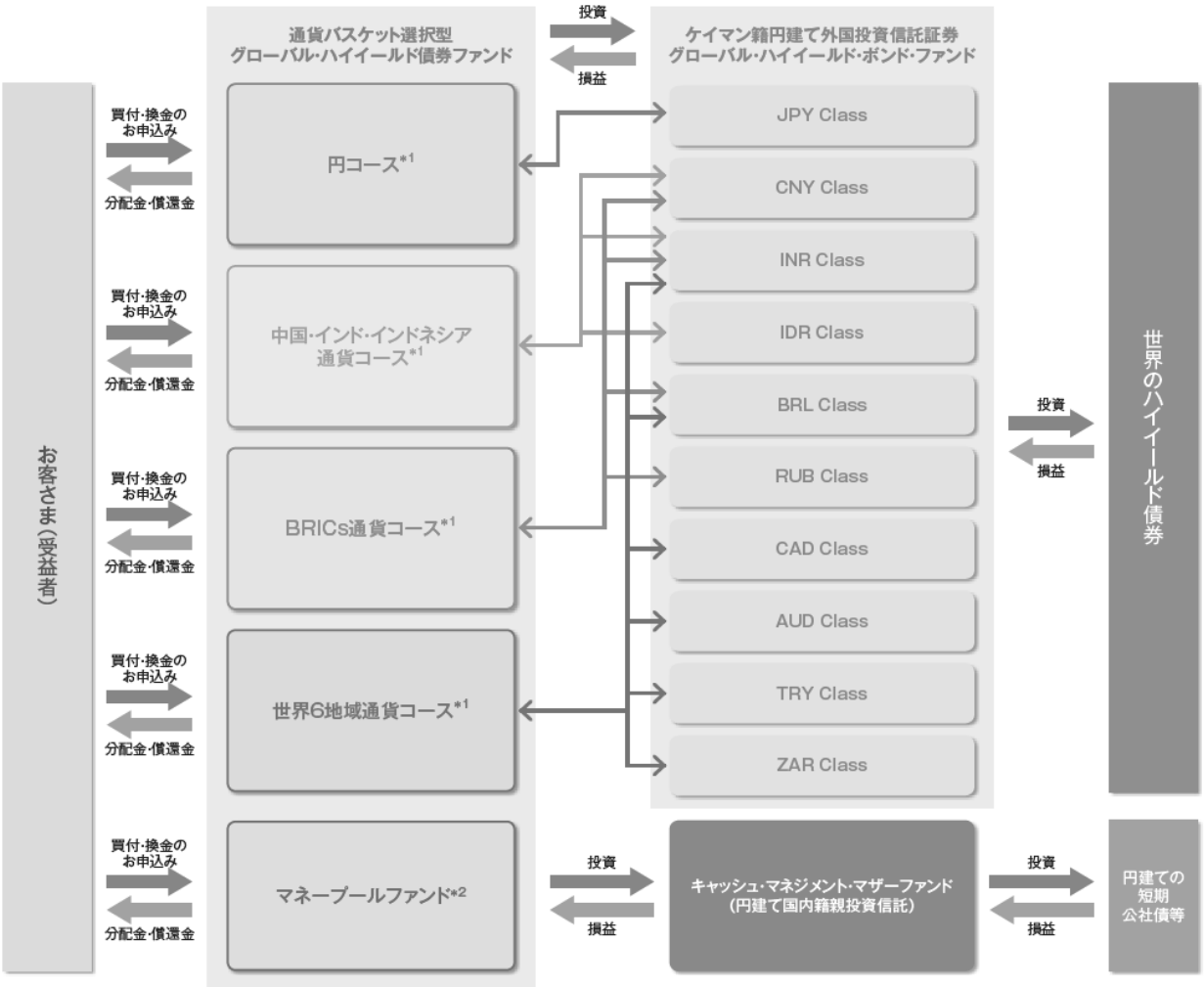

＊1　各コースは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資します。
＊2　マネープールファンドのお買付は、各コースからスイッチングした場合に限定します。

各コースの取引対象通貨（投資対象クラス）

クラス	JPY Class	CNY Class	INR Class	IDR Class	BRL Class	RUB Class	CAD Class	AUD Class	TRY Class	ZAR Class
取引対象通貨	円	中国元	インドルピー	インドネシアルピア	ブラジルレアル	ロシアルーブル	カナダドル	豪ドル	トルコリラ	南アフリカランド
円コース	●									
中国・インド・インドネシア通貨コース		●	●	●						
BRICs通貨コース		●	●		●	●				
世界6地域通貨コース			●		●		●	●	●	●

- 世界6地域通貨コースでは、外貨建資産（実質的に米ドル建て）を対カナダドル（北米地域）、ブラジルレアル（中南米地域）、トルコリラ（欧州地域）、南アフリカランド（アフリカ地域）、インドルピー（アジア地域）、豪ドル（オセアニア地域）の各通貨でそれぞれ為替取引を行う上記の外国投資信託証券へ投資します。ただし、取引対象通貨が変更となり投資対象のクラスが変更される場合があります。また、取引対象通貨数が6よりも少なくなる場合もあります。
- 上記クラス（Class）は、将来追加または変更される場合があります。また、円コースを除く各コースにおいては、取引対象通貨の通貨バスケットで為替取引が行われる単一のクラスへ投資する場合もあります。

④信託金の限度額

［各コース］

信託金の限度額は、各々につき5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限

度額を変更することができます。

［マネープールファンド］
信託金の限度額は、１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】
2010年９月１日　信託契約締結
2010年９月１日　当ファンドの設定・運用開始
2019年４月１日　ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】
［各コース］

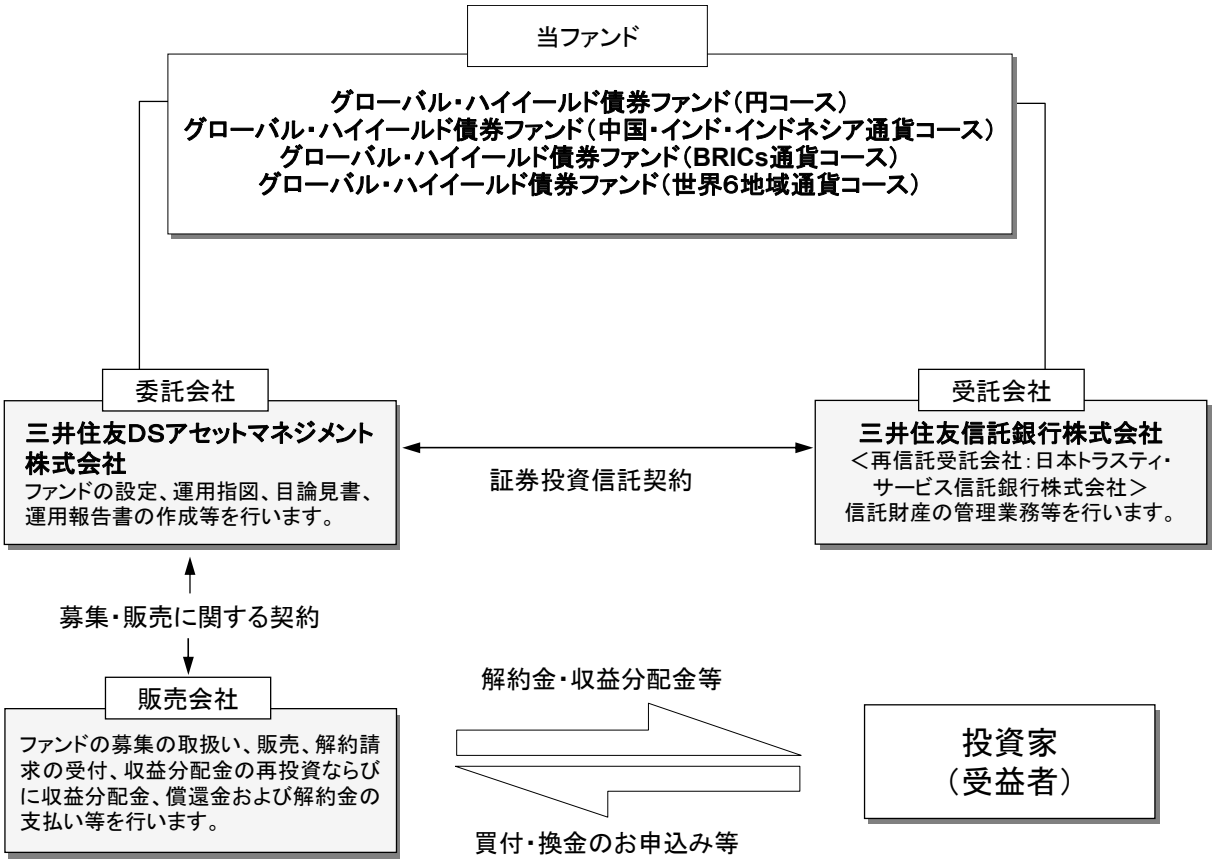

［マネープールファンド］

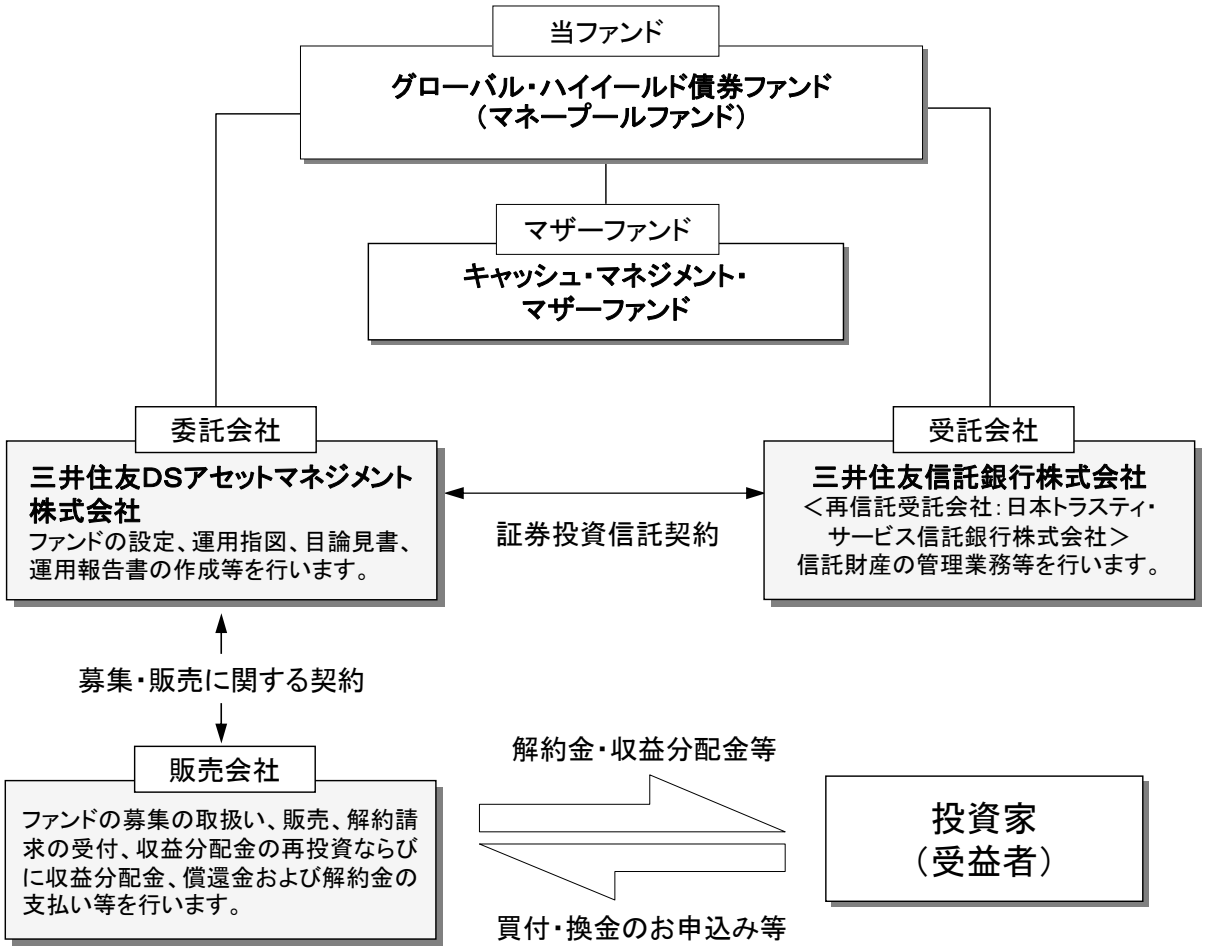

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況

・資本金の額　20億円（2019年７月末現在）

・会社の沿革

1985年７月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	証券投資顧問業の登録
1987年６月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013年４月１日　　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日　　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況（2019年７月末現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

２【投資方針】

（１）【投資方針】

［円コース］

①主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

［中国・インド・インドネシア通貨コース］

①主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国、インド、インドネシアの各通貨の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

②投資信託証券への投資に当たっては、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向や為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

［BRICs通貨コース］

①主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、ブラジル、ロシア、インド、中国の各通貨の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券へ投資します（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

②投資信託証券への投資に当たっては、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向や為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

［世界６地域通貨コース］

①主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、異なる為替リスクを有する別に定める投資信託証券（原則として実質保有外貨建資産である米ドルの売りと取引対象通貨の買いの為替取引が行われているもの）を投資対象とします（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドにも投資を行います。

②投資信託証券への投資に当たっては、原則として世界の６地域（北米／中南米／欧州／アフリカ／アジア／オセアニア）の各地域の中からそれぞれ相対的に金利水準の高い国の通貨を取引対象通貨とし、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向や為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。また、通貨の種類は変更になることや通貨数は６よりも少なくなる場合があります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※各コースにおいて、「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

円コース	ケイマン籍外国投資信託 Global High Yield Bond Fund JPY Class
中国・インド・インドネシア通貨コース	ケイマン籍外国投資信託 Global High Yield Bond Fund CNY Class（中国元） Global High Yield Bond Fund INR Class（インドルピー） Global High Yield Bond Fund IDR Class（インドネシアルピア） 上記の３通貨での為替取引が行われているGlobal High Yield Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。
BRICs通貨コース	ケイマン籍外国投資信託 Global High Yield Bond Fund BRL Class（ブラジルレアル） Global High Yield Bond Fund RUB Class（ロシアルーブル） Global High Yield Bond Fund INR Class（インドルピー） Global High Yield Bond Fund CNY Class（中国元） 上記の４通貨での為替取引が行われているGlobal High Yield Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。
世界６地域通貨コース	ケイマン籍外国投資信託 Global High Yield Bond Fund CAD Class（カナダドル） Global High Yield Bond Fund BRL Class（ブラジルレアル） Global High Yield Bond Fund IDR Class（インドネシアルピア） Global High Yield Bond Fund INR Class（インドルピー） Global High Yield Bond Fund AUD Class（豪ドル） Global High Yield Bond Fund TRY Class（トルコリラ） Global High Yield Bond Fund RUB Class（ロシアルーブル） Global High Yield Bond Fund ZAR Class（南アフリカランド） Global High Yield Bond Fund PLN Class（ポーランドズロチ） ※上記以外の為替リスク（米ドル、メキシコペソ、ユーロ、英ポンド、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、チェココルナ、ハンガリーフォリント、スイスフラン、中国元、韓国ウォン、マレーシアリンギット、フィリピンペソ、シンガポールドル、ニュージーランドドル）のあるGlobal High Yield Bond Fundの受益証券や前述の通貨の中で複数の為替取引が行われているGlobal High Yield Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。前述の通貨は今後追加または変更される場合もあります。

［マネープールファンド］

①キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

［各コース］

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項

で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

［マネープールファンド］
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②運用の指図範囲
［各コース］
委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

［マネープールファンド］
委託会社は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債について

は、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８および９の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

［各コース］

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

［マネープールファンド］

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネープールファンドにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

各コースが投資対象とする投資信託証券の概要

各コースが投資対象とする投資信託証券の概要は以下の通りです。

投資信託証券の概要は、2019年７月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

＜グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドの概要＞

ファンド名	Global High Yield Bond Fund （グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド）
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託証券／円建て
運用目的	主に世界のハイイールド債券に投資することで、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。
主要投資対象	世界のハイイールド債券を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引等を活用します。
投資方針	１．世界のハイイールド債券を中心に投資することにより、高水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。 ・ハイイールド債券の運用は、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクが行います。 ・原則として、ファンドの純資産総額の70％以上をハイイールド債券（転換社債、優先証券を含みます。）に投資することとします。 ・B-格相当未満の格付の債券（格付を持たない債券（国債、地方債等は除きます。以下同じ。）を含みます。）への投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の30％以内とします。 ・格付を持たない債券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10％以内とします。 ・米ドル以外の通貨建ての資産に投資する場合は、原則として当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・同一発行体の企業への投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の３％以内とします。 ・新興国の発行体への投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の15％以内とします。 ・シニアローンへの投資割合は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10％以内とします。 ・ディストレスト証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10％以内とします。 ・株式の投資割合は、コーポレートアクション等により取得したものに限り原則として取得時においてファンドの純資産総額の２％以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の５％以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・有価証券の空売りは行いません。 ※なお、格付機関（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス）の格付が異なる場合は、最も高い格付を採用します。 ２．当ファンドでは、為替リスクの異なる複数の通貨クラスがあります。 各通貨クラスにおいて、外国為替予約取引等により、組入れ資産の実質的な通貨である米ドルの売りと下記の取引対象通貨の買いの為替取引の管理が行われます。

クラス	取引対象通貨	クラス	取引対象通貨
AUD	豪ドル	JPY	円
BRL	ブラジルレアル	PLN	ポーランドズロチ
CAD	カナダドル	RUB	ロシアルーブル
CNY	中国元	TRY	トルコリラ
IDR	インドネシアルピア	ZAR	南アフリカランド
INR	インドルピー		

※将来、上記以外の取引対象通貨で為替取引を行う新たな通貨クラスが設定される場合があります。また、将来複数の通貨バスケットで為替取引が行われる通貨クラスが設定される場合があります。取引対象通貨が米ドルの場合、為替取引は行いません。

３．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬およびその他費用等	管理報酬等：年0.09%（程度） 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。 受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。 投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社のブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクへの報酬は、各コースの委託者報酬から支弁されます。）。 **※上記の報酬等は将来変更になる場合があります。**
投資運用会社	＜ハイイールド債券の運用＞ ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク （BlackRock Financial Management, Inc.） ※同社は、ファンドの運用の一部をグループ会社（英国、オーストラリア）へ委託する場合があります。
その他	＜為替管理会社＞ ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（UK）リミテッド (Daiwa SB Investments(UK)Ltd.)

＜ブラックロックにおけるグローバル・ハイイールド債券運用プロセス＞

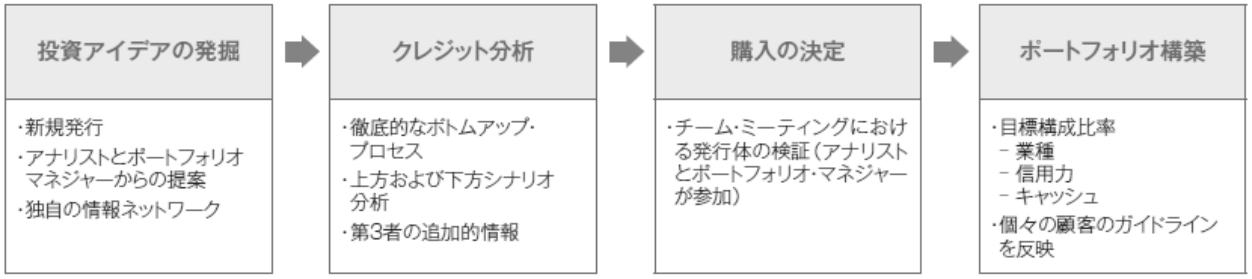

・ブラックロックでは、ポートフォリオ・マネジャーが協調しながら運用に当たる「チーム運用体制」をとっております。

・グローバルに配置されたハイイールド債券チームを中心として、ブラックロックの債券運用全体でリサーチ情報を共有して運用を行います。

・豊富な独立した情報ソースや徹底したボトムアップ・アプローチによる継続的な企業調査から投資銘柄を選定します。

・独自の最先端のリスク管理技術によるリスク管理を行います。

※上記のブラックロックにおける運用プロセスは、今後変更されることがあります。

＜ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクの概要＞

ブラックロックはグローバルに資産運用、リスク・マネジメント、アドバイザリー・サービスを機関投資家、個人投資家等に提供している世界有数の資産運用会社です。株式、債券、不動産、短期資金、オルタナティブから資産配分／バランス型戦略に至る運用商品を、機関投資家及び個人投資家向け個別口座、ミューチュアル・ファンド及びその他投信、ＥＴＦ市場のマーケット・リーダーであるiShares(r)等を通してお客様に提供しています。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、米国ニューヨーク州ニューヨークに拠点を置き、ファンダメンタル債券商品を運用する主要なグループ会社の一社です。

＜ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（UK）リミテッドの概要＞

同社は、1983年７月に英国法に基づき、英国ロンドンにおいて設立された会社で、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の100％子会社です。同社は、主に機関投資家等に対して資産運用業務を行っております。同社は、為替取引を包括的に委託する場合があります。 ※2019年４月の委託会社の合併に伴い、同社は現地当局の認可等を得ることを前提に、2019年10月にスミトモ ミツイ アセットマネジメント（ロンドン）リミテッドと統合し、社名を変更する予定です。

＜キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要＞

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	－
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	2007年２月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。
決算日	毎年７月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	－
その他	－

（3）【運用体制】

①ファンドの運用体制

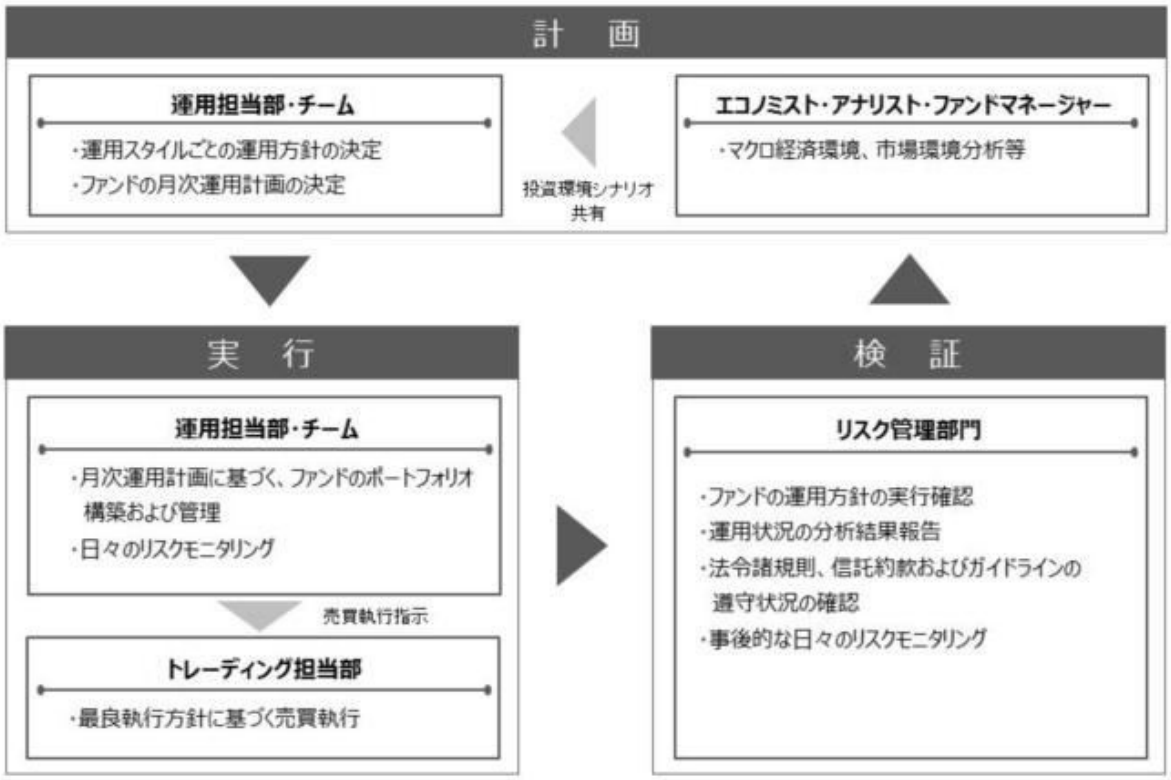

＊リスク管理部門の人員数は、約50名です。

＊他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

＊ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

②委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

①毎決算時※に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※各コースは毎月の15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、マネープールファンドは毎年６月、12月の15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

［各コース］

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

［マネープールファンド］
イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。
イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。
ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】
当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。
①信託約款に定める投資制限
［各コース］
イ．主な投資制限
(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

［マネープールファンド］

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所※における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限
委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲
(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
（ａ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。
(ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図
(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ
(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デ

リバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針
キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（１）運用の基本方針
当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

（２）運用方法
①投資対象
本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度
イ．本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図
①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
９．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用するこ

とを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限
①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク

を回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑧一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

［各コース］

（１）流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（２）金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

（３）信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。各コースでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスク

が高いとされます。

（４）外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞

□各コース（円コースを除く）

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

□円コース

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券において、米ドル建て資産に対して米ドル売り、円買いの為替取引を行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

□各コース共通

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券は、保有する外貨建資産について、米ドル建て以外の資産に投資する場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とし、ポートフォリオ全体が米ドル建てである場合と同様の投資効果となることを目指します。したがって、外国投資信託証券においては、当該米ドル建以外の資産の通貨と米ドルの金利差による為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が発生する場合があります。ただし、為替取引によるプレミアム／コストは、需給要因等によっては金利差相当分と異なる場合があります。

（５）カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（６）その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

［マネープールファンド］

（１）流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が

困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（２）金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

（３）信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

（４）ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜その他の留意点＞

（１）為替取引に関する留意点

各コースの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

円コースを除く各コースでは、各通貨の実質的な配分は概ね均等になることを基本としますが、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。

（２）繰上償還について

各コースが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

（３）換金請求の受付に関する留意点

［各コース］

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

［マネープールファンド］

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（４）クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング･オフ）の適用はありません。

（５）法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

円コース

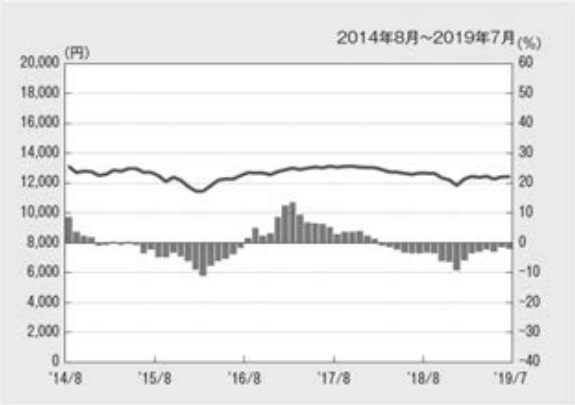

中国・インド・インドネシア通貨コース

BRICs通貨コース

年間騰落率（右目盛）　分配金再投資基準価額（左目盛）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

円コース

中国・インド・インドネシア通貨コース

BRICs通貨コース

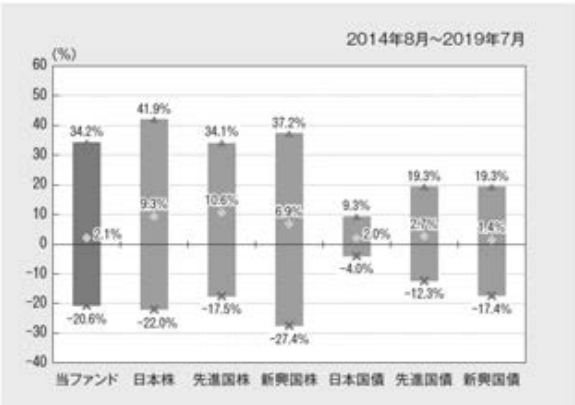

平均値　▲ 最大値　× 最小値

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

世界6地域通貨コース

マネープールファンド

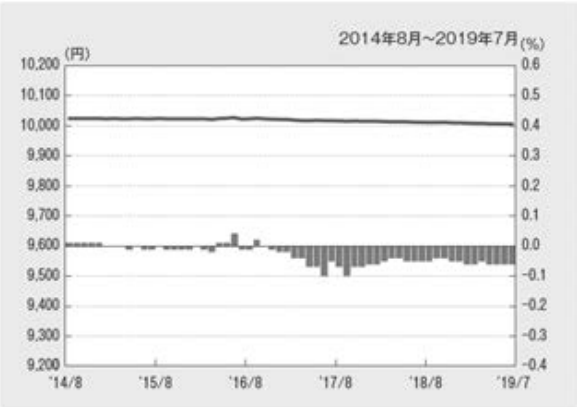

年間騰落率（右目盛）　分配金再投資基準価額（左目盛）

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

世界6地域通貨コース

マネープールファンド

平均値　▲ 最大値　× 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

［各コース］

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24％*（税抜3.0％）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各コースの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

＊消費税率が10％になった場合は、3.3％となります。

［マネープールファンド］

ありません。

※マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

［各コース］

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.701％*[1]（税抜1.575％）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.95％（税抜）	年率0.60％（税抜）	年率0.025％（税抜）

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、管理報酬等が年率0.09％程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.791％*[2]（税込）程度です。

※ただし、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、当該投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、為替管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は当ファンドが投資対象とする投資信託証券が負担します。なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券における報酬は将来変更になる場合があり、その場合は実質的な信託報酬率は変更されることになります。

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

＊１　消費税率が10％になった場合は、年率1.7325％となります。

＊２　消費税率が10％になった場合は、年率1.8225％となります。

［マネープールファンド］

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終５営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.648％*[3]（税抜0.60％）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第１営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00％以上	年率0.27％ （税抜）	年率0.27％ （税抜）	年率0.06％ （税抜）	年率0.60％ （税抜）
1.00％未満	純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45％	45％	10％	コールレートに 0.60を乗じて得た率 （税抜）

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

＊３　消費税率が10％になった場合は、年率0.66％となります。

①信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、各コースは各特定期末（毎年６月、12月に属する計算期

末）または信託終了時に、マネープールファンドは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各コース	年率0.01026％*1（税抜0.0095％）以内の率
マネープールファンド	年率0.00648％*2（税抜0.0060％）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
＊１　消費税率が10％になった場合は、年率0.01045％となります。
＊２　消費税率が10％になった場合は、年率0.0066％となります。

④信託財産留保額
［各コース］
解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1％を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

［マネープールファンド］
ありません。

（５）【課税上の取扱い】
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税
・収益分配金の課税
収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。
・解約時および償還時の課税
譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。
※所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1％の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞
解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。
また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。
※上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※20歳未満の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」もあります。

②法人の受益者に対する課税
収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率※で源泉徴収されます。
※所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1％の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞
当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）
＜個別元本について＞
・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は2019年７月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）】

（１）【投資状況】

(2019年７月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	796,584	0.84%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	93,463,394	98.10%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,018,132	1.07%
純資産総額		95,278,110	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年７月末現在)

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Global High Yield Bond Fund JPY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	124,385,673	0.7503 93,339,009	0.7514 93,463,394	― ―	98.10%
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	783,500	1.0166 796,584	1.0167 796,584	― ―	0.84%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.10%
親投資信託受益証券	0.84%
合計	98.93%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

(2019年７月末現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2019年７月末現在)

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時 (2010年９月１日)	1,025	―	1.0000	―
第１特定期間末 (2010年12月15日)	1,439	1,463	1.0207	1.0387
第２特定期間末 (2011年６月15日)	1,195	1,243	1.0202	1.0562
第３特定期間末 (2011年12月15日)	825	859	0.9547	0.9907
第４特定期間末 (2012年６月15日)	656	684	0.9703	1.0063
第５特定期間末 (2012年12月17日)	642	666	1.0180	1.0540
第６特定期間末 (2013年６月17日)	625	649	0.9920	1.0280
第７特定期間末 (2013年12月16日)	371	388	0.9956	1.0316
第８特定期間末 (2014年６月16日)	381	394	1.0039	1.0399
第９特定期間末 (2014年12月15日)	298	311	0.9077	0.9437

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10特定期間末 （2015年６月15日）	274	285	0.9078	0.9438
第11特定期間末 （2015年12月15日）	193	202	0.7933	0.8293
第12特定期間末 （2016年６月15日）	139	145	0.7983	0.8303
第13特定期間末 （2016年12月15日）	275	280	0.8076	0.8316
第14特定期間末 （2017年６月15日）	273	279	0.8108	0.8288
第15特定期間末 （2017年12月15日）	261	267	0.7896	0.8076
第16特定期間末 （2018年６月15日）	225	230	0.7542	0.7692
2018年７月末日	199	－	0.7497	－
2018年８月末日	197	－	0.7470	－
2018年９月末日	196	－	0.7449	－
2018年10月末日	190	－	0.7248	－
2018年11月末日	183	－	0.7156	－
第17特定期間末 （2018年12月17日）	182	185	0.7119	0.7229
2018年12月末日	176	－	0.6917	－
2019年１月末日	174	－	0.7162	－
2019年２月末日	176	－	0.7260	－
2019年３月末日	95	－	0.7207	－
2019年４月末日	95	－	0.7241	－
2019年５月末日	94	－	0.7123	－
第18特定期間末 （2019年６月17日）	94	95	0.7163	0.7223
2019年６月末日	95	－	0.7202	－
2019年７月末日	95	－	0.7194	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	0.0180
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	0.0360
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	0.0360
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	0.0360
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	0.0360
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	0.0360
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	0.0360
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	0.0360
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	0.0360
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	0.0360
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	0.0360
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	0.0320
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	0.0240
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	0.0180
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	0.0180
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	0.0150
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	0.0110
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	0.0060

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	3.9%
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	3.5%
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	△2.9%
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	5.4%
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	8.6%
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	1.0%
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	4.0%
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	4.4%
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	△6.0%
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	4.0%

期間	収益率
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	△8.6%
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	4.7%
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	4.2%
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	2.6%
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	△0.4%
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	△2.6%
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	△4.2%
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	1.5%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	1,411,633,684	1,851,674
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	316,066,925	554,007,031
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	170,484,196	477,485,737
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	297,265,821	485,300,922
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	199,321,393	245,005,386
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	251,220,717	251,656,789
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	10,427,363	267,652,463
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	88,096,250	81,581,083
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	57,831,733	109,353,349
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	17,643,704	43,716,003
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	367,177	58,934,293
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	1,046,879	69,802,842
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	166,974,247	1,533,325
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	9,578,591	13,035,105
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	1,356,139	7,759,090
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	1,301,092	33,035,795
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	412,324	43,550,770
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	130,620	123,481,938

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）】

（１）【投資状況】

(2019年７月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	621,702	0.70%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	86,504,115	98.06%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,085,893	1.23%
純資産総額		88,211,710	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年７月末現在)

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Global High Yield Bond Fund INR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	55,544,569	0.5596 31,087,921	0.5627 31,254,928	― ―	35.43%
2	Global High Yield Bond Fund IDR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	49,284,816	0.5882 28,993,854	0.5901 29,082,969	― ―	32.97%
3	Global High Yield Bond Fund CNY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	35,183,835	0.7387 25,990,374	0.7437 26,166,218	― ―	29.66%
4	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	611,491	1.0166 621,701	1.0167 621,702	― ―	0.70%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.06%
親投資信託受益証券	0.70%
合計	98.77%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（2019年７月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（2019年７月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年９月１日）	1,683	－	1.0000	－
第１特定期間末 （2010年12月15日）	2,411	2,473	1.0197	1.0467
第２特定期間末 （2011年６月15日）	1,826	1,944	1.0005	1.0545
第３特定期間末 （2011年12月15日）	942	1,016	0.8361	0.8901
第４特定期間末 （2012年６月15日）	1,607	1,690	0.8364	0.8904
第５特定期間末 （2012年12月17日）	674	753	0.9233	0.9773
第６特定期間末 （2013年６月17日）	692	746	0.9954	1.0494
第７特定期間末 （2013年12月16日）	552	584	1.0135	1.0675
第８特定期間末 （2014年６月16日）	852	901	1.0022	1.0862
第９特定期間末 （2014年12月15日）	924	1,011	0.9831	1.0731
第10特定期間末 （2015年６月15日）	891	972	0.9630	1.0530
第11特定期間末 （2015年12月15日）	560	644	0.7669	0.8569
第12特定期間末 （2016年６月15日）	351	398	0.6586	0.7386
第13特定期間末 （2016年12月15日）	238	264	0.6862	0.7462
第14特定期間末 （2017年６月15日）	262	279	0.6528	0.6948
第15特定期間末 （2017年12月15日）	261	278	0.6447	0.6867
第16特定期間末 （2018年６月15日）	228	241	0.5891	0.6221
2018年７月末日	208	－	0.5708	－
2018年８月末日	204	－	0.5615	－
2018年９月末日	206	－	0.5614	－
2018年10月末日	197	－	0.5360	－
2018年11月末日	198	－	0.5518	－
第17特定期間末 （2018年12月17日）	193	201	0.5410	0.5650
2018年12月末日	183	－	0.5196	－
2019年１月末日	190	－	0.5387	－
2019年２月末日	193	－	0.5534	－
2019年３月末日	95	－	0.5476	－
2019年４月末日	93	－	0.5514	－

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2019年５月末日	87	－	0.5302	－
第18特定期間末 （2019年６月17日）	87	92	0.5251	0.5491
2019年６月末日	87	－	0.5314	－
2019年７月末日	88	－	0.5360	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	0.0270
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	0.0540
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	0.0540
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	0.0540
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	0.0540
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	0.0540
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	0.0540
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	0.0840
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	0.0900
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	0.0900
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	0.0900
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	0.0800
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	0.0600
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	0.0420
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	0.0420
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	0.0330
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	0.0240
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	0.0240

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	4.7%
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	3.4%
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	△11.0%
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	6.5%
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	16.8%
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	13.7%
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	7.2%
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	7.2%
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	7.1%
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	7.1%
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	△11.0%
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	△3.7%
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	13.3%
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	1.3%
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	5.2%
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	△3.5%
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	△4.1%
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	1.5%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	2,364,762,432	0
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	318,816,789	858,277,933
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	65,573,734	763,076,275
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	1,220,821,861	426,055,629
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	136,108,838	1,328,653,824
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	1,279,802,279	1,314,552,279
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	61,019,917	211,597,347
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	544,527,873	238,658,958
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	757,728,732	668,310,934
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	377,808,776	391,844,943
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	149,805,908	344,582,752
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	4,291,130	201,540,416
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	115,627,362	301,779,104
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	80,901,788	26,417,128

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	17,257,774	14,030,805
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	7,910,449	26,293,459
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	9,941,125	40,018,803
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	1,246,354	192,440,930

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）】

（１）【投資状況】

(2019年７月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	763,440	0.91%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	82,309,483	98.10%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		832,120	0.99%
純資産総額		83,905,043	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年７月末現在)

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Global High Yield Bond Fund INR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	39,212,970	0.5596 21,947,235	0.5627 22,065,138	― ―	26.30%
2	Global High Yield Bond Fund RUB Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	56,712,594	0.3804 21,578,986	0.3793 21,511,086	― ―	25.64%
3	Global High Yield Bond Fund CNY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	26,894,176	0.7387 19,866,781	0.7437 20,001,198	― ―	23.84%
4	Global High Yield Bond Fund BRL Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 ―	56,286,242	0.3333 18,765,537	0.3328 18,732,061	― ―	22.33%
5	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	750,900	1.0166 763,439	1.0167 763,440	― ―	0.91%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.10%
親投資信託受益証券	0.91%
合計	99.01%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

(2019年７月末現在)

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2019年７月末現在)

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年９月１日）	1,948	－	1.0000	－
第１特定期間末 （2010年12月15日）	2,484	2,555	1.0217	1.0517
第２特定期間末 （2011年６月15日）	2,040	2,178	1.0257	1.0857
第３特定期間末 （2011年12月15日）	987	1,082	0.8177	0.8777
第４特定期間末 （2012年６月15日）	2,161	2,278	0.8101	0.8701
第５特定期間末 （2012年12月17日）	911	1,035	0.9082	0.9682
第６特定期間末 （2013年６月17日）	1,375	1,459	0.9683	1.0283
第７特定期間末 （2013年12月16日）	1,018	1,091	1.0111	1.0711
第８特定期間末 （2014年６月16日）	522	586	0.9944	1.0794
第９特定期間末 （2014年12月15日）	661	718	0.8543	0.9443
第10特定期間末 （2015年６月15日）	594	662	0.8433	0.9333
第11特定期間末 （2015年12月15日）	328	380	0.6048	0.6948
第12特定期間末 （2016年６月15日）	230	268	0.5162	0.5962
第13特定期間末 （2016年12月15日）	135	158	0.5493	0.6093
第14特定期間末 （2017年６月15日）	266	285	0.5298	0.5718
第15特定期間末 （2017年12月15日）	204	224	0.5167	0.5587
第16特定期間末 （2018年６月15日）	119	130	0.4526	0.4856
2018年７月末日	117	－	0.4433	－
2018年８月末日	103	－	0.4180	－
2018年９月末日	104	－	0.4277	－
2018年10月末日	97	－	0.4181	－
2018年11月末日	96	－	0.4152	－
第17特定期間末 （2018年12月17日）	92	97	0.4076	0.4306
2018年12月末日	86	－	0.3862	－
2019年１月末日	88	－	0.4058	－
2019年２月末日	90	－	0.4153	－
2019年３月末日	86	－	0.4082	－
2019年４月末日	86	－	0.4117	－
2019年５月末日	83	－	0.3969	－
第18特定期間末 （2019年６月17日）	82	86	0.3955	0.4135
2019年６月末日	83	－	0.4003	－
2019年７月末日	83	－	0.4037	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	0.0300
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	0.0600
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	0.0600
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	0.0600
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	0.0600
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	0.0600
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	0.0600
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	0.0850
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	0.0900
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	0.0900

期間	１口当りの分配金（円）
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	0.0900
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	0.0800
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	0.0600
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	0.0420
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	0.0420
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	0.0330
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	0.0230
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	0.0180

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	5.2%
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	6.3%
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	△14.4%
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	6.4%
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	19.5%
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	13.2%
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	10.6%
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	6.8%
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	△5.0%
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	9.2%
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	△17.6%
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	△1.4%
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	18.0%
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	4.1%
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	5.5%
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	△6.0%
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	△4.9%
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	1.4%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	2,432,769,531	810,873
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	491,403,035	933,843,380
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	54,108,262	836,529,795
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	1,933,250,774	471,843,990
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	254,299,158	1,919,516,235
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	1,905,582,959	1,488,787,295
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	40,074,688	452,509,997
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	160,469,861	642,378,159
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	390,521,591	141,661,349
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	345,827,699	415,707,265
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	23,421,898	184,220,608
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	16,370,864	114,630,476
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	25,260,926	223,406,499
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	292,791,242	36,845,904
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	6,828,026	113,699,323
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	2,036,467	134,150,717
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	2,462,160	40,911,671
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	390,597	17,647,170

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）】

（１）【投資状況】

（2019年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	4,188,996	0.84%
投資信託受益証券	ケイマン諸島	489,703,695	98.17%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,949,712	0.99%
純資産総額		498,842,403	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Global High Yield Bond Fund TRY Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	347,936,682	0.2556 88,933,951	0.2669 92,864,300	－ －	18.62%
2	Global High Yield Bond Fund INR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	155,512,796	0.5596 87,039,898	0.5627 87,507,050	－ －	17.54%
3	Global High Yield Bond Fund ZAR Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	178,283,143	0.4707 83,934,779	0.4661 83,097,772	－ －	16.66%
4	Global High Yield Bond Fund CAD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	126,793,296	0.6019 76,316,923	0.6006 76,152,053	－ －	15.27%
5	Global High Yield Bond Fund BRL Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	225,517,860	0.3333 75,186,970	0.3328 75,052,343	－ －	15.05%
6	Global High Yield Bond Fund AUD Class ケイマン諸島	投資信託受益証券 －	131,654,988	0.5780 76,109,275	0.5699 75,030,177	－ －	15.04%
7	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 －	4,120,189	1.0167 4,188,997	1.0167 4,188,996	－ －	0.84%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資信託受益証券	98.17%
親投資信託受益証券	0.84%
合計	99.01%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（2019年７月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2019年７月末現在）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年９月１日）	3,137	－	1.0000	－
第１特定期間末 （2010年12月15日）	5,015	5,165	1.0400	1.0750
第２特定期間末 （2011年６月15日）	4,580	4,882	1.0324	1.0924
第３特定期間末 （2011年12月15日）	2,368	2,576	0.8220	0.8820
第４特定期間末 （2012年６月15日）	10,546	10,976	0.8244	0.8844
第５特定期間末 （2012年12月17日）	5,634	6,310	0.9196	0.9796
第６特定期間末 （2013年６月17日）	8,535	8,969	0.9479	1.0079
第７特定期間末 （2013年12月16日）	6,257	6,744	0.9732	1.0332
第８特定期間末 （2014年６月16日）	10,051	10,661	0.9406	1.0256

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第９特定期間末 （2014年12月15日）	9,981	11,130	0.8591	0.9491
第10特定期間末 （2015年６月15日）	7,094	8,057	0.7850	0.8750
第11特定期間末 （2015年12月15日）	2,425	2,947	0.5564	0.6464
第12特定期間末 （2016年６月15日）	1,520	1,817	0.4667	0.5467
第13特定期間末 （2016年12月15日）	1,380	1,563	0.4763	0.5363
第14特定期間末 （2017年６月15日）	1,463	1,598	0.4477	0.4897
第15特定期間末 （2017年12月15日）	1,154	1,223	0.4376	0.4616
第16特定期間末 （2018年６月15日）	814	865	0.3845	0.4055
2018年７月末日	790	－	0.3819	－
2018年８月末日	676	－	0.3464	－
2018年９月末日	687	－	0.3606	－
2018年10月末日	668	－	0.3558	－
2018年11月末日	660	－	0.3633	－
第17特定期間末 （2018年12月17日）	631	666	0.3503	0.3683
2018年12月末日	591	－	0.3333	－
2019年１月末日	586	－	0.3503	－
2019年２月末日	583	－	0.3560	－
2019年３月末日	557	－	0.3419	－
2019年４月末日	536	－	0.3425	－
2019年５月末日	494	－	0.3310	－
第18特定期間末 （2019年６月17日）	490	519	0.3285	0.3465
2019年６月末日	496	－	0.3354	－
2019年７月末日	498	－	0.3397	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	0.0350
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	0.0600
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	0.0600
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	0.0600
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	0.0600
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	0.0600
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	0.0600
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	0.0850
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	0.0900
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	0.0900
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	0.0900
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	0.0800
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	0.0600
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	0.0420
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	0.0240
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	0.0210
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	0.0180
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	0.0180

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	7.5%
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	5.0%
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	△14.6%
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	7.6%
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	18.8%
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	9.6%
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	9.0%
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	5.4%

期間	収益率
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	0.9%
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	1.9%
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	△17.7%
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	△1.7%
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	14.9%
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	2.8%
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	3.1%
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	△7.3%
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	△4.2%
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	△1.1%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（2010年９月１日～2010年12月15日）	4,838,131,986	15,863,041
第２特定期間（2010年12月16日～2011年６月15日）	1,423,405,729	1,808,635,178
第３特定期間（2011年６月16日～2011年12月15日）	189,383,943	1,745,152,786
第４特定期間（2011年12月16日～2012年６月15日）	11,098,528,968	1,187,078,835
第５特定期間（2012年６月16日～2012年12月17日）	2,214,988,117	8,880,492,038
第６特定期間（2012年12月18日～2013年６月17日）	10,111,311,264	7,233,977,956
第７特定期間（2013年６月18日～2013年12月16日）	625,660,723	3,200,132,421
第８特定期間（2013年12月17日～2014年６月16日）	7,760,473,402	3,504,092,352
第９特定期間（2014年６月17日～2014年12月15日）	4,935,440,769	4,002,619,598
第10特定期間（2014年12月16日～2015年６月15日）	773,347,972	3,354,610,171
第11特定期間（2015年６月16日～2015年12月15日）	211,885,727	4,890,777,872
第12特定期間（2015年12月16日～2016年６月15日）	177,036,114	1,278,957,202
第13特定期間（2016年６月16日～2016年12月15日）	237,463,583	596,539,958
第14特定期間（2016年12月16日～2017年６月15日）	708,003,623	337,161,558
第15特定期間（2017年６月16日～2017年12月15日）	33,928,292	665,347,952
第16特定期間（2017年12月16日～2018年６月15日）	8,400,699	526,302,133
第17特定期間（2018年６月16日～2018年12月17日）	9,659,025	326,603,157
第18特定期間（2018年12月18日～2019年６月17日）	6,414,528	316,651,547

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）】

（１）【投資状況】

（2019年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	38,736,013	100.00%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△264	△0.00%
純資産総額		38,735,749	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 －	38,099,748	1.0167 38,739,823	1.0167 38,736,013	－ －	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（2019年７月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（2019年７月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （2010年９月１日）	1	－	1.0000	－
第１計算期間末 （2010年12月15日）	1	－	1.0001	－
第２計算期間末 （2011年６月15日）	1	－	1.0013	－
第３計算期間末 （2011年12月15日）	38	－	1.0015	－
第４計算期間末 （2012年６月15日）	38	－	1.0017	－
第５計算期間末 （2012年12月17日）	38	－	1.0019	－
第６計算期間末 （2013年６月17日）	38	－	1.0022	－
第７計算期間末 （2013年12月16日）	40	－	1.0023	－
第８計算期間末 （2014年６月16日）	38	－	1.0023	－
第９計算期間末 （2014年12月15日）	38	－	1.0024	－
第10計算期間末 （2015年６月15日）	38	－	1.0024	－
第11計算期間末 （2015年12月15日）	38	－	1.0023	－
第12計算期間末 （2016年６月15日）	38	－	1.0025	－
第13計算期間末 （2016年12月15日）	38	－	1.0022	－
第14計算期間末 （2017年６月15日）	38	－	1.0017	－
第15計算期間末 （2017年12月15日）	38	－	1.0015	－
第16計算期間末 （2018年６月15日）	38	－	1.0012	－
2018年７月末日	38	－	1.0012	－
2018年８月末日	38	－	1.0011	－
2018年９月末日	38	－	1.0011	－
2018年10月末日	38	－	1.0012	－
2018年11月末日	38	－	1.0010	－
第17計算期間末 （2018年12月17日）	38	－	1.0011	－
2018年12月末日	38	－	1.0010	－
2019年１月末日	38	－	1.0009	－
2019年２月末日	38	－	1.0008	－
2019年３月末日	38	－	1.0008	－
2019年４月末日	38	－	1.0007	－
2019年５月末日	38	－	1.0007	－
第18計算期間末 （2019年６月17日）	38	－	1.0007	－
2019年６月末日	38	－	1.0006	－
2019年７月末日	38	－	1.0006	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１期（2010年９月１日～2010年12月15日）	0.0%
第２期（2010年12月16日～2011年６月15日）	0.1%
第３期（2011年６月16日～2011年12月15日）	0.0%
第４期（2011年12月16日～2012年６月15日）	0.0%
第５期（2012年６月16日～2012年12月17日）	0.0%
第６期（2012年12月18日～2013年６月17日）	0.0%
第７期（2013年６月18日～2013年12月16日）	0.0%
第８期（2013年12月17日～2014年６月16日）	0.0%
第９期（2014年６月17日～2014年12月15日）	0.0%
第10期（2014年12月16日～2015年６月15日）	0.0%
第11期（2015年６月16日～2015年12月15日）	△0.0%
第12期（2015年12月16日～2016年６月15日）	0.0%
第13期（2016年６月16日～2016年12月15日）	△0.0%
第14期（2016年12月16日～2017年６月15日）	△0.0%
第15期（2017年６月16日～2017年12月15日）	△0.0%
第16期（2017年12月16日～2018年６月15日）	△0.0%
第17期（2018年６月16日～2018年12月17日）	△0.0%
第18期（2018年12月18日～2019年６月17日）	△0.0%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１期（2010年９月１日～2010年12月15日）	2,455,300	1,455,300
第２期（2010年12月16日～2011年６月15日）	13,075,862	13,075,862
第３期（2011年６月16日～2011年12月15日）	41,626,743	3,915,155
第４期（2011年12月16日～2012年６月15日）	0	0
第５期（2012年６月16日～2012年12月17日）	872,711	843,745
第６期（2012年12月18日～2013年６月17日）	0	0
第７期（2013年６月18日～2013年12月16日）	1,853,364	0
第８期（2013年12月17日～2014年６月16日）	9,936	1,863,300
第９期（2014年６月17日～2014年12月15日）	32,700	1,048
第10期（2014年12月16日～2015年６月15日）	0	0
第11期（2015年６月16日～2015年12月15日）	0	0
第12期（2015年12月16日～2016年６月15日）	0	0
第13期（2016年６月16日～2016年12月15日）	0	0
第14期（2016年12月16日～2017年６月15日）	0	60,618
第15期（2017年６月16日～2017年12月15日）	0	0
第16期（2017年12月16日～2018年６月15日）	0	0
第17期（2018年６月16日～2018年12月17日）	0	0
第18期（2018年12月18日～2019年６月17日）	0	0

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）投資状況

(2019年７月末現在)

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	60,117,720	1.58%
特殊債券	日本	1,349,783,135	35.53%
社債券	日本	801,902,200	21.11%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,587,043,474	41.78%
純資産総額		3,798,846,529	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（2）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（2019年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	30 政保日本政策 日本	特殊債券 －	390,000,000	100.17 390,663,000	100.18 390,735,150	0.1940 2020/03/18	10.29%
2	107 政保道路機構 日本	特殊債券 －	208,000,000	101.20 210,508,272	101.15 210,411,136	1.3000 2020/05/29	5.54%
3	91 政保道路機構 日本	特殊債券 －	180,000,000	100.34 180,623,520	100.31 180,567,360	1.2000 2019/10/31	4.75%
4	100 政保道路機構 日本	特殊債券 －	157,000,000	100.90 158,421,478	100.87 158,372,965	1.4000 2020/02/28	4.17%
5	93 政保道路機構 日本	特殊債券 －	147,000,000	100.51 147,758,226	100.47 147,695,604	1.4000 2019/11/29	3.89%
6	104 政保道路機構 日本	特殊債券 －	100,000,000	101.16 101,165,500	101.13 101,131,800	1.4000 2020/04/30	2.66%
7	316 北海道電力 日本	社債券 －	100,000,000	101.00 101,007,100	100.98 100,988,400	1.1640 2020/06/25	2.66%
8	10 政保地方公共団 日本	特殊債券 －	100,000,000	100.90 100,905,800	100.87 100,875,000	1.3000 2020/03/13	2.66%
9	69 東京急行電鉄 日本	社債券 －	100,000,000	100.40 100,405,700	100.37 100,374,800	1.7000 2019/10/25	2.64%
10	295 北陸電力 日本	社債券 －	100,000,000	100.22 100,226,300	100.19 100,196,500	1.4340 2019/09/25	2.64%
11	22 ホンダフアイナンス 日本	社債券 －	100,000,000	100.18 100,188,800	100.17 100,174,900	0.5610 2019/12/20	2.64%
12	9 長谷工ｺｰﾎﾟ 日本	社債券 －	100,000,000	100.08 100,089,100	100.07 100,078,100	0.4400 2019/11/05	2.63%
13	110 三菱地所 日本	社債券 －	100,000,000	100.06 100,068,700	100.05 100,058,700	0.5710 2019/09/13	2.63%
14	164 オリックス 日本	社債券 －	100,000,000	100.03 100,037,100	100.01 100,017,500	1.1460 2019/08/07	2.63%
15	44 名古屋鉄道 日本	社債券 －	100,000,000	100.04 100,044,400	100.01 100,013,300	2.0500 2019/08/02	2.63%
16	167 神奈川県公債 日本	地方債証券 －	60,000,000	100.22 60,135,660	100.19 60,117,720	1.5200 2019/09/20	1.58%
17	56 日本政策金融 日本	特殊債券 －	60,000,000	99.99 59,994,180	99.99 59,994,120	0.0010 2019/09/20	1.58%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	35.53%
社債券	21.11%
地方債証券	1.58%
合計	58.22%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

（2019年７月末現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（2019年７月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

2019年7月31日現在

基準価額・純資産の推移 （設定日～2019年7月31日）

円コース

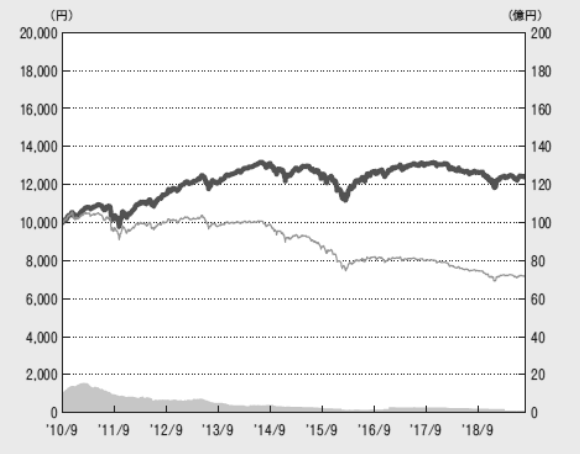

中国・インド・インドネシア通貨コース

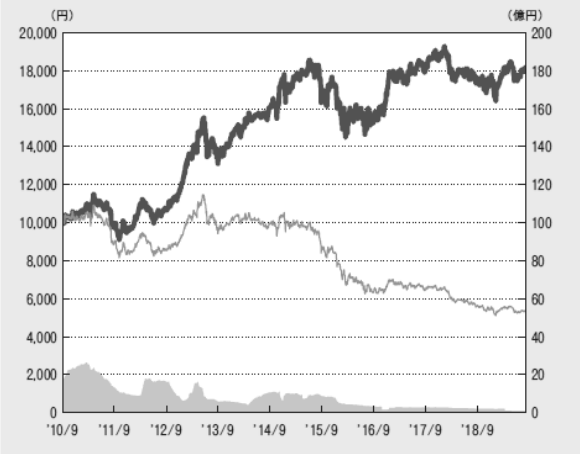

BRICs通貨コース

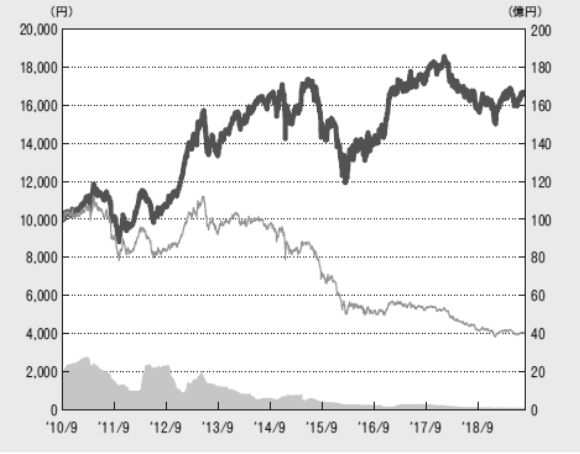

世界6地域通貨コース

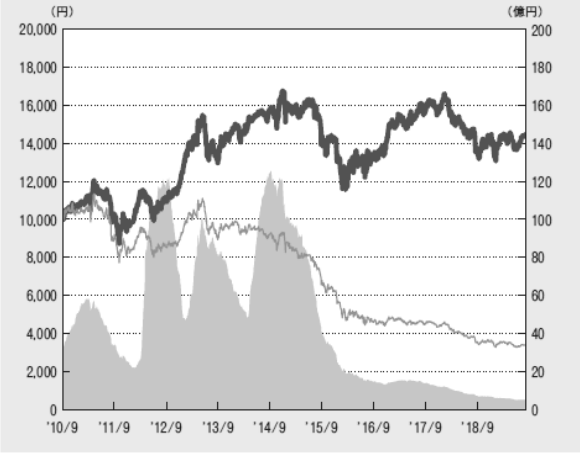

マネープールファンド

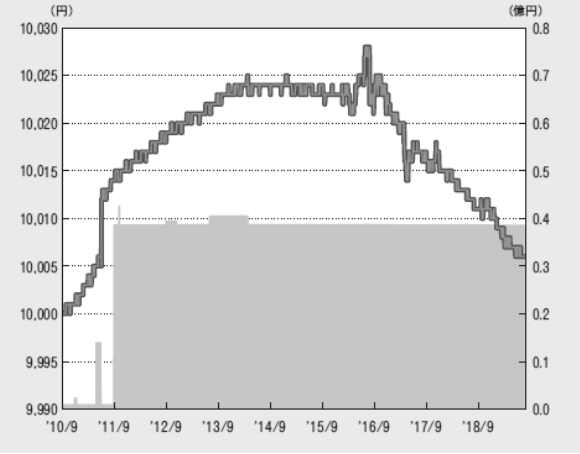

純資産総額：右目盛
基準価額：左目盛
分配金再投資基準価額：左目盛

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

	円コース	中国・インド・インドネシア通貨コース	BRICs通貨コース	世界6地域通貨コース
2019年 7月	10円	40円	30円	30円
2019年 6月	10円	40円	30円	30円
2019年 5月	10円	40円	30円	30円
2019年 4月	10円	40円	30円	30円
2019年 3月	10円	40円	30円	30円
直近1年間累計	160円	480円	400円	360円
設定来累計	5,030円	10,140円	10,460円	10,160円

	マネープールファンド
2019年 6月	0円
2018年12月	0円
2018年 6月	0円
2017年12月	0円
2017年 6月	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

円コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund JPY Class	98.1%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

BRICs通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund INR Class	26.3%
Global High Yield Bond Fund RUB Class	25.6%
Global High Yield Bond Fund CNY Class	23.8%
Global High Yield Bond Fund BRL Class	22.3%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.9%

マネープールファンド

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

中国・インド・インドネシア通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund INR Class	35.4%
Global High Yield Bond Fund IDR Class	33.0%
Global High Yield Bond Fund CNY Class	29.7%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.7%

世界6地域通貨コース

投資銘柄	投資比率
Global High Yield Bond Fund TRY Class	18.6%
Global High Yield Bond Fund INR Class	17.5%
Global High Yield Bond Fund ZAR Class	16.7%
Global High Yield Bond Fund CAD Class	15.3%
Global High Yield Bond Fund BRL Class	15.0%
Global High Yield Bond Fund AUD Class	15.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.8%

＊投資比率は全て純資産総額対比

■参考情報（上位10銘柄）

グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

	投資銘柄	国名	業種	クーポン	償還日	投資比率
1	TRANSDIGM INC 144A	米国	資本財	6.250%	2026/3/15	2.0%
2	ALLY FINANCIAL INC	米国	金融	8.000%	2031/11/1	1.3%
3	INFOR US INC	米国	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ/ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	6.500%	2022/5/15	1.3%
4	FINANCIAL & RISK US HOLDINGS INC 144A	米国	金融サービス	6.250%	2026/5/15	1.2%
5	SOLERA LLC / SOLERA FINANCE INC 144A	米国	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ/ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ	10.500%	2024/3/1	1.1%
6	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE HOLDINGS I 144A	米国	メディア	9.250%	2024/2/15	1.0%
7	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE HOLDINGS I	米国	メディア	6.500%	2022/11/15	0.9%
8	CSC HOLDINGS LLC	米国	メディア	5.250%	2024/6/1	0.9%
9	1011778 BC UNLIMITED LIABILITY CO 144A	カナダ	小売	5.000%	2025/10/15	0.9%
10	HD SUPPLY INC 144A	米国	素材	5.375%	2026/10/15	0.9%

＊投資比率はグローバル・ハイイールド・ボンド・ファンドの純資産総額対比
＊上位10銘柄は、2019年7月末現在（現地）

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	30 政保日本政策	特殊債券	10.3%
2	107 政保道路機構	特殊債券	5.5%
3	91 政保道路機構	特殊債券	4.8%
4	100 政保道路機構	特殊債券	4.2%
5	93 政保道路機構	特殊債券	3.9%
6	104 政保道路機構	特殊債券	2.7%
7	316 北海道電力	社債券	2.7%
8	10 政保地方公共団	特殊債券	2.7%
9	69 東京急行電鉄	社債券	2.6%
10	295 北陸電力	社債券	2.6%

＊投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

円コース

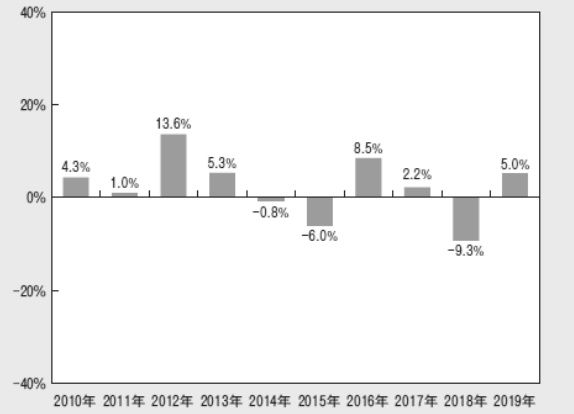

中国・インド・インドネシア通貨コース

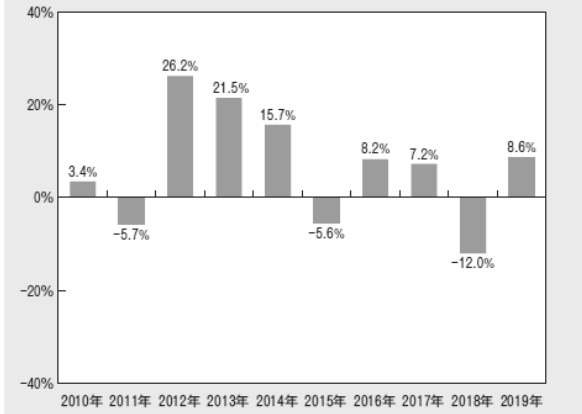

BRICs通貨コース

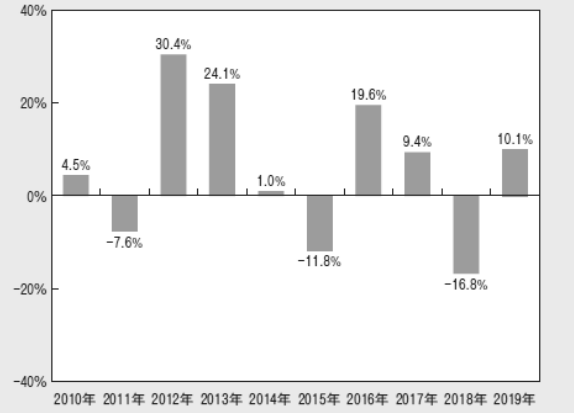

世界6地域通貨コース

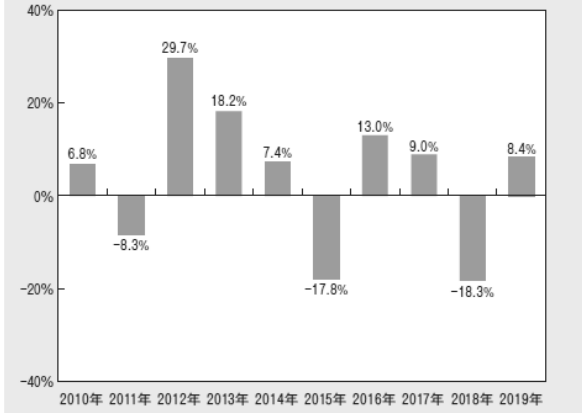

マネープールファンド

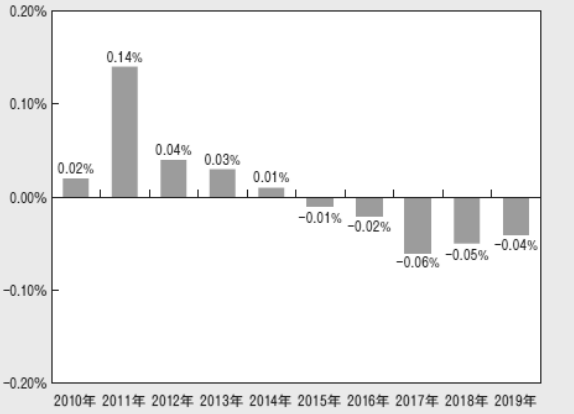

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2010年は当初設定日（2010年9月1日）から年末までの収益率、2019年は7月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各コースにおいては、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

（２）申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

（３）当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
なお、当ファンドは円コース、中国・インド・インドネシア通貨コース、BRICs通貨コース、世界６地域通貨コース、マネープールファンドの５つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

（４）定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

［各コース］

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1％を乗じて得た額とします。

＊信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

［マネープールファンド］

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□信託財産留保額：ありません。

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

(注)当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総

額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主要投資対象の評価方法＞

ファンド名	有価証券等	評価方法
円コース 中国・インド・インドネシア通貨コース BRICs通貨コース 世界６地域通貨コース	投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
マネープールファンド	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 ※残存期間が１年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

照会先の名称	電話番号※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2010年９月１日）から、2020年９月15日※まで（約10年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（５）その他　①信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

※繰上償還することとなった場合、信託期間は2020年１月24日までとします。

＜繰上償還について＞

当ファンドは、2020年１月24日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

この繰上償還は、2019年10月18日現在の受益者による書面決議によるものとします。

2019年11月21日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって可決された場合、2020年１月24日をもって繰上償還を行います。

なお、2019年10月17日以降に、当ファンドの購入申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はございません。

当ファンドの購入申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みくだ

さい。

（4）【計算期間】

［各コース］

計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

［マネープールファンド］

計算期間は、原則として毎年６月16日から12月15日、12月16日から翌年６月15日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（5）【その他】

①信託契約の解約

［各コース］

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ヘ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ト．前ニ．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

［マネープールファンド］

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、通貨バスケット選択型グローバル・ハイイールド債券ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ニ．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと

きは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用にかかる報告等開示方法

［各コース］

イ．委託会社は、特定期末（毎年６月、12月に属する計算期末）から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。
ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

［マネープールファンド］
イ．委託会社は、決算日から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。
ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページに掲載します。
ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更
＜募集・販売契約＞
委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】
当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権
受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。
上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権
受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。
償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委

託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成30年12月18日から令和１年６月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第18期計算期間（平成30年12月18日から令和１年６月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年7月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石井勝也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤栄裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 【財務諸表】

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	890,949	－
コール・ローン	1,682,325	1,535,916
投資信託受益証券	178,346,203	92,793,802
親投資信託受益証券	1,711,738	797,463
流動資産合計	182,631,215	95,127,181
資産合計	182,631,215	95,127,181
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	255,766	132,415
未払受託者報酬	4,355	2,292
未払委託者報酬	270,403	142,805
その他未払費用	10,286	6,624
流動負債合計	540,810	284,136
負債合計	540,810	284,136
純資産の部		
元本等		
元本	255,766,578	132,415,260
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 73,676,173	△ 37,572,215
（分配準備積立金）	180,242	807,449
元本等合計	182,090,405	94,843,045
純資産合計	182,090,405	94,843,045
負債純資産合計	182,631,215	95,127,181

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年６月16日 至　平成30年12月17日	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
営業収益		
受取配当金	4,279,118	2,758,908
受取利息	9	2
有価証券売買等損益	△ 10,978,820	1,238,886
営業収益合計	△ 6,699,693	3,997,796
営業費用		
支払利息	1,222	744
受託者報酬	27,272	17,674
委託者報酬	1,693,204	1,099,277
その他費用	10,351	6,675
営業費用合計	1,732,049	1,124,370
営業利益又は営業損失（△）	△ 8,431,742	2,873,426
経常利益又は経常損失（△）	△ 8,431,742	2,873,426
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 8,431,742	2,873,426
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 72,422	249,214
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 73,474,207	△ 73,676,173
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,225,953	34,545,471
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,225,953	34,545,471
剰余金減少額又は欠損金増加額	106,187	37,399
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	106,187	37,399
分配金	2,962,412	1,028,326
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 73,676,173	△ 37,572,215

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成 30 年 12 月 18 日から令和１年６月 17 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１．元本状況		
期首元本額	298,905,024円	255,766,578円
期中追加設定元本額	412,324円	130,620円
期中一部解約元本額	43,550,770円	123,481,938円
２．受益権の総数	255,766,578口	132,415,260口
３．元本の欠損		
	73,676,173円	37,572,215円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成30年６月16日
至　平成30年12月17日

分配金の計算過程
第 93 期計算期間末（平成 30 年７月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 2,401,912 円　（１万口当たり 80.53 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 596,521 円　（１万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	459,298円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,922,253円
分配準備積立金	20,361円
分配可能額	2,401,912円
（１万口当たり分配可能額）	(80.53円)
収益分配金	596,521円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第 94 期計算期間末（平成 30 年８月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 2,088,016 円　（１万口当たり 78.61 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 531,260 円　（１万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	457,225円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,605,705円

当期
自　平成30年12月18日
至　令和１年６月17日

分配金の計算過程
第 99 期計算期間末（平成 31 年１月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,794,980 円　（１万口当たり 70.47 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 254,707 円　（１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	482,546円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,132,200円
分配準備積立金	180,234円
分配可能額	1,794,980円
（１万口当たり分配可能額）	(70.47円)
収益分配金	254,707円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

第 100 期計算期間末（平成 31 年２月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 2,034,198 円　（１万口当たり 83.56 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 243,449 円　（１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	559,443円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	1,082,229円

分配準備積立金	25,086円
分配可能額	2,088,016円
（１万口当たり分配可能額）	(78.61円)
収益分配金	531,260円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第 95 期計算期間末（平成 30 年９月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,942,505 円 （１万口当たり 73.65 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 527,530 円 （１万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	395,399円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,541,679円
分配準備積立金	5,427円
分配可能額	1,942,505円
（１万口当たり分配可能額）	(73.65円)
収益分配金	527,530円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第 96 期計算期間末（平成 30 年 10 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,826,861 円 （１万口当たり 69.51 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 525,611 円 （１万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	416,336円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,404,667円
分配準備積立金	5,858円
分配可能額	1,826,861円
（１万口当たり分配可能額）	(69.51円)
収益分配金	525,611円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第 97 期計算期間末（平成 30 年 11 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,714,115 円 （１万口当たり 65.21 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 525,724 円 （１万口当たり 20 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	412,580円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,299,830円
分配準備積立金	1,705円
分配可能額	1,714,115円
（１万口当たり分配可能額）	(65.21円)
収益分配金	525,724円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第 98 期計算期間末（平成 30 年 12 月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,572,897 円 （１万口当たり 61.50 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 255,766 円 （１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	412,093円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	1,136,889円
分配準備積立金	23,915円
分配可能額	1,572,897円
（１万口当たり分配可能額）	(61.50円)
収益分配金	255,766円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

分配準備積立金	392,526円
分配可能額	2,034,198円
（１万口当たり分配可能額）	(83.56円)
収益分配金	243,449円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

第 101 期計算期間末（平成 31 年３月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,327,453 円 （１万口当たり 99.83 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 132,969 円 （１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	313,054円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	591,144円
分配準備積立金	423,255円
分配可能額	1,327,453円
（１万口当たり分配可能額）	(99.83円)
収益分配金	132,969円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

第 102 期計算期間末（平成 31 年４月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,440,700 円 （１万口当たり 108.82 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 132,386 円 （１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	251,030円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	588,619円
分配準備積立金	601,051円
分配可能額	1,440,700円
（１万口当たり分配可能額）	(108.82円)
収益分配金	132,386円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

第 103 期計算期間末（令和１年５月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,461,505 円 （１万口当たり 110.38 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 132,400 円 （１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	153,052円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	588,758円
分配準備積立金	719,695円
分配可能額	1,461,505円
（１万口当たり分配可能額）	(110.38円)
収益分配金	132,400円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

第 104 期計算期間末（令和１年６月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 1,528,766 円 （１万口当たり 115.45 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 132,415 円 （１万口当たり 10 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	199,517円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	588,902円
分配準備積立金	740,347円
分配可能額	1,528,766円
（１万口当たり分配可能額）	(115.45円)
収益分配金	132,415円
（１万口当たり収益分配金）	(10円)

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和１年６月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△2,130,709
合計	△2,130,709

当期（令和１年６月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	98,887
合計	98,887

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）
該当事項はありません。

当期（令和１年６月 17 日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成 30 年 12 月 18 日　至　令和１年６月 17 日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（１口当たり情報）

前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１口当たり純資産額 0.7119円 「１口＝１円（10,000口＝7,119円）」	１口当たり純資産額 0.7163円 「１口＝１円（10,000口＝7,163円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund JPY Class	124,022,725	92,793,802	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	784,287	797,463	
合計　２銘柄			124,807,012	93,591,265	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（１）貸借対照表

区分	平成30年12月17日現在 金額（円）	令和１年６月17日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	364,039,407	－
コール・ローン	687,394,120	1,043,383,472
地方債証券	300,436,700	60,232,620
特殊債券	2,004,496,639	1,636,980,377
社債券	802,994,000	1,102,124,700
未収利息	8,736,754	9,412,933
前払費用	2,174,349	1,677,645
流動資産合計	4,170,271,969	3,853,811,747
資産合計	4,170,271,969	3,853,811,747
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,797,554	4,821,585
その他未払費用	3,795	－
流動負債合計	5,801,349	4,821,585
負債合計	5,801,349	4,821,585
純資産の部		
元本等		
元本	4,094,586,909	3,785,547,520
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	69,883,711	63,442,642
元本等合計	4,164,470,620	3,848,990,162
純資産合計	4,164,470,620	3,848,990,162
負債純資産合計	4,170,271,969	3,853,811,747

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成30年12月17日現在	令和１年６月17日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,327,575,067円	4,094,586,909円
期中追加設定元本額	2,471,368,033円	1,650,920,089円
期中一部解約元本額	2,704,356,191円	1,959,959,478円
元本の内訳		
ＳＭＢＣファンドラップ・G-REIT	68,240,496円	76,164,856円
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	270,626,672円	264,703,797円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	87,753,919円	98,813,109円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	42,733,770円	62,920,913円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	24,874,151円	25,194,558円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	114,609,993円	132,456,566円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	85,285,900円	67,356,742円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	51,304,740円	58,095,083円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	153,267,239円	165,995,892円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	37,099,798円	37,595,247円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	993,245,020円	938,198,220円
ＤＣ日本国債プラス	926,388,458円	604,086,932円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	61,338,386円	50,765,245円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	214,811,222円	176,614,105円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	10,313,568円	8,875,715円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	339,406,521円	292,016,089円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	8,398,283円	7,099,393円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	94,690,895円	66,218,708円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	240,661,888円	312,099,420円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー･ポートフォリオ）	57,579,236円	140,018,878円
エマージング好配当株オープン　マネー･ポートフォリオ	3,059,295円	3,129,165円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	1,818,259円	1,508,199円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,682,960円	784,287円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,728,018円	622,363円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs 通貨コース）	872,481円	757,912円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）	5,615,264円	4,258,193円
米国短期社債戦略ファンド 2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド 2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,101,914円	38,100,822円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース	25,118,302円	24,845,245円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	1,760,565円	1,736,346円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	4,843,740円	1,000,176円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円

日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円	9,783円
株式＆通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	4,007,475円	4,007,475円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株２２５・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株２２５・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株２２５・資源３通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルＣＢオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルＣＢオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルＣＢオープン（マネープールファンド）	5,052,458円	1,991,919円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年２回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	425,275円	411,449円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	3,965,375円	3,592,144円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	98,290円	－
短期米ドル社債ファンド 2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	－
短期米ドル社債ファンド 2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	－
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	98,242円	－
米国短期社債戦略ファンド 2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド 2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド 2017-03（為替ヘッジあり）	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	2,567,864円	2,567,864円
合計	4,094,586,909円	3,785,547,520円
２．受益権の総数	4,094,586,909口	3,785,547,520口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	令和１年６月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成 30 年 12 月 17 日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	△1,587,600
特　殊　債　券	△5,906,727
社　　債　　券	△3,118,400
合計	△10,612,727

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成 30 年７月 26 日から平成 30 年 12 月 17 日まで）を指しております。

（令和１年６月 17 日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
地 方 債 証 券	△348,780
特　殊　債　券	△11,663,239
社　　債　　券	△5,770,100
合計	△17,782,119

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成 30 年７月 26 日から令和１年６月 17 日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成 30 年 12 月 17 日現在）
該当事項はありません。

（令和１年６月 17 日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成 30 年 12 月 18 日　至　令和１年６月 17 日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（１口当たり情報）

平成30年12月17日現在	令和１年６月17日現在
１口当たり純資産額 1.0171円 「１口＝１円（10,000口＝10,171円）」	１口当たり純資産額 1.0168円 「１口＝１円（10,000口＝10,168円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	地方債証券	167 神奈川県公債	60,000,000	60,232,620	
	特殊債券	7 政保原賠･廃炉	120,000,000	120,000,000	
	特殊債券	82 政保道路機構	200,000,000	200,094,200	
	特殊債券	85 政保道路機構	320,000,000	320,568,960	
	特殊債券	93 政保道路機構	147,000,000	147,983,577	
	特殊債券	100 政保道路機構	157,000,000	158,649,442	
	特殊債券	2 政保地方公共団	418,000,000	418,447,678	
	特殊債券	10 政保地方公共団	100,000,000	101,041,600	
	特殊債券	56 日本政策金融	60,000,000	60,000,000	
	特殊債券	20 政保西日本道	110,000,000	110,194,920	
	社債券	9 長谷工コ-ポ	100,000,000	100,128,300	
	社債券	2 第一三共	100,000,000	100,034,900	
	社債券	69 新日本製鐵	100,000,000	100,000,000	
	社債券	10 小松製作所	100,000,000	100,000,000	
	社債券	2 大日本印刷	100,000,000	100,187,000	
	社債券	22 ホンダフアイナンス	100,000,000	100,258,800	
	社債券	164 オリックス	100,000,000	100,151,100	
	社債券	110 三菱地所	100,000,000	100,125,800	
	社債券	69 東京急行電鉄	100,000,000	100,597,200	
	社債券	44 名古屋鉄道	100,000,000	100,262,700	
	社債券	295 北陸電力	100,000,000	100,378,900	
合計　21 銘柄			2,792,000,000	2,799,337,697	

＜参考＞
当ファンドは、「Global High Yield Bond Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。
※なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2018年3月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務書類の監査を受けております。
以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「有価証券明細表」等は、「Global High Yield Bond Fund 」の2018年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

	2018年3月31日現在 （単位：円）
資産の部	
有価証券（公正価値）（取得原価 1,657,434,525円）	1,547,722,300
外貨建現金（公正価値）（取得原価 15,583,533円）	15,684,783
外国為替予約取引に係る評価益	7,944,522
スワップ契約に係る前払プレミアム費用	487,475
未引出しのバンク・ローンコミットメントに係る評価益	891
未収入金：	
有価証券売却分	37,731,917
未収利息	24,298,803
その他資産	2,085,005
資産　合計	1,635,955,696
負債の部	
外国為替予約取引に係る評価損	3,039,987
スワップに係る評価損	16,521
未払金：	
有価証券購入分	60,650,697
専門家報酬	9,340,515
カストディーフィー	7,371,389
名義書換代理人報酬	387,821
為替取引手数料	71,695
為替管理報酬	42,392
負債　合計	80,921,017
純資産	1,555,034,679
純資産	
Class A-AUD Class	149,311,715
Class B-BRL Class	186,190,215
Class C-CAD Class	146,696,955
Class D-CNY Class	113,191,337
Class E-IDR Class	72,337,585
Class F-INR Class	277,958,407
Class G-JPY Class	226,860,190
Class H-RUB Class	38,964,683
Class I-TRY Class	166,567,300
Class J-ZAR Class	176,956,292
	1,555,034,679
発行済受益証券	
Class A-AUD Class	225,600,861
Class B-BRL Class	444,628,816
Class C-CAD Class	228,320,147
Class D-CNY Class	134,014,000
Class E-IDR Class	115,847,638
Class F-INR Class	448,312,059
Class G-JPY Class	283,613,471
Class H-RUB Class	86,492,203
Class I-TRY Class	401,863,074

Class J-ZAR Class	301,164,722

受益証券一口当たりの純資産

Class A-AUD Class	0.6618
Class B-BRL Class	0.4188
Class C-CAD Class	0.6425
Class D-CNY Class	0.8446
Class E-IDR Class	0.6244
Class F-INR Class	0.6200
Class G-JPY Class	0.7999
Class H-RUB Class	0.4505
Class I-TRY Class	0.4145
Class J-ZAR Class	0.5876

損益計算書（2018 年 3 月 31 日に終了した年度）

収　益	
受取利息	126,619,580
受取配当金（源泉税額　25,409 円控除後）	2,459
収益　合計	126,622,039
費　用	
カストディーフィー	31,113,228
専門家報酬	8,788,968
管理会社報酬	3,571,817
受託会社報酬	1,894,462
名義書換代理人報酬	1,691,774
ファンド設立費用	651,908
為替取引手数料	202,071
為替管理報酬	202,071
費用　合計	48,116,299
純利益	78,505,740
実現及び未実現（損）益：	
実現（損）益：	
有価証券	28,680,112
先物取引	117,260
スワップ	874,229
外国為替取引及び外国為替予約取引	54,844,025
実現益　合計	84,515,626
未実現（損）益の変動：	
有価証券	(129,049,309)
未引出しのバンク・ローンコミットメント	14,768
スワップ	(246,797)
外国為替取引及び外国為替予約取引	32,169,953
未実現損の変動　合計	(97,111,385)
実現及び未実現損　合計	(12,595,759)
運用による純資産の増（減）額	65,909,981

純資産変動計算書（2018 年 3 月 31 日に終了した年度）

運用による純資産の増加（減少）額：	
純（損）益	78,505,740
実現益	84,515,626
未実現損の変動	(97,111,385)
運用による純資産の増加額	65,909,981
受益者への分配額	(217,802,177)
ファンドの受益証券の取引による純資産の減少額	(568,370,729)
純資産の減少額	**(720,262,925)**
純資産	
期首	2,275,297,604
期末	1,555,034,679

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表　(2018年3月31日現在)

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券 (99.4%)	(単位：円)
		アルゼンチン (0.5%)	
		社債券 (0.5%)	
		YPF S.A.	
USD	70,000	8.50% due 07/28/25[a]	8,236,073
		社債券　計	8,236,073
		アルゼンチン　計 (取得原価 8,465,006 円)	8,236,073
		カナダ (6.1%)	
		バンク・ローン (0.6%)	
		Stars Group Holdings BV	
USD	40,000	0.00% due 03/28/25	4,278,886
		Titan Acquisition, Ltd.	
USD	46,000	0.00% due 03/28/25	4,892,442
		バンク・ローン　計	9,171,328
		社債券 (5.5%)	
		1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc.	
USD	2,000	4.25% due 05/15/24[a],[b]	203,979
USD	78,000	5.00% due 10/15/25[a],[b]	7,940,261
		Bombardier, Inc.	
USD	13,000	6.13% due 01/15/23[a]	1,385,993
USD	30,000	7.50% due 12/01/24[a],[b]	3,310,144
USD	53,000	7.50% due 03/15/25[a],[b]	5,812,692
USD	4,000	7.75% due 03/15/20[a]	455,178
USD	16,000	8.75% due 12/01/21[a]	1,873,887
		Brookfield Residential Properties, Inc.	
USD	5,000	6.38% due 05/15/25[a],[b]	541,056
		First Quantum Minerals, Ltd.	
USD	18,000	7.00% due 02/15/21[a],[b]	1,923,871
USD	41,000	7.25% due 05/15/22[a],[b]	4,382,152
		Mattamy Group Corp.	
USD	2,000	6.50% due 10/01/25[a],[b]	215,890
USD	6,000	6.88% due 12/15/23[a],[b]	658,839
		MDC Partners, Inc.	
USD	17,000	6.50% due 05/01/24[a],[b]	1,767,271
		MEG Energy Corp.	
USD	18,000	6.50% due 01/15/25[a],[b]	1,864,050
USD	12,000	7.00% due 03/31/24[a],[b]	1,059,246
		Norbord, Inc.	
USD	8,000	6.25% due 04/15/23[a]	899,721
		NOVA Chemicals Corp	
USD	14,000	4.88% due 06/01/24[a],[b]	1,431,205
		Parkland Fuel Corp	
USD	4,000	6.00% due 04/01/26[a],[b]	428,590
		Precision Drilling Corp.	
USD	24,000	5.25% due 11/15/24[b]	2,405,637
USD	8,000	7.13% due 01/15/26[a],[b]	844,419
USD	5,000	7.75% due 12/15/23[b]	555,015
		Ritchie Bros Auctioneers, Inc.	
USD	9,000	5.38% due 01/15/25[a],[b]	959,543
		Seven Generations Energy, Ltd.	
USD	4,000	6.88% due 06/30/23[a],[b]	443,479
		Teck Resources, Ltd.	
USD	42,000	3.75% due 02/01/23[b]	4,310,142
USD	10,000	4.50% due 01/15/21[b]	1,075,464
USD	40,000	5.20% due 03/01/42[b]	3,998,760
USD	16,000	5.40% due 02/01/43[b]	1,629,282
USD	45,000	8.50% due 06/01/24[a],[b]	5,329,890
		Telesat Canada / Telesat LLC	
USD	13,000	8.88% due 11/15/24[a],[b]	1,520,805
		Tervita Escrow Corp.	
USD	23,000	7.63% due 12/01/21[a],[b]	2,493,919

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		カナダ（6.1%）（続き）	
		社債券（5.5%）（続き）	
		Trinidad Drilling, Ltd.	
USD	18,000	6.63% due 02/15/25[(a),(b)]	1,794,656
		Valeant Pharmaceuticals International, Inc.	
USD	13,000	5.50% due 03/01/23[(a),(b)]	1,216,644
USD	29,000	5.50% due 11/01/25[(a),(b)]	3,013,985
USD	6,000	5.63% due 12/01/21[(a),(b)]	611,778
USD	26,000	5.88% due 05/15/23[(a),(b)]	2,450,542
USD	50,000	6.13% due 04/15/25[(a),(b)]	4,608,943
USD	21,000	6.50% due 03/15/22[(a),(b)]	2,314,309
USD	33,000	7.00% due 03/15/24[(a),(b)]	3,671,867
USD	16,000	7.50% due 07/15/21[(a),(b)]	1,714,362
		Videotron, Ltd.	
USD	21,000	5.13% due 04/15/27[(a),(b)]	2,194,266
		社債券　計	85,311,732
		カナダ　計（取得原価 98,869,313 円）	94,483,060
		フィンランド（0.5%）	
		社債券（0.5%）	
		Nokia OYJ	
USD	8,000	3.38% due 06/12/22	822,128
USD	61,000	6.63% due 05/15/39	6,957,683
		社債券　計	7,779,811
		フィンランド　計（取得原価 8,266,259 円）	7,779,811
		アイルランド（1.5%）	
		社債券（1.5%）	
		Ardagh Packaging Finance PLC / Ardagh Holdings USA, Inc.	
USD	200,000	7.25% due 05/15/24[(a),(b)]	22,705,725
		社債券　計	22,705,725
		アイルランド　計（取得原価 24,780,268 円）	22,705,725
		ルクセンブルグ（2.9%）	
		バンク・ローン（1.2%）	
		Accudyne Industries Borrower S.C.A. / Accudyne Industries LLC	
USD	31,840	5.13% due 08/18/24	3,409,261
		Endo Luxembourg Finance Co. I S.A.R.L.	
USD	18,952	6.19% due 04/29/24	2,015,150
		Intelsat Jackson Holdings S.A.	
USD	4,900	5.71% due 11/27/23	522,238
USD	12,000	6.46% due 01/02/24	1,315,392
USD	87,100	6.63% due 01/02/24	9,398,186
		JBS USA Lux S.A	
USD	14,962	4.68% due 10/30/22	1,588,751
		バンク・ローン　計	18,248,978
		社債券（1.7%）	
		Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.	
USD	45,000	4.95% due 02/06/28[(a)]	4,758,586
		Intelsat Jackson Holdings S.A.	
USD	2,000	7.25% due 10/15/20[(b)]	197,811
USD	23,000	9.75% due 07/15/25[(a),(b)]	2,290,114
		Mallinckrodt International Finance S.A. / Mallinckrodt CB LLC	
USD	14,000	4.88% due 04/15/20[(a),(b)]	1,421,899
USD	3,000	5.50% due 04/15/25[(a),(b)]	249,258
USD	2,000	5.63% due 10/15/23[(a),(b)]	171,223
USD	19,000	5.75% due 08/01/22[(a),(b)]	1,737,759
		Nielsen Co. Luxembourg S.A.R.L.	
USD	5,000	5.00% due 02/01/25[(a),(b)]	525,768
		Telecom Italia Capital S.A.	
USD	81,000	6.00% due 09/30/34	8,977,875
USD	51,000	6.38% due 11/15/33	5,911,996
		社債券　計	26,242,289
		ルクセンブルグ　計（取得原価 45,676,006 円）	44,491,267

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		多国籍企業（0.8%）	
		社債券（0.8%）	
		JBS USA LUX S.A. / JBS USA Finance, Inc.	
USD	77,000	5.75% due 06/15/25[a],[b]	7,677,140
USD	14,000	6.75% due 02/15/28[a],[b]	1,431,205
		Titan Acquisition, Ltd. / Titan Co.-Borrower LLC	
USD	25,000	7.75% due 04/15/26[a],[b]	2,657,089
		Venator Finance S.A.R.L. / Venator Materials LLC	
USD	10,000	5.75% due 07/15/25[a],[b]	1,066,159
		社債券　計	12,831,593
		多国籍企業　計（取得原価 13,690,681 円）	12,831,593
		オランダ（3.8%）	
		社債券（3.8%）	
		Clear Channel International BV	
USD	47,000	8.75% due 12/15/20[a],[b]	5,248,372
		NXP BV / NXP Funding LLC	
USD	200,000	4.63% due 06/01/23[a]	21,701,780
		OI European Group BV	
USD	10,000	4.00% due 03/15/23[a],[b]	1,015,642
		Petrobras Global Finance BV	
USD	99,000	6.00% due 01/27/28[a]	10,436,524
USD	140,000	6.85% due 06/05/15	14,144,550
USD	10,000	8.75% due 05/23/26	1,252,643
		Sensata Technologies BV	
USD	38,000	5.00% due 10/01/25[a]	4,000,887
		Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV	
USD	20,000	1.70% due 07/19/19	2,057,408
		社債券　計	59,857,806
		オランダ　計（取得原価 61,048,328 円）	59,857,806
		ポルトガル（0.3%）	
		社債券（0.3%）	
		Banco Espirito Santo S.A.	
EUR	100,000	4.75% due 01/15/18[c]	3,891,138
		社債券　計	3,891,138
		ポルトガル　計（取得原価 15,091,787 円）	3,891,138
		セントルシア(0.2%)	
		バンク・ローン（0.2%）	
		Digicel International Finance, Ltd	
USD	29,785	5.02% due 05/27/24	3,156,715
		バンク・ローン 計	3,156,715
		セントルシア　計（取得原価 3,362,210 円）	3,156,715
		イギリス（1.8%）	
		バンク・ローン（0.0%）	
		GVC Holdings PLC	
USD	8,000	0.00% due 03/15/24	853,901
		バンク・ローン 計	853,901
		社債券（1.8%）	
		Ensco PLC	
USD	5,000	5.20% due 03/15/25[b]	430,717
USD	11,000	7.75% due 02/01/26	1,076,262
		Noble Holding International, Ltd.	
USD	3,000	7.75% due 01/15/24[b]	297,514
USD	42,000	7.88% due 02/01/26[a],[b]	4,405,283
		Travelport Corporate Finance PLC	
USD	6,000	6.00% due 03/15/26[a],[b]	642,088
		Tronox Finance PLC	
USD	4,000	5.75% due 10/01/25[a],[b]	414,765
		Virgin Media Finance PLC	
USD	200,000	5.75% due 01/15/25[a],[b]	20,445,787
		社債券　計	27,712,416
		イギリス　計（取得原価 31,736,171 円）	28,566,317

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券 (99.4%) (続き)	(単位：円)
		アメリカ (81.0%)	
		バンク・ローン (7.5%)	
		Access CIG LLC	
USD	3,103	5.63% due 02/27/25	334,077
USD	1,124	9.63% due 02/27/26	120,828
		AssuredPartners, Inc.	
USD	2,796	0.00% due 10/22/24	298,550
		AVSC Holding Corp.	
USD	6,000	0.00% due 09/01/25	641,689
USD	7,000	5.10% due 03/03/25	747,592
		BCP Renaissance Parent LLC	
USD	11,915	5.77% due 10/31/24	1,275,080
		Brand Energy & Infrastructure Services, Inc.	
USD	81,054	6.00% due 06/21/24	8,706,825
		C.H. Guenther & Son, Inc.	
USD	5,000	0.00% due 03/21/25	533,744
		Caesars Resort Collection LLC	
USD	24,938	4.63% due 12/23/24	2,672,736
		California Resources Corp.	
USD	38,000	6.57% due 12/31/22	4,110,770
		CenturyLink, Inc.	
USD	52,868	4.63% due 01/31/25	5,539,893
		Change Healthcare Holdings, Inc.	
USD	24,937	4.63% due 03/01/24	2,661,508
		Chesapeake Energy Corp.	
USD	76,078	9.44% due 08/23/21	8,606,689
		CONSOL Energy, Inc.	
USD	1,995	7.99% due 11/28/22	218,056
		Coty, Inc.	
USD	13,000	0.00% due 03/28/25	1,382,550
		CSC Holdings LLC	
USD	7,000	4.28% due 01/25/26	745,500
		DJO Finance LLC	
USD	56,528	5.03% due 06/08/20	6,048,784
		Filtration Group Corp.	
USD	2,000	0.00% due 03/29/25	213,763
		Gavilan Resources LLC	
USD	15,000	7.79% due 03/01/24	1,603,235
		Genworth Holdings, Inc.	
USD	7,000	6.20% due 03/07/23	758,877
		Graftech International, Ltd.	
USD	9,000	5.24% due 02/12/25	958,945
		H.B. Fuller Co.	
USD	14,925	4.07% due 10/20/24	1,596,900
		HCA, Inc.	
USD	8,000	0.00% due 03/13/25	858,308
		Immucor, Inc.	
USD	42,569	7.30% due 06/15/21	4,646,002
		Invictus U.S. Newco LLC	
USD	6,471	0.00% due 02/14/25	694,172
USD	4,000	0.00% due 02/13/26	433,021
		IRB Holding Corp.	
USD	5,000	4.94% due 02/05/25	538,065
		Laureate Education, Inc.	
USD	7,738	5.38% due 04/26/24	828,314
		Ligado Networks LLC	
USD	19,995	14.54% due 12/07/20	965,749
		Mavis Tire Express Services Corp.	
USD	7,022	0.00% due 03/20/25	748,180
		New LightSquared LLC	
USD	199,876	10.78% due 12/07/20	18,785,688
		Peak 10 Holding Corp.	
USD	10,945	5.80% due 08/01/24	1,169,367
		Pike Corp.	
USD	7,000	0.00% due 03/23/25	752,360
		Pioneer Energy Services Corp.	
USD	36,000	9.46% due 11/08/22	4,000,887
		Pisces Midco, Inc.	
USD	35,000	0.00% due 03/28/25	3,731,555

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券 (99.4%) (続き)	(単位：円)
		アメリカ (81.0%) (続き)	
		バンク・ローン (7.5%) (続き)	
		Quorum Health Corp.	
USD	7,262	8.63% due 04/29/22	790,355
		Sedgwick Claims Management Services, Inc.	
USD	20,933	0.00% due 03/01/21	2,227,343
USD	8,000	0.00% due 02/28/22	856,543
		Sequa Mezzanine Holdings LLC	
USD	11,910	7.07% due 11/28/21	1,285,103
USD	5,000	10.75% due 04/28/22	541,277
		SS&C Technologies Holdings, Inc.	
USD	54,596	0.00% due 02/28/25	5,841,100
		Team Health Holdings, Inc.	
USD	16,946	4.63% due 02/06/24	1,727,888
		Tempo Acquisition LLC	
USD	7,903	4.88% due 05/01/24	845,562
		Uber Technologies, Inc.	
USD	22,000	0.00% due 07/22/25	2,353,223
		Vertiv Group Corp.	
USD	13,000	5.67% due 11/30/23	1,390,901
		Vine Oil & Gas LP	
USD	16,000	8.75% due 11/25/21	1,711,171
		W.R. Grace & Co.-CONN	
USD	11,807	0.00% due 04/03/25	1,261,200
		Weatherford International, Ltd.	
USD	42,489	4.18% due 07/13/20	4,473,496
		West Corp.	
USD	3,990	0.00% due 10/10/24	428,845
		Wyndham Hotels & Resorts, INC.	
USD	11,000	0.00% due 03/28/25	1,174,237
		Xplornet Communications, Inc.	
USD	13,965	0.00% due 09/09/21	1,493,539
		XPO Logistics, Inc.	
USD	6,500	3.92% due 02/24/25	694,624
		バンク・ローン　計	117,024,666
		転換社債券 (1.5%)	
		Citrix Systems, Inc.	
USD	8,000	0.50% due 04/15/19	1,122,120
		DISH Network Corp.	
USD	16,000	3.38% due 08/15/26	1,643,235
		Ensco Jersey Finance, Ltd.	
USD	14,000	3.00% due 01/31/24	1,196,703
		Fidelity National Financial, Inc.	
USD	5,000	4.25% due 08/15/18	1,655,763
		Illumina, Inc.	
USD	16,000	0.50% due 06/15/21	2,083,281
		Microchip Technology, Inc.	
USD	26,000	1.63% due 02/15/25	4,909,393
		Nabors Industries, Inc.	
USD	28,000	0.75% due 01/15/24[a]	2,236,086
		Oasis Petroleum, Inc.	
USD	39,000	2.63% due 09/15/23	4,293,805
		ON Semiconductor Corp.	
USD	29,000	1.00% due 12/01/20	4,417,055
		転換社債券　計	23,557,441
		社債券 (72.0%)	
		Acadia Healthcare Co., Inc.	
USD	13,000	5.13% due 07/01/22[b]	1,389,463
USD	3,000	5.63% due 02/15/23[b]	324,633
USD	6,000	6.50% due 03/01/24[b]	666,814
		ACCO Brands Corp.	
USD	5,000	5.25% due 12/15/24[a],[b]	535,738
		Acosta, Inc.	
USD	10,000	7.75% due 10/01/22[a],[b]	675,322
		Acrisure LLC / Acrisure Finance, Inc.	
USD	6,000	7.00% due 11/15/25[a],[b]	614,171
		ADT Corp.	
USD	18,000	3.50% due 07/15/22	1,787,478
USD	44,000	4.13% due 06/15/23	4,410,334

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
USD	23,000	4.88% due 07/15/32[a]	2,128,064
		Advanced Disposal Services, Inc.	
USD	9,000	5.63% due 11/15/24[a],[b]	969,114
		Advanced Micro Devices, Inc.	
USD	10,000	7.00% due 07/01/24[b]	1,121,992
USD	7,000	7.50% due 08/15/22	815,173
		AES Corp.	
USD	7,000	4.50% due 03/15/23[b]	758,930
USD	2,000	4.88% due 05/15/23[b]	217,486
USD	16,000	5.13% due 09/01/27[b]	1,735,632
USD	4,000	5.50% due 04/15/25[b]	441,884
USD	12,000	6.00% due 05/15/26[b]	1,349,581
		Air Medical Group Holdings, Inc.	
USD	5,000	6.38% due 05/15/23[a],[b]	506,492
		Aircastle, Ltd.	
USD	15,000	4.13% due 05/01/24[b]	1,567,333
USD	8,000	5.13% due 03/15/21	875,260
USD	29,000	5.50% due 02/15/22	3,230,647
		Albertsons Cos LLC / Safeway, Inc. / New Albertson's, Inc. / Albertson's LLC	
USD	6,000	6.63% due 06/15/24[b]	575,089
		Alliance Data Systems Corp.	
USD	12,000	5.38% due 08/01/22[a],[b]	1,282,581
USD	20,000	5.88% due 11/01/21[a],[b]	2,174,857
		Alliant Holdings Intermediate LLC	
USD	71,000	8.25% due 08/01/23[a],[b]	7,796,252
		Allison Transmission, Inc.	
USD	4,000	5.00% due 10/01/24[a],[b]	422,741
		Ally Financial, Inc.	
USD	81,000	8.00% due 11/01/31	10,552,578
		Alta Mesa Holdings LP / Alta Mesa Finance Services Corp.	
USD	7,000	7.88% due 12/15/24[b]	778,881
		AMC Networks, Inc.	
USD	7,000	4.75% due 08/01/25[b]	719,235
USD	18,000	5.00% due 04/01/24[b]	1,896,440
		American Axle & Manufacturing, Inc.	
USD	4,000	6.25% due 03/15/26[b]	423,145
		American Builders & Contractors Supply Co., Inc.	
USD	3,000	5.75% due 12/15/23[a],[b]	328,621
		American Tire Distributors, Inc.	
USD	30,000	10.25% due 03/01/22[a],[b]	3,274,251
		American Woodmark Corp.	
USD	5,000	4.88% due 03/15/26[a],[b]	520,450
		Anixter, Inc.	
USD	5,000	5.63% due 05/01/19	545,044
		Antero Midstream Partners LP / Antero Midstream Finance Corp.	
USD	29,000	5.38% due 09/15/24[b]	3,122,702
		Antero Resources Corp.	
USD	13,000	5.63% due 06/01/23[b]	1,417,114
		APX Group, Inc.	
USD	4,000	6.38% due 12/01/19[b]	428,590
USD	31,000	7.88% due 12/01/22[b]	3,436,966
USD	11,000	8.75% due 12/01/20[b]	1,178,624
		Aramark Services, Inc.	
USD	7,000	4.75% due 06/01/26[b]	722,116
USD	51,000	5.00% due 04/01/25[a],[b]	5,479,715
USD	7,000	5.13% due 01/15/24[b]	761,200
		Arconic, Inc.	
USD	63,000	5.13% due 10/01/24[b]	6,838,239
USD	13,000	5.90% due 02/01/27	1,453,406
USD	20,000	5.95% due 02/01/37	2,212,080
USD	4,000	6.75% due 01/15/28	474,321
		Asbury Automotive Group, Inc.	
USD	28,000	6.00% due 12/15/24[b]	3,044,800
		Ascend Learning LLC	
USD	16,000	6.88% due 08/01/25[a],[b]	1,752,648
		Ascent Resources Utica Holdings LLC / ARU Finance Corp.	
USD	11,000	10.00% due 04/01/22[a],[b]	1,269,287
		AssuredPartners, Inc	
USD	3,000	7.00% due 08/15/25[a],[b]	315,859

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		Avantor, Inc.	
USD	81,000	6.00% due 10/01/24[(a),(b)]	8,592,814
USD	22,000	9.00% due 10/01/25[(a),(b)]	2,310,454
		Avis Budget Car Rental LLC / Avis Budget Finance, Inc.	
USD	35,000	5.13% due 06/01/22[(a),(b)]	3,736,394
		B&G Foods, Inc.	
USD	7,000	5.25% due 04/01/25[(b)]	695,353
		Ball Corp.	
USD	27,000	4.00% due 11/15/23	2,810,432
		Beacon Escrow Corp.	
USD	21,000	4.88% due 11/01/25[(a),(b)]	2,138,433
		Beacon Roofing Supply, Inc.	
USD	6,000	6.38%due 10/01/23[(b)]	673,195
		Big River Steel LLC / BRS Finance Corp.	
USD	13,000	7.25% due 09/01/25[(a),(b)]	1,437,852
		Blackstone CQP Holdco LP	
USD	15,000	6.00% due 08/18/21[(a),(b)]	1,607,214
USD	91,000	6.50% due 03/20/21[(a),(b)]	9,774,628
		Block Communications, Inc.	
USD	5,000	6.88% due 02/15/25[(a),(b)]	537,376
		Blue Cube Spinco, Inc.	
USD	22,000	9.75% due 10/15/23[(b)]	2,694,281
USD	12,000	10.00% due 10/15/25[(b)]	1,505,916
		BlueLine Rental Finance Corp. / BlueLine Rental LLC	
USD	63,000	9.25% due 03/15/24[(a),(b)]	7,200,409
		BMC Software Finance, Inc.	
USD	19,000	8.13% due 07/15/21[(a),(b)]	2,028,227
		Booz Allen Hamilton, Inc.	
USD	18,000	5.13% due 05/01/25[(a),(b)]	1,871,228
		Brand Industrial Services, Inc.	
USD	13,000	8.50% due 07/15/25[(a),(b)]	1,444,765
		Brink's Co.	
USD	28,000	4.63% due 10/15/27[(a),(b)]	2,769,354
		BWAY Holding Co.	
USD	40,000	5.50% due 04/15/24[(a),(b)]	4,291,222
USD	6,000	7.25% due 04/15/25[(a),(b)]	652,457
		Caesars Resort Collection LLC / CRC Finco, Inc.	
USD	11,000	5.25% due 10/15/25[(a),(b)]	1,124,436
		California Resources Corp.	
USD	8,000	8.00% due 12/15/22[(a),(b)]	671,068
		Callon Petroleum Co.	
USD	15,000	6.13% due 10/01/24[(b)]	1,639,598
		Calpine Corp.	
USD	67,000	5.25% due 06/01/26[(a),(b)]	6,902,779
		Calumet Specialty Products Partners LP / Calumet Finance Corp.	
USD	2,000	6.50% due 04/15/21[(b)]	207,382
USD	4,000	7.63% due 01/15/22[(b)]	423,273
		Carrizo Oil & Gas, Inc.	
USD	10,000	6.25% due 04/15/23[(b)]	1,068,817
USD	5,000	8.25% due 07/15/25[(b)]	559,667
		Catalent Pharma Solutions, Inc.	
USD	18,000	4.88% due 01/15/26[(a),(b)]	1,871,228
		CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp.	
USD	10,000	4.00% due 03/01/23[(a),(b)]	1,023,619
USD	2,000	5.00% due 02/01/28[(a),(b)]	200,470
USD	94,000	5.13% due 05/01/27[(a),(b)]	9,516,049
		CDK Global, Inc.	
USD	10,000	4.88% due 06/01/27[(a),(b)]	1,026,277
		CDW LLC / CDW Finance Corp.	
USD	13,000	5.00% due 09/01/23[(b)]	1,405,155
USD	8,000	5.00% due 09/01/25[(b)]	850,800
USD	38,000	5.50% due 12/01/24[(b)]	4,234,474
		Centene Corp.	
USD	30,000	4.75% due 05/15/22[(b)]	3,246,334
USD	20,000	5.63% due 02/15/21[(b)]	2,190,810
USD	20,000	6.13% due 02/15/24[(b)]	2,218,886
		Centennial Resource Production LLC	
USD	12,000	5.38% due 01/15/26[(a),(b)]	1,255,462
USD	85,000	6.45% due 06/15/21	9,265,743

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		CenturyLink, Inc.	
USD	4,000	7.65% due 03/15/42	362,653
		Cequel Communications Holdings I LLC / Cequel Capital Corp.	
USD	20,000	5.13% due 12/15/21[(a),(b)]	2,129,659
		Ceridian HCM Holding, Inc.	
USD	53,000	11.00% due 03/15/21[(a),(b)]	5,840,875
		CF Industries, Inc.	
USD	3,000	4.95% due 06/01/43	279,568
USD	5,000	5.15% due 03/15/34	508,486
USD	19,000	7.13% due 05/01/20	2,162,095
		Change Healthcare Holdings LLC / Change Healthcare Finance, Inc.	
USD	8,000	5.75% due 03/01/25[(a),(b)]	846,801
		Charles River Laboratories International, Inc.	
USD	5,000	5.50% due 04/01/26[(a),(b)]	540,391
		Chemours Co.	
USD	6,000	5.38% due 05/15/27[(b)]	641,290
USD	4,000	6.63% due 05/15/23[(b)]	448,265
USD	9,000	7.00% due 05/15/25[(b)]	1,038,508
		Cheniere Corpus Christi Holdings LLC	
USD	10,000	5.13% due 06/30/27[(b)]	1,059,512
USD	42,000	5.88% due 03/31/25[(b)]	4,690,035
		Cheniere Energy Partners LP	
USD	18,000	5.25% due 10/01/25[(a),(b)]	1,892,764
		Chesapeake Energy Corp.	
USD	6,000	8.00% due 01/15/25[(a),(b)]	618,957
USD	32,000	8.00% due 06/15/27[(a),(b)]	3,258,564
		Chobani LLC / Chobani Finance Corp., Inc.	
USD	22,000	7.50% due 04/15/25[(a),(b)]	2,418,665
		CHS/Community Health Systems, Inc.	
USD	5,000	8.00% due 11/15/19[(b)]	479,904
		Cincinnati Bell, Inc.	
USD	53,000	7.00% due 07/15/24[(a),(b)]	5,072,895
		CIT Group, Inc.	
USD	40,000	5.00% due 08/15/22	4,365,667
USD	43,000	5.00% due 08/01/23	4,691,720
USD	7,000	5.25% due 03/07/25[(b)]	764,044
USD	4,000	6.13% due 03/09/28	442,416
		Clear Channel Worldwide Holdings, Inc.	
USD	238,000	6.50% due 11/15/22[(b)]	25,929,671
USD	24,000	7.63% due 03/15/20[(b)]	2,558,781
		Cleveland-Cliffs, Inc.	
USD	9,000	4.88% due 01/15/24[(a),(b)]	930,828
		CNX Resources Corp.	
USD	93,000	5.88% due 04/15/22[(b)]	9,977,092
		CommScope Technologies LLC	
USD	3,000	5.00% due 03/15/27[(a),(b)]	303,895
		CommScope, Inc.	
USD	20,000	5.50% due 06/15/24[(a),(b)]	2,180,175
		CONSOL Energy, Inc.	
USD	18,000	11.00% due 11/15/25[(a),(b)]	2,048,875
		Continental Resources, Inc.	
USD	11,000	3.80% due 06/01/24[(b)]	1,130,368
USD	8,000	4.38% due 01/15/28[(a),(b)]	830,593
USD	2,000	4.90% due 06/01/44[(b)]	204,724
		Core & Main LP	
USD	19,000	6.13% due 08/15/25[(a),(b)]	1,980,237
		Coty, Inc.	
USD	5,000	6.50% due 04/15/26[(a),(b)]	535,738
		Covey Park Energy LLC / Covey Park Finance Corp.	
USD	14,000	7.50% due 05/15/25[(a),(b)]	1,481,455
		CPG Merger Sub LLC	
USD	27,000	8.00% due 10/01/21[(a),(b)]	2,910,932
		Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp. V	
USD	15,000	4.25% due 09/30/26[(b)]	1,479,594
		Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp. VI	
USD	16,000	4.75% due 02/01/26[(a),(b)]	1,650,552
		CrownRock LP / CrownRock Finance, Inc.	
USD	20,000	5.63% due 10/15/25[(a),(b)]	2,111,047

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		CSC Holdings LLC	
USD	63,000	5.25% due 06/01/24	6,390,172
		CSI Compressco LP / CSI Compressco Finance, Inc.	
USD	13,000	7.50% due 04/01/25[(a),(b)]	1,399,832
		DCP Midstream Operating LP	
USD	10,000	4.75% due 09/30/21[(a),(b)]	1,078,123
USD	9,000	6.45% due 11/03/36[(a)]	1,033,722
USD	11,000	6.75% due 09/15/37[(a)]	1,292,684
		Dell International LLC / EMC Corp.	
USD	15,000	6.02% due 06/15/26[(a),(b)]	1,720,687
USD	38,000	7.13% due 06/15/24[(a),(b)]	4,325,137
		Denbury Resources, Inc.	
USD	26,000	9.25% due 03/31/22[(a),(b)]	2,830,771
		Diamond Offshore Drilling, Inc.	
USD	6,000	7.88% due 08/15/25[(b)]	642,088
		Diamondback Energy, Inc.	
USD	11,000	5.38% due 05/31/25[(b)]	1,192,370
		DISH DBS Corp.	
USD	8,000	5.00% due 03/15/23	767,847
USD	20,000	5.88% due 07/15/22	2,041,920
USD	2,000	5.88% due 11/15/24	190,366
USD	30,000	7.75% due 07/01/26	3,003,856
		DJO Finance LLC / DJO Finance Corp.	
USD	43,000	8.13% due 06/15/21[(a),(b)]	4,607,348
		Dollar Tree, Inc.	
USD	59,000	5.75% due 03/01/23[(b)]	6,561,401
		DPL, Inc.	
USD	2,000	7.25% due 10/15/21[(b)]	231,311
		Dynegy, Inc.	
USD	5,000	5.88% due 06/01/23[(b)]	547,809
USD	12,000	7.38% due 11/01/22[(b)]	1,347,986
USD	3,000	7.63% due 11/01/24[(b)]	345,770
USD	2,000	8.00% due 01/15/25[(a),(b)]	232,375
USD	9,000	8.13% due 01/30/26[(a),(b)]	1,060,044
		Eagle Holding Co. II LLC	
USD	15,000	7.63% due 05/15/22[(a),(b),(d)]	1,611,202
		Eclipse Resources Corp.	
USD	5,000	8.88% due 07/15/23[(b)]	504,498
		Eldorado Resorts, Inc.	
USD	2,000	6.00% due 04/01/25[(b)]	216,954
		Embarq Corp.	
USD	4,000	8.00% due 06/01/36	403,066
		Encompass Health Corp.	
USD	10,000	5.75% due 11/01/24[(b)]	1,086,099
		Endeavor Energy Resources LP / EER Finance, Inc.	
USD	2,000	5.50% due 01/30/26[(a),(b)]	212,168
USD	3,000	5.75% due 01/30/28[(a),(b)]	319,050
		Endo Finance LLC / Endo Finco, Inc.	
USD	14,000	5.38% due 01/15/23[(a),(b)]	1,135,286
		Energy Transfer Equity LP	
USD	13,000	4.25% due 03/15/23[(b)]	1,344,530
USD	6,000	5.88% due 01/15/24[(b)]	660,433
USD	28,000	7.50% due 10/15/20	3,214,163
		Engility Corp.	
USD	17,000	8.88% due 09/01/24[(b)]	1,886,505
		EnPro Industries, Inc.	
USD	8,000	5.88% due 09/15/22[(b)]	883,768
		Entegris, Inc.	
USD	9,000	4.63% due 02/10/26[(a),(b)]	938,112
		Envision Healthcare Corp.	
USD	9,000	5.63% due 07/15/22[(b)]	966,243
USD	7,000	6.25% due 12/01/24[(a),(b)]	772,367
		EP Energy LLC / Everest Acquisition Finance, Inc.	
USD	16,000	8.00% due 11/29/24[(a),(b)]	1,718,616
USD	7,000	9.38% due 05/01/24[(a),(b)]	533,212
		Extraction Oil & Gas, Inc.	
USD	24,000	7.38% due 05/15/24[(a),(b)]	2,680,020

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		FBM Finance, Inc.	
USD	10,000	8.25% due 08/15/21[a),b)]	1,116,675
		First Data Corp.	
USD	10,000	5.00% due 01/15/24[a),(b)]	1,067,488
USD	115,000	5.75% due 01/15/24[a),(b)]	12,352,552
USD	120,000	7.00% due 12/01/23[a),(b)]	13,428,176
		Five Point Operating Co. LP / Five Point Capital Corp.	
USD	4,000	7.88% due 11/15/25[a),(b)]	430,186
		Flexi-Van Leasing, Inc.	
USD	9,000	10.00% due 02/15/23[a),(b)]	952,364
		Freeport-McMoRan, Inc.	
USD	40,000	3.10% due 03/15/20	4,222,308
USD	27,000	3.55% due 03/01/22[b)]	2,785,306
USD	41,000	3.88% due 03/15/23[b)]	4,224,743
USD	9,000	4.00% due 11/14/21	957,150
USD	32,000	5.40% due 11/14/34[b)]	3,251,043
USD	64,000	5.45% due 03/15/43[b)]	6,293,878
		Frontier Communications Corp.	
USD	7,000	6.88% due 01/15/25[b)]	443,878
USD	30,000	7.13% due 01/15/23	2,168,551
USD	16,000	8.50% due 04/01/26[a),(b)]	1,650,552
USD	5,000	10.50% due 09/15/22[b)]	447,377
USD	31,000	11.00% due 09/15/25[b)]	2,487,062
		Gartner, Inc.	
USD	7,000	5.13% due 04/01/25[a),(b)]	746,311
		Gates Global LLC / Gates Global Co.	
USD	34,000	6.00% due 07/15/22[a),(b)]	3,675,020
		GCP Applied Technologies, Inc.	
USD	12,000	5.50% due 04/15/26[a),(b)]	1,274,605
USD	20,000	9.50% due 02/01/23[a),(b)]	2,349,590
		Genesis Energy LP / Genesis Energy Finance Corp.	
USD	8,000	6.25% due 05/15/26[b)]	812,514
USD	3,000	6.50% due 10/01/25[b)]	314,264
		Genesys Telecommunications Laboratories, Inc. / Greeneden Lux 3 S.A.R.L. / Greeneden US Ho	
USD	28,000	10.00% due 11/30/24[a),(b)]	3,312,802
		GLP Capital LP / GLP Financing II, Inc.	
USD	8,000	5.38% due 11/01/23[b)]	884,594
USD	2,000	5.38% due 04/15/26	216,422
		Golden Nugget, Inc.	
USD	16,000	6.75% due 10/15/24[a),(b)]	1,714,345
		Goodyear Tire & Rubber Co.	
USD	5,000	5.00% due 05/31/26[b)]	519,121
		Great Western Petroleum LLC / Great Western Finance Corp.	
USD	24,000	9.00% due 09/30/21[a),(b)]	2,628,972
		Grinding Media, Inc. / Moly-Cop AltaSteel, Ltd.	
USD	40,000	7.38% due 12/15/23[a),(b)]	4,477,335
		Group 1 Automotive, Inc.	
USD	10,000	5.00% due 06/01/22[b)]	1,077,113
		GTT Communications, Inc.	
USD	10,000	7.88% due 12/31/24[a),(b)]	1,071,476
		Gulfport Energy Corp.	
USD	18,000	6.63% due 05/01/23[b)]	1,943,014
		Halcon Resources Corp.	
USD	5,000	6.75% due 02/15/25[a),(b)]	521,780
USD	24,000	6.75% due 02/15/25[b)]	2,520,495
		Harland Clarke Holdings Corp.	
USD	26,000	8.38% due 08/15/22[a),(b)]	2,820,402
		HCA, Inc.	
USD	6,000	4.50% due 02/15/27[b)]	617,362
USD	25,000	4.75% due 05/01/23	2,695,308
USD	28,000	5.00% due 03/15/24	3,015,022
USD	50,000	5.25% due 06/15/26[b)]	5,399,921
USD	5,000	5.38% due 02/01/25	534,409
USD	43,000	5.50% due 06/15/47[b)]	4,430,142
USD	6,000	5.88% due 03/15/22	673,993
USD	6,000	5.88% due 05/01/23	662,029
USD	6,000	6.50% due 02/15/20	670,803
		HD Supply, Inc.	
USD	119,000	5.75% due 04/15/24[a),(b)]	13,363,733

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		Herc Rentals, Inc.	
USD	14,000	7.50% due 06/01/22[(a),(b)]	1,596,845
		Hertz Corp.	
USD	15,000	7.63% due 06/01/22[(a),(b)]	1,623,167
		Hess Infrastructure Partners LP / Hess Infrastructure Partners Finance Corp.	
USD	18,000	5.63% due 02/15/26[(a),(b)]	1,890,371
		Hexion, Inc.	
USD	2,000	6.63% due 04/15/20[(b)]	199,406
USD	8,000	10.38% due 02/01/22[(a),(b)]	827,403
		Hilton Domestic Operating Co., Inc.	
USD	13,000	4.25% due 09/01/24[(b)]	1,344,530
		Hilton Worldwide Finance LLC / Hilton Worldwide Finance Corp.	
USD	2,000	4.63% due 04/01/25[(b)]	212,966
		Howard Hughes Corp.	
USD	11,000	5.38% due 03/15/25[(a),(b)]	1,158,151
		HUB International, Ltd.	
USD	104,000	7.88% due 10/01/21[(a),(b)]	11,461,339
		Hughes Satellite Systems Corp.	
USD	32,000	5.25% due 08/01/26	3,347,898
		Huntsman International LLC	
USD	55,000	5.13% due 11/15/22[(b)]	6,061,285
		Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp.	
USD	35,000	6.00% due 08/01/20[(b)]	3,799,022
USD	18,000	6.25% due 02/01/22[(b)]	1,952,586
USD	9,000	6.75% due 02/01/24[(b)]	977,489
		IHS Markit, Ltd.	
USD	23,000	4.00% due 03/01/26[(a),(b)]	2,360,438
USD	9,000	4.75% due 02/15/25[(a),(b)]	973,900
		Indigo Natural Resources LLC	
USD	8,000	6.88% due 02/15/26[(a),(b)]	806,133
		Infinity Acquisition LLC / Infinity Acquisition Finance Corp.	
USD	125,000	7.25% due 08/01/22[(a),(b)]	13,260,515
		Infor US, Inc.	
USD	136,000	6.50% due 05/15/22[(b)]	14,789,030
		Informatica LLC	
USD	46,000	7.13% due 07/15/23[(a),(b)]	4,904,330
		inVentiv Group Holdings, Inc. / inVentiv Health, Inc. / inVentiv Health Clinical, Inc.	
USD	10,000	7.50% due 10/01/24[(a),(b)]	1,135,286
		IRB Holding Corp.	
USD	8,000	6.75% due 02/15/26[(a),(b)]	835,996
		Jacobs Entertainment, Inc.	
USD	6,000	7.88% due 02/01/24[(a),(b)]	677,981
		Jaguar Holding Co. II / Pharmaceutical Product Development LLC	
USD	82,000	6.38% due 08/01/23[(a),(b)]	8,840,609
		JC Penney Corp., Inc.	
USD	3,000	7.40% due 04/01/37	215,359
		Jeld-Wen, Inc.	
USD	5,000	4.63% due 12/15/25[(a),(b)]	507,821
		Joseph T Ryerson & Son, Inc.	
USD	19,000	11.00% due 05/15/22[(a),(b)]	2,232,818
		K Hovnanian Enterprises, Inc.	
USD	8,000	10.00% due 07/15/22[(a),(b)]	907,974
		Kaiser Aluminum Corp.	
USD	10,000	5.88% due 05/15/24[(b)]	1,103,381
		KAR Auction Services, Inc.	
USD	10,000	5.13% due 06/01/25[(a),(b)]	1,060,841
		KFC Holding Co. / Pizza Hut Holdings LLC / Taco Bell of America LLC	
USD	4,000	5.00% due 06/01/24[(a),(b)]	423,805
USD	5,000	5.25% due 06/01/26[(a),(b)]	531,085
		KLX, Inc.	
USD	90,000	5.88% due 12/01/22[(a),(b)]	9,897,409
		Koppers, Inc.	
USD	14,000	6.00% due 02/15/25[(a),(b)]	1,524,931
		Kratos Defense & Security Solutions, Inc.	
USD	7,000	6.50% due 11/30/25[(a),(b)]	771,436
		L Brands, Inc.	
USD	22,000	6.63% due 04/01/21	2,497,630
USD	11,000	6.88% due 11/01/35	1,140,604
		Ladder Capital Finance Holdings LLLP / Ladder Capital Finance Corp.	
USD	16,000	5.25% due 10/01/25[(a),(b)]	1,616,520

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		Laureate Education, Inc.	
USD	10,000	8.25% due 05/01/25[(a),(b)]	1,143,262
		Lehman Brothers Holding, Inc.	
EUR	245,000	4.75% due 01/16/14[(c)]	1,361,898
USD	115,000	5.75% due 10/17/18	496,854
USD	30,000	8.80% due 03/01/19	129,614
		Lehman Brothers Holdings, Inc.	
EUR	300,000	0.00% due 02/05/14[(c)]	1,667,630
EUR	50,000	5.38% due 10/17/12[(c)]	277,938
		Lennar Corp.	
USD	20,000	4.75% due 11/15/22[(b)]	2,148,270
USD	20,000	4.88% due 12/15/23[(b)]	2,143,165
USD	3,000	5.25% due 06/01/26[(a),(b)]	316,657
USD	2,000	5.38% due 10/01/22[(a)]	219,613
USD	15,000	6.25% due 12/15/21[(a),(b)]	1,694,953
USD	22,000	8.38% due 01/15/21[(a)]	2,602,916
		Level 3 Financing, Inc.	
USD	5,000	5.13% due 05/01/23[(b)]	523,109
USD	11,000	5.25% due 03/15/26[(b)]	1,105,508
USD	6,000	5.38% due 08/15/22[(b)]	639,695
USD	105,000	5.38% due 01/15/24[(b)]	10,908,574
USD	46,000	5.63% due 02/01/23[(b)]	4,908,978
		Lions Gate Capital Holdings LLC	
USD	6,000	5.88% due 11/01/24	665,219
		Live Nation Entertainment, Inc.	
USD	2,000	4.88% due 11/01/24[(a),(b)]	207,914
		Matador Resources Co.	
USD	5,000	6.88% due 04/15/23[(b)]	554,349
		Mattel, Inc.	
USD	6,000	5.45% due 11/01/41[(b)]	523,433
USD	10,000	6.20% due 10/01/40	909,292
USD	13,000	6.75% due 12/31/25[(a),(b)]	1,354,899
		Matthews International Corp.	
USD	21,000	5.25% due 12/01/25[(a),(b)]	2,205,433
		McGraw-Hill Global Education Holdings LLC / McGraw-Hill Global Education Finance	
USD	8,000	7.88% due 05/15/24[(a),(b)]	816,572
		MDC Holdings, Inc.	
USD	6,000	6.00% due 01/15/43[(b)]	591,838
		Mercer International, Inc.	
USD	6,000	5.50% due 01/15/26[(a),(b)]	634,909
USD	5,000	6.50% due 02/01/24[(b)]	558,337
		Meredith Corp.	
USD	49,000	6.88% due 02/01/26[(a),(b)]	5,360,970
		Meritage Homes Corp.	
USD	10,000	5.13% due 06/06/27[(b)]	1,007,666
		MGM Resorts International	
USD	30,000	5.25% due 03/31/20	3,278,590
USD	10,000	6.00% due 03/15/23	1,119,334
USD	46,000	6.63% due 12/15/21	5,263,606
USD	23,000	6.75% due 10/01/20	2,605,043
USD	10,000	7.75% due 03/15/22	1,185,802
		Micron Technology, Inc.	
USD	2,000	5.50% due 02/01/25[(b)]	221,740
		Microsemi Corp.	
USD	2,000	9.13% due 04/15/23[(a),(b)]	237,426
		Midcontinent Communications / Midcontinent Finance Corp.	
USD	14,000	6.88% due 08/15/23[(a),(b)]	1,572,651
		Mobile Mini, Inc.	
USD	36,000	5.88% due 07/01/24[(b)]	3,953,029
		Molina Healthcare, Inc.	
USD	8,000	4.88% due 06/15/25[(a),(b)]	797,625
		Momentive Performance Materials, Inc.	
USD	61,000	3.88% due 10/24/21[(b)]	6,797,445
		MPH Acquisition Holdings LLC	
USD	20,000	7.13% due 06/01/24[(a),(b)]	2,201,445
		Nabors Industries, Inc.	
USD	5,000	5.75% due 02/01/25[(a),(b)]	502,504
		Navient Corp.	
USD	13,000	5.50% due 01/25/23	1,363,540
USD	5,000	5.63% due 08/01/33	467,940

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
USD	11,000	5.88% due 10/25/24	1,152,302
USD	6,000	6.13% due 03/25/24	638,898
USD	13,000	6.50% due 06/15/22	1,430,939
USD	19,000	6.63% due 07/26/21	2,104,002
USD	14,000	6.75% due 06/25/25	1,513,095
		Navistar International Corp.	
USD	12,000	6.63% due 11/01/25[(a),(b)]	1,279,390
		Netflix, Inc.	
USD	21,000	4.38% due 11/15/26	2,121,682
USD	20,000	5.50% due 02/15/22	2,217,397
		New Enterprise Stone & Lime Co., Inc.	
USD	2,000	6.25% due 03/15/26[(a),(b)]	213,498
USD	11,000	10.13% due 04/01/22[(a),(b)]	1,260,513
		Newfield Exploration Co.	
USD	20,000	5.63% due 07/01/24	2,254,620
		NextEra Energy Operating Partners LP	
USD	9,000	4.25% due 09/15/24[(a),(b)]	930,828
		NFP Corp.	
USD	5,000	6.88% due 07/15/25[(a),(b)]	530,421
		NGL Energy Partners LP / NGL Energy Finance Corp.	
USD	45,000	6.88% due 10/15/21[(b)]	4,791,732
		NGPL PipeCo LLC	
USD	10,000	4.38% due 08/15/22[(a),(b)]	1,060,841
USD	24,000	7.77% due 12/15/37[(a)]	3,101,166
		Novelis Corp.	
USD	115,000	6.25% due 08/15/24[(a),(b)]	12,566,581
		NRG Energy, Inc.	
USD	8,000	5.75% due 01/15/28[(a),(b)]	833,784
USD	17,000	6.25% due 07/15/22[(b)]	1,870,686
USD	25,000	6.63% due 01/15/27[(b)]	2,731,866
		NRG Yield Operating LLC	
USD	20,000	5.38% due 08/15/24[(b)]	2,145,611
		Nuance Communications, Inc.	
USD	3,000	5.63% due 12/15/26[(b)]	315,062
USD	37,000	6.00% due 07/01/24[(b)]	4,052,998
		NVA Holdings, Inc.	
USD	13,000	6.88% due 04/01/26[(a),(b)]	1,396,375
		Oasis Petroleum, Inc.	
USD	2,000	6.88% due 01/15/23[(b)]	216,156
		Oceaneering International, Inc.	
USD	9,000	6.00% due 02/01/28[(b)]	948,181
		OneMain Financial Holdings LLC	
USD	11,000	7.25% due 12/15/21[(a),(b)]	1,212,989
		Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. / Ortho-Clinical Diagnostics S.A.	
USD	62,000	6.63% due 05/15/22[(a),(b)]	6,461,826
		Parsley Energy LLC / Parsley Finance Corp.	
USD	2,000	5.25% due 08/15/25[(a),(b)]	211,902
USD	20,000	5.38% due 01/15/25[(a),(b)]	2,132,317
USD	5,000	6.25% due 06/01/24[(a),(b)]	552,355
		Pattern Energy Group, Inc.	
USD	9,000	5.88% due 02/01/24[(a),(b)]	983,472
		PBF Holding Co. LLC / PBF Finance Corp.	
USD	11,000	7.25% due 06/15/25[(b)]	1,218,106
		PDC Energy, Inc.	
USD	4,000	5.75% due 05/15/26[(a),(b)]	418,487
		Penske Automotive Group, Inc.	
USD	14,000	3.75% due 08/15/20	1,492,622
USD	14,000	5.50% due 05/15/26[(b)]	1,466,566
		PetSmart, Inc.	
USD	8,000	5.88% due 06/01/25[(a),(b)]	618,957
		Pilgrim's Pride Corp.	
USD	13,000	5.75% due 03/15/25[(a),(b)]	1,346,064
USD	9,000	5.88% due 09/30/27[(a),(b)]	904,315
		Pioneer Energy Services Corp.	
USD	21,000	6.13% due 03/15/22[(b)]	1,948,598
		Pioneer Holdings LLC / Pioneer Finance Corp.	
USD	10,000	9.00% due 11/01/22[(a),(b)]	1,111,357
		Platform Specialty Products Corp.	
USD	27,000	5.88% due 12/01/25[(a),(b)]	2,810,432
USD	104,000	6.50% due 02/01/22[(a),(b)]	11,267,782

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		Ply Gem Industries, Inc.	
USD	13,000	6.50% due 02/01/22[b]	1,426,135
		Polaris Intermediate Corp.	
USD	35,000	8.50% due 12/01/22[a],[b],[d]	3,806,038
		Post Holdings, Inc.	
USD	38,000	5.00% due 08/15/26[a],[b]	3,849,338
USD	2,000	5.75% due 03/01/27[a],[b]	212,168
		PQ Corp.	
USD	18,000	5.75% due 12/15/25[a],[b]	1,899,943
USD	27,000	6.75% due 11/15/22[a],[b]	3,029,380
		Prestige Brands, Inc.	
USD	16,000	6.38% due 03/01/24[a],[b]	1,752,648
		Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc.	
USD	72,000	9.25% due 05/15/23[a],[b]	8,317,097
		PTC, Inc.	
USD	10,000	6.00% due 05/15/24[b]	1,116,675
		PulteGroup, Inc.	
USD	20,000	6.00% due 02/15/35	2,164,222
USD	21,000	6.38% due 05/15/33	2,345,017
		QEP Resources, Inc.	
USD	2,000	5.38% due 10/01/22[b]	213,498
USD	4,000	5.63% due 03/01/26[b]	403,598
		Qualitytech LP / QTS Finance Corp.	
USD	29,000	4.75% due 11/15/25[a],[b]	2,914,522
		Quintiles IMS, Inc.	
USD	27,000	4.88% due 05/15/23[a],[b]	2,939,647
		Qwest Corp.	
USD	10,000	6.75% due 12/01/21	1,142,824
		Rackspace Hosting, Inc.	
USD	9,000	8.63% due 11/15/24[a],[b]	947,578
		Radian Group, Inc.	
USD	4,000	7.00% due 03/15/21	461,559
		Radiate Holdco LLC / Radiate Finance, Inc.	
USD	11,000	6.63% due 02/15/25[a],[b]	1,079,187
		Range Resources Corp.	
USD	4,000	4.88% due 05/15/25[b]	396,685
USD	8,000	5.88% due 07/01/22[b]	859,308
		RBS Global, Inc. / Rexnord LLC	
USD	10,000	4.88% due 12/15/25[a],[b]	1,034,254
		Realogy Group LLC / Realogy Co.-Issuer Corp.	
USD	5,000	4.50% due 04/15/19[a]	535,738
USD	10,000	4.88% due 06/01/23[a],[b]	1,023,619
		RegionalCare Hospital Partners Holdings, Inc.	
USD	6,000	8.25% due 05/01/23[a],[b]	666,814
		Resolute Energy Corp.	
USD	29,000	8.50% due 05/01/20[b]	3,084,150
		Reynolds Group Issuer, Inc. / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu	
USD	62,000	5.13% due 07/15/23[a],[b]	6,665,901
USD	20,000	5.22% due 07/15/21[a],[b],[e]	2,158,905
USD	19,382	5.75% due 10/15/20[b]	2,089,634
USD	83,000	7.00% due 07/15/24[a],[b]	9,257,368
		Rite Aid Corp.	
USD	6,000	6.13% due 04/01/23[a],[b]	645,279
		Rockies Express Pipeline LLC	
USD	15,000	5.63% due 04/15/20[a]	1,659,076
USD	9,000	6.00% due 01/15/19[a]	978,686
USD	19,000	6.88% due 04/15/40[a]	2,340,680
		Rowan Cos, Inc.	
USD	2,000	4.75% due 01/15/24[b]	178,136
USD	17,000	7.38% due 06/15/25[b]	1,703,993
		RP Crown Parent LLC	
USD	24,000	7.38% due 10/15/24[a],[b]	2,648,115
		RSP Permian, Inc.	
USD	7,000	5.25% due 01/15/25[b]	773,297
		Sabre GLBL, Inc.	
USD	19,000	5.25% due 11/15/23[a],[b]	2,051,566
		Sanchez Energy Corp.	
USD	4,000	6.13% due 01/15/23[b]	312,403
USD	18,000	7.25% due 02/15/23[a],[b]	1,928,657
USD	30,000	7.75% due 06/15/21[b]	2,951,212

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		Scientific Games International, Inc.	
USD	24,000	5.00% due 10/15/25[(a),(b)]	2,488,590
USD	88,000	10.00% due 12/01/22[(b)]	10,113,353
		Sealed Air Corp.	
USD	8,000	4.88% due 12/01/22[(a),(b)]	862,498
USD	4,000	6.88% due 07/15/33[(a)]	474,321
		ServiceMaster Co. LLC	
USD	8,000	5.13% due 11/15/24[(a),(b)]	825,276
		SESI LLC	
USD	12,000	7.75% due 09/15/24[(a),(b)]	1,324,057
		Signode Industrial Group Lux S.A. / Signode Industrial Group US, Inc.	
USD	16,000	6.38% due 05/01/22[(a),(b)]	1,756,902
		Sirius XM Radio, Inc.	
USD	29,000	5.00% due 08/01/27[(a),(b)]	2,914,522
USD	15,000	5.38% due 04/15/25[(a),(b)]	1,587,274
		Six Flags Entertainment Corp.	
USD	42,000	4.88% due 07/31/24[(a),(b)]	4,360,616
		SLM Corp.	
USD	10,000	5.13% due 04/05/22[(b)]	1,076,794
		SM Energy Co.	
USD	4,000	5.00% due 01/15/24[(b)]	396,685
USD	4,000	5.63% due 06/01/25[(b)]	405,193
USD	8,000	6.50% due 01/01/23[(b)]	848,673
USD	2,000	6.75% due 09/15/26[(b)]	211,636
		Solera LLC / Solera Finance, Inc.	
USD	103,000	10.50% due 03/01/24[(a),(b)]	12,241,150
		Sotera Health Holdings LLC	
USD	14,000	6.50% due 05/15/23[(a),(b)]	1,503,789
		Southern Star Central Corp.	
USD	6,000	5.13% due 07/15/22[(a),(b)]	649,267
		Southwestern Energy Co.	
USD	4,000	6.70% due 01/23/25[(b)]	414,978
		Spectrum Brands, Inc.	
USD	19,000	5.75% due 07/15/25[(b)]	2,071,166
USD	13,000	6.13% due 12/15/24[(b)]	1,430,939
		Springleaf Finance Corp.	
USD	16,000	6.88% due 03/15/25	1,712,235
		Springs Industries, Inc.	
USD	7,000	6.25% due 06/01/21[(b)]	756,547
		Sprint Capital Corp.	
USD	5,000	6.90% due 05/01/19	549,032
USD	30,000	8.75% due 03/15/32	3,342,049
		Sprint Communications, Inc.	
USD	27,000	7.00% due 03/01/20[(a)]	3,022,201
USD	19,000	9.00% due 11/15/18[(a)]	2,086,321
		Sprint Corp.	
USD	166,000	7.13% due 06/15/24	17,256,882
USD	8,000	7.63% due 02/15/25[(b)]	838,038
USD	14,000	7.63% due 03/01/26[(b)]	1,456,442
USD	44,000	7.88% due 09/15/23	4,784,686
		SPX FLOW, Inc.	
USD	37,000	5.63% due 08/15/24[(a),(b)]	4,023,486
USD	7,000	5.88% due 08/15/26[(a),(b)]	768,645
		Standard Industries, Inc.	
USD	2,000	5.38% due 11/15/24[(a),(b)]	216,422
USD	17,000	5.50% due 02/15/23[(a),(b)]	1,875,748
		Staples, Inc.	
USD	13,000	8.50% due 09/15/25[(a),(b)]	1,282,315
		Station Casinos LLC	
USD	1,000	5.00% due 10/01/25[(a),(b)]	101,298
		Steel Dynamics, Inc.	
USD	10,000	4.13% due 09/15/25[(b)]	1,018,301
USD	66,000	5.25% due 04/15/23[(b)]	7,133,160
USD	13,000	5.50% due 10/01/24[(b)]	1,429,142
		SunCoke Energy Partners LP / SunCoke Energy Partners Finance Corp.	
USD	10,000	7.50% due 06/15/25[(a),(b)]	1,100,722
		Sunoco LP / Sunoco Finance Corp.	
USD	19,000	4.88% due 01/15/23[(a),(b)]	1,952,453

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
		Surgery Center Holdings, Inc.	
USD	13,000	6.75% due 07/01/25[(a),(b)]	1,347,986
USD	9,000	8.88% due 04/15/21[(a),(b)]	1,002,615
		Symantec Corp.	
USD	11,000	5.00% due 04/15/25[(a),(b)]	1,182,777
		Talen Energy Supply LLC	
USD	2,000	6.50% due 06/01/25[(b)]	151,017
		Tallgrass Energy Partners LP / Tallgrass Energy Finance Corp.	
USD	32,000	5.50% due 09/15/24[(a),(b)]	3,479,772
USD	6,000	5.50% due 01/15/28[(a),(b)]	644,481
		Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp.	
USD	20,000	4.25% due 11/15/23[(b)]	2,049,896
USD	7,000	5.13% due 02/01/25[(b)]	743,519
USD	2,000	5.25% due 05/01/23[(b)]	214,827
USD	2,000	5.38% due 02/01/27[(b)]	212,700
		Team Health Holdings, Inc.	
USD	20,000	6.38% due 02/01/25[(a),(b)]	1,834,750
		TEGNA, Inc.	
USD	6,000	5.50% due 09/15/24[(a),(b)]	653,255
		Teleflex, Inc.	
USD	4,000	4.63% due 11/15/27[(b)]	411,047
USD	4,000	4.88% due 06/01/26[(b)]	423,273
		Tempo Acquisition LLC / Tempo Acquisition Finance Corp.	
USD	23,000	6.75% due 06/01/25[(a),(b)]	2,449,107
		Tempur Sealy International, Inc.	
USD	3,000	5.50% due 06/15/26[(b)]	307,883
		Tenet Healthcare Corp.	
USD	15,000	4.63% due 07/15/24[(a),(b)]	1,539,416
USD	14,000	5.13% due 05/01/25[(a),(b)]	1,436,788
USD	22,000	6.00% due 10/01/20	2,427,439
USD	11,000	6.75% due 06/15/23	1,149,378
USD	8,000	7.50% due 01/01/22[(a),(b)]	899,721
USD	68,000	8.13% due 04/01/22	7,566,270
		Terex Corp.	
USD	41,000	5.63% due 02/01/25[(a),(b)]	4,371,251
		TerraForm Power Operating LLC	
USD	9,000	4.25% due 01/31/23[(a),(b)]	922,453
USD	10,000	5.00% due 01/31/28[(a),(b)]	1,012,984
		Tesla, Inc.	
USD	20,000	5.30% due 08/15/25[(a),(b)]	1,863,784
		TIBCO Software, Inc.	
USD	46,000	11.38% due 12/01/21[(a),(b)]	5,335,446
		T-Mobile USA, Inc.	
USD	39,000	4.00% due 04/15/22[(b)]	4,137,281
USD	2,000	4.50% due 02/01/26[(b)]	204,458
USD	14,000	4.75% due 02/01/28[(b)]	1,433,066
USD	8,000	6.00% due 03/01/23[(b)]	886,959
USD	20,000	6.63% due 04/01/23[(b)]	2,197,467
		Townsquare Media, Inc.	
USD	13,000	6.50% due 04/01/23[(a),(b)]	1,304,782
		TransDigm, Inc.	
USD	14,000	6.00% due 07/15/22[(b)]	1,522,400
USD	63,000	6.50% due 07/15/24[(b)]	6,884,301
		Transocean, Inc.	
USD	16,000	5.80% due 10/15/22[(b)]	1,642,044
USD	2,000	6.80% due 03/15/38	166,969
USD	6,000	7.50% due 01/15/26[(a),(b)]	630,124
USD	8,000	9.00% due 07/15/23[(a),(b)]	908,229
		TRI Pointe Group, Inc.	
USD	9,000	4.88% due 07/01/21[(b)]	965,812
		TRI Pointe Group, Inc. / TRI Pointe Homes, Inc.	
USD	11,000	5.88% due 06/15/24	1,192,896
		Tribune Media Co.	
USD	2,000	5.88% due 07/15/22[(b)]	216,688
		Tutor Perini Corp.	
USD	15,000	6.88% due 05/01/25[(a),(b)]	1,647,096
		United Rentals North America, Inc.	
USD	6,000	4.63% due 07/15/23[(b)]	651,660
USD	6,000	4.63% due 10/15/25[(b)]	622,147
USD	11,000	5.50% due 07/15/25[(b)]	1,202,021

額面		銘柄	公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）	（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）	
		社債券（72.0%）（続き）	
USD	5,000	5.50% due 05/15/27[b]	537,067
USD	24,000	5.75% due 11/15/24[b]	2,666,747
USD	53,000	5.88% due 09/15/26[b]	5,883,149
		United States Steel Corp.	
USD	12,000	6.25% due 03/15/26[b]	1,276,200
USD	9,000	6.88% due 08/15/25[b]	988,257
		Uniti Group LP / Uniti Group Finance, Inc. / CSL Capital LLC	
USD	24,000	8.25% due 10/15/23[b]	2,424,780
		Univision Communications, Inc.	
USD	12,000	5.13% due 02/15/25[a],[b]	1,193,247
		Urban One, Inc.	
USD	25,000	7.38% due 04/15/22[a],[b]	2,645,456
		USA Compression Partners LP / USA Compression Finance Corp.	
USD	14,000	6.88% due 04/01/26[a],[b]	1,514,956
		USG Corp.	
USD	20,000	4.88% due 06/01/27[a],[b]	2,153,587
		USIS Merger Sub, Inc.	
USD	4,000	6.88% due 05/01/25[a],[b]	426,463
		Valeant Pharmaceuticals International	
USD	11,000	6.75% due 08/15/21[a],[b]	1,177,162
USD	2,000	7.25% due 07/15/22[a],[b]	213,498
USD	5,000	9.25% due 04/01/26[a],[b]	531,059
		Valvoline, Inc.	
USD	7,000	5.50% due 07/15/24[b]	765,853
		Versum Materials, Inc.	
USD	8,000	5.50% due 09/30/24[a],[b]	880,578
		Vertiv Group Corp.	
USD	26,000	9.25% due 10/15/24[a],[b]	2,903,355
		Viking Cruises, Ltd.	
USD	27,000	5.88% due 09/15/27[a],[b]	2,727,877
USD	6,000	6.25% due 05/15/25[a],[b]	641,290
		Vizient, Inc.	
USD	16,000	10.38% due 03/01/24[a],[b]	1,893,030
		Waste Pro USA, Inc.	
USD	11,000	5.50% due 02/15/26[a],[b]	1,158,151
		Watco Cos LLC / Watco Finance Corp.	
USD	30,000	6.38% due 04/01/23[a],[b]	3,282,227
		Weatherford International, Ltd.	
USD	5,000	6.50% due 08/01/36	380,201
USD	16,000	7.00% due 03/15/38	1,233,660
USD	7,000	8.25% due 06/15/23[b]	650,999
USD	10,000	9.88% due 02/15/24[b]	975,761
		Weekley Homes LLC / Weekley Finance Corp.	
USD	2,000	6.63% due 08/15/25[a],[b]	211,105
		WellCare Health Plans, Inc.	
USD	6,000	5.25% due 04/01/25[b]	642,088
		Western Digital Corp.	
USD	21,000	4.75% due 02/15/26[b]	2,232,625
		WEX, Inc.	
USD	38,000	4.75% due 02/01/23[a],[b]	4,072,923
		Whiting Petroleum Corp.	
USD	11,000	6.63% due 01/15/26[a],[b]	1,180,086
		WildHorse Resource Development Corp.	
USD	8,000	6.88% due 02/01/25[b]	857,181
		William Lyon Homes, Inc.	
USD	2,000	5.88% due 01/31/25[b]	208,829
USD	2,000	6.00% due 09/01/23[a],[b]	212,966
		Williams Cos, Inc.	
USD	5,000	4.55% due 06/24/24[b]	538,115
USD	39,000	5.75% due 06/24/44[b]	4,406,878
		Williams Scotsman International, Inc.	
USD	3,000	7.88% due 12/15/22[a],[b]	330,815
		WMG Acquisition Corp.	
USD	6,000	5.50% due 04/15/26[a],[b]	642,886
		WPX Energy, Inc.	
USD	11,000	6.00% due 01/15/22[b]	1,207,870
USD	7,000	7.50% due 08/01/20[b]	800,284
		WR Grace & Co.-Conn	
USD	45,000	5.13% due 10/01/21[a]	4,911,376

額面		銘柄		公正価値
		確定利付証券（99.4%）（続き）		（単位：円）
		アメリカ（81.0%）（続き）		
		社債券　（72.0%）（続き）		
		Wrangler Buyer Corp.		
USD	18,000	6.00% due 10/01/25[(a),(b)]		1,890,371
		Wyndham Hotels & Resorts, Inc.		
USD	7,000	5.38% due 04/15/26[(a),(b)]		753,756
		Wyndham Worldwide Corp.		
USD	6,000	4.15% due 04/01/24[(b)]		637,285
USD	2,000	4.50% due 04/01/27[(b)]		211,663
USD	2,000	5.10% due 10/01/25[(b)]		220,276
		XPO Logistics, Inc.		
USD	66,000	6.50% due 06/15/22[(a),(b)]		7,264,768
		Yum Brands, Inc.		
USD	9,000	3.88% due 11/01/23[(b)]		922,453
		Zayo Group LLC / Zayo Capital, Inc.		
USD	69,000	5.75% due 01/15/27[(a),(b)]		7,191,388
USD	15,000	6.00% due 04/01/23[(b)]		1,647,097
USD	3,000	6.38% due 05/15/25[(b)]		331,413
		社債券　計		1,118,826,034
		アメリカ　計（取得原価 1,343,800,999 円）		1,259,408,141
		確定利付証券　計（取得原価 1,654,787,028 円）		1,545,407,646
		転換優先株（0.1%）		
		アメリカ（0.1%）		
		HAND/MACHINE TOOLS（0.1%）		
	190	Stanley Black & Decker, Inc. 5.38%		2,314,654
		アメリカ　計（取得原価 2,647,497 円）		2,314,654
		転換優先株 計(取得原価 2,647,497 円)		2,314,654
		有価証券　計（取得原価 1,657,434,525 円）	99.5%	1,547,722,300
		現金及びその他資産（負債控除後）	0.5	7,312,379
		純資産	100.0%	1,555,034,679

(a)規則 144A 証券 ― 1933 年証券法規則 144A に基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的には、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。
(b)償還条項付証券
(c)当該証券はデフォルトしている。
(d)PIK ―Payment-in kind security の略。利息は発行体の自由裁量によって現金または利息相当を付加した証券で支払われることがある。
(e)2018 年 3 月 31 日現在、変動利付証券

ファンドレベルの外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
EUR	UBS AG	69,000	04/04/2018	USD	85,043	¥ 8,618	¥ (27,518)	¥ (18,900)
USD	Citibank NA	85,292	04/04/2018	EUR	69,000	73,583	(28,189)	45,394
USD	UBS AG	85,212	05/02/2018	EUR	69,000	24,071	(4,932)	19,139
						¥ 106,272	¥ (60,639)	¥ 45,633

Class A - AUD Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
AUD	Citibank NA	1,837,458	04/27/2018	USD	1,416,444	¥ -	¥ (746,378)	¥ (746,378)

Class B - BRL Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
BRL	Citibank NA	5,747,896	04/27/2018	USD	1,740,896	¥ -	¥ (1,578,602)	¥ (1,578,602)

Class C - CAD Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
CAD	Citibank NA	1,822,380	04/27/2018	USD	1,395,445	¥ 1,989,127	¥ -	¥ 1,989,127

Class D - CNY Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
CNY	Citibank NA	6,697,144	04/27/2018	USD	1,055,250	¥ 882,104	¥ -	¥ 882,104

Class E - IDR Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
IDR	Citibank NA	9,474,940,164	04/27/2018	USD	686,155	¥ 81,951	¥ -	¥ 81,951

Class F - INR Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
INR	Citibank NA	170,968,692	04/27/2018	USD	2,605,817	¥ 815,641	¥ -	¥ 815,641

Class G - JPY Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
JPY	Citibank NA	227,534,049	04/27/2018	USD	2,148,184	¥ -	¥ (582,110)	¥ (582,110)

Class H - RUB Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
RUB	Citibank NA	21,100,231	04/27/2018	USD	362,972	¥ 319,411	¥ -	¥ 319,411

Class I - TRY Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
TRY	Citibank NA	6,209,205	04/27/2018	USD	1,556,808	¥ -	¥ (72,258)	¥ (72,258)

Class J - ZAR Class 外国為替予約取引(2018年3月31日現在)

買	取引相手方	契約額	決済日	売	契約額	評価益	評価(損)	評価(損)益計
ZAR	Citibank NA	20,259,843	04/27/2018	USD	1,668,177	¥ 3,750,016	¥ -	¥ 3,750,016

未決済のクレジット・デフォルト・スワップ (2018年3月31日現在)

通貨	取引相手方	想定元本	クレジット・プロテクション	参照対象	受取り(支払い)	インプライド・クレジット・スプレッド	終了日	プレミアム支払い(受取り)	評価(損)益	公正価値
USD	Barclays Bank PLC	12,968	Pay	Frontier Communications Corp.	(5.000)%	16.41%	6/20/2023	¥ 487,475	¥ (16,521)	¥ 470,954

デリバティブ取引の価値

下記の表は、ネッティングの取決めが潜在的にあることを想定して、それらを含めたファンドのデリバティブポジションを要約したものである。デリバティブ取引に係る追加的な情報については、注記を参照のこと。

	取引先	デリバティブ資産の価値	デリバティブ負債の価値	担保受取	担保差入	純額*
店頭デリバティブ	Barclays Bank PLC	¥ -	¥ (16,521)	¥ -	¥ -	¥ (16,521)
	Citibank NA	7,911,833	(3,007,537)	-	-	4,904,296
	UBS AG	32,689	(32,450)	-	-	239
合計		¥ 7,944,522	¥ (3,056,508)	¥ -	¥ -	¥ 4,888,014

*純額は、デフォルトが発生した場合に取引先から（または取引先に）生じる受取り（または支払い）の額をあらわしている。同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関してネッティングすることが認められている。

通貨:		
AUD	-	オーストラリア・ドル
BRL	-	ブラジル・レアル
CAD	-	カナダ・ドル
CNY	-	中国・元
EUR	-	ユーロ
IDR	-	インドネシア・ルピア
INR	-	インド・ルピー
JPY	-	日本円
RUB	-	ロシア・ルーブル
TRY	-	トルコ・リラ
USD	-	アメリカ・ドル
ZAR	-	南アフリカ・ランド

財務諸表に関する注記（抜粋）
2018 年 3 月 31 日現在

重要な会計方針
この決算書は、ファンドの当会計年度である 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの期間を反映したものである。以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国 GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国 GAAP に準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A)　受益証券の純資産額の決定
本ファンドの純資産額（以下、「純資産額」）は、「営業日」（ニューヨーク証券取引所及びニューヨークの銀行が業務を行っている日及び受託会社が決定するその他の時点（それぞれを「計算日」）において算出される。純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含む、ファンドの全ての資産及び負債を考慮して算出される。
本ファンドの各クラスの純資産額は、日本円で算出される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に計算され、一口当たりの純資産の数値は小数点以下第４位までとなるよう調整される。

(B)　有価証券の評価
純資産額を計算する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格を、売却価格が報告されていない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは第三者の価格提供サービスから取得する価格をもとに決定される。

国内外の債券及び非上場デリバティブは、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる公表価格に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似した性質を持つ投資もしくは有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価格の推計値を利用している。最新の公表価格がない、債務不履行または倒産手続き中の証券は、取得可能な最新の市場価格または公表価格で評価される。上場オプション、先物取引及び先物オプションは、関連する取引所が決定する清算価格で評価される。

機能通貨（日本円）以外の通貨で当初評価した投資は、価格提供サービスから得た為替レートを用いて機能通貨へ換算される。このため、本ファンドの受益証券の純資産額は機能通貨に対する通貨価値の変動の影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券、または機能通貨以外の通貨建ての有価証券の価値は、ニューヨーク証券取引所が休場の日に重大な影響を受ける可能性があり、また、純資産額は、投資家が受益証券を購入、買戻請求または交換できない日に変動する可能性がある。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、受託会社が誠実に決定した公正価値で評価する。
最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ（売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など）がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後かつニューヨーク証券取引所の取引終了前に本ファンドの有価証券または資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所または有価証券取引市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。
受託会社は、本ファンドの有価証券または資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で算出されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考える他の方法により算出される価格で評価される場合がある。例えば、日々の市場の公表価格が容易に入手できない有価証券または投資は、受託会社によって規定された指針に基づき、その他の有価証券または指標を参考にして評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を必要とすることがある。
本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額の価格を決定した時点における有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、受託会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない（例えば、強制処分または清算処分の場合など）。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

＜公正価値測定＞
米国 GAAP に基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場における同一資産または負債の未調整の公表

価格に基づく評価（レベル１）で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価（レベル３）である。

当該指針は、公正価値の分類に次の３レベルを設定している。

・レベル１：　活発な市場における同一の資産または負債に係る（未調整の）公表価格に基づき測定した公正価値。
・レベル２：　資産または負債に係る直接的に（例えば、価格）または間接的に（例えば、価格から派生）観察可能なインプットのうち、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットに基づき測定した公正価値。
・レベル３：　観察可能な市場データに基づかない資産または負債に係るインプット（観察不可能なインプット）に基づき測定した公正価値。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに関する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定及び広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。
公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定において極めて重要なインプットの最低水準に基づいている。しかし、何をもって「観察可能」と判定するかには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

投資
公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル１に分類される投資には、優先株式、普通株式、定期預金が含まれる。受託会社は、本ファンドがそのような商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整しない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル２に分類される。これらには、優先株式、投資適格社債及びソブリン債が含まれている。レベル２の投資は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

レベル３に分類される金融資産は、取引頻度が低いため、観察不可能なインプットしか有しないことが顕著である。レベル３の金融資産には、プライベートエクイティーや一部の社債が含まれる。
内在的な評価価格の不確実性から、財務諸表に記載されている価値と、当該資産を売却することで得られる金額は大きく乖離する可能性がある。

デリバティブ取引
本ファンドは、ヘッジ目的で、予想ヘッジを含むデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドがデリバティブ取引を用いて、他の保有資産に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させることができるが、一方で市場が本ファンドが想定した方向と異なる方向に動く、あるいはデリバティブ取引のコストがヘッジ取引による利益を上回ると、収益を減少させたり、損失を生じさせる場合がある。

また、ヘッジ取引には、デリバティブ取引の価値の変動が、想定したほどヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジ対象の保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。
本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らす、もしくはヘッジ取引自体が利用可能である、あるいはコストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドの他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、その取引を利用できるという保証はない。

デリバティブ商品は、証券取引所、または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることがある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常は公正価値のレベル１またはレベル２に分類される。

外国為替予約取引及びクレジット・デフォルト・スワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手先、ディーラーまたはブローカーから価格等の観察可能なインプットが入手でき、且つそれらが信頼できるとみなされた場合には、それらを用いて受託会社によって評価される。モデルが使われているような場合には、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や特定の固有リスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。その

ようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。
一般的な外国為替予約取引、スワップ及びオプションのような店頭デリバティブ取引では、インプットは通常、市場データで確認できるため、レベル２に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル３に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル１またはレベル２のインプットを一部で利用していても、公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットが含まれているからである。

各測定日に受託会社は、観察可能なインプットを反映するためにレベル１及びレベル２のインプットを更新するが、その結果としての損益は、観察不可能なインプットが重要であることを理由としてレベル３に反映される。

次の表は、2018 年 3 月 31 日現在の貸借対照表に計上された金融商品を項目別及びレベル別に表示したものである。*

	(未調整) 活発な市場における同一の投資に係る公表価格を反映したインプット (Level 1)	重要なその他の観察可能なインプット (Level 2)	重要な観察不可能なインプット (Level 3)	2018 年 3 月 31 日時点での公正価値
資産:				
社債券				
Argentina	¥ -	¥ 8,236,073	¥ -	¥ 8,236,073
Canada	-	85,311,732	-	85,311,732
Finland	-	7,779,811	-	7,779,811
Ireland	-	22,705,725	-	22,705,725
Luxembourg	-	26,242,289	-	26,242,289
Multinational	-	12,831,593	-	12,831,593
Netherlands	-	59,857,806	-	59,857,806
Portugal	-	3,891,138	-	3,891,138
United Kingdom	-	27,712,416	-	27,712,416
United States	-	1,118,826,034	-	1,118,826,034
転換社債券				
United States	-	23,557,441	-	23,557,441
バンク・ローン				
Canada	-	9,171,328	-	9,171,328
Luxembourg	-	18,248,978	-	18,248,978
Saint Lucia	-	3,156,715	-	3,156,715
United Kingdom	-	853,901	-	853,901
United States	-	117,024,666	-	117,024,666
優先証券				
United States	2,314,654	–	-	2,314,654
資産　計	**¥ 2,314,654**	**¥ 1,545,407,646**	**¥ -**	**¥ 1,547,722,300**
金融デリバティブ取引**				
資産				
為替予約取引	¥ -	¥ 7,944,522	¥ -	¥ 7,944,522
負債				
為替予約取引	-	(3,039,987)	-	(3,039,987)
スワップ	-	(16,521)	-	(16,521)

* 分類についての詳細な情報は、有価証券明細表を参照。
**外国為替予約取引、先物取引等の金融デリバティブ取引は未実現損益で評価している。

2018 年３月 31 日に終了した年度において、レベル 1、レベル２及びレベル３間の異動はなかった。本ファンドでは、各レベル間の資産の移動を年末に計上する。
2018 年３月 31 日現在、レベル３で評価された証券はなかった。

(C)　有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で計上される。有価証券のプレミアム及びディスカウントは、実効利回りベースで償却／増価される。受取配当金は配当落ち日に計上されるが、配当落ちが経過してしまった外国の有価証券から生じる配当金は、本ファンドが相当な注意を払い配当落ち日の情報を入手次第、計上される。収益は外国税が控除された純額で計上される。受取利息は発生主義で計上される。割引による増価及びプレミアムの償却を調整した受取利息は、発生主義で計上される。収益は、返戻が不確実な外国税がある場合、同税額を控除した実額で計上される。その他収益には、定期預金の利息収益等が含まれる。回収が見込まれない証券のからのクーポン収入は計上しない。

(D)　経費

本ファンドは、管理会社報酬、カストディーフィー、名義書換代理人報酬、監査報酬及び本ファンドの運営に関連するその他の費用等をファンドで負担する。費用項目は発生主義で計上される。本ファンドの費用は、他の多くの私募ファンドで計上されたものと比べ、純資産に占める割合が高い場合がある。

(E)　分配方針

本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。受託会社は、当該月の分配日直前の前営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に、当該分配を公表し、通常毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。

分配金がある場合は、通常は本ファンドのネット実現益（ヘッジポジションを含む）、未実現益及び純利益、あるいは各クラスの純資産総額に、それぞれのポートフォリオの利回り、またはグローバルなハイ・イールド市場を反映した利回りを掛け合わせた金額から支払われる。

既存の受益者は分配金の再投資を選択しており、受益証券がそれぞれの分配日に発行されている。

2018 年 3 月 31 日に終了した年度に公表され、再投資された分配金は次の通りである。

受益者への分配金		金　額
Class A-AUD Class	¥	13,757,887
Class B-BRL Class		39,914,424
Class C-CAD Class		12,600,216
Class D-CNY Class		13,109,932
Class E-IDR Class		8,888,719
Class F-INR Class		41,874,119
Class G-JPY Class		12,313,886
Class H-RUB Class		8,207,428
Class I-TRY Class		41,680,562
Class J-ZAR Class		25,455,004
分配金合計	¥	217,802,177

(F)　現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の最新の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益並びに収益及び費用は、各取引日及び報告日のレートでそれぞれ換算される。

有価証券及びデリバティブ取引への投資に関する外国通貨の為替レートの変動による影響は、損益計算書上では当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現及び未実現損益に含めて計上される。

(G)　外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に関連し、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することができる。

外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替レートの変動により上下する。外国為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。評価損益の生じている外国為替予約取引は、グロス金額で、貸借対照表に資産または負債として計上される。実現損益は、取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手先が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

また、本ファンドは、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結する権限を付与されている。特定のクラスに係る外国為替予約取引から生じた損益は、その特定のクラスに配賦される。2018年3月31日現在締結されている外国為替予約取引は、有価証券明細表に記載されている。

(H)　先物取引

本ファンドは、先物取引を締結することができる。本ファンドは、証券市場または金利及び通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物取引を利用する。また、本ファンドはヘッジ目的ではなく、外貨への直接投資として、先物取引またはそのオプションを売建てまたは買建てる場合がある。

先物取引の利用に伴う主たるリスクには、本ファンドが保有する有価証券の市場価格の変動と先物取引の価格の変動との間の不完全な相関性、市場が非流動的である可能性及び取引相手先が契約条件を履行できない可能性が挙げられる。先物取引は、市場で示された毎日の清算価格で評価される。

本ファンドは、先物取引の締結に際して、先物ブローカーまたは取引所が定める当初証拠金額要件に従い、現金または米国債／米国政府機関債を先物ブローカーに預け入れることが義務づけられている。先物取引は毎日値洗いされ、価格の変動により適宜未払金あるいは未収金（「変動証拠金」）が本ファンドに計上される。損益は認識されるが、当該契約が期限を迎えるか決済されるまで実現損益とはみなされない。先物取引には、貸借対照表に開示された変動証拠金を超える損失リスクが様々な度合いで含まれている。2018 年 3 月 31 日時点、先物取引の残高は無い。

(I) バンク・ローン

本ファンドは固定金利または変動金利のローンに投資することができる。これらの投資は一般的にローン・パーティシペーションの形を取り、下記に説明するローン商品を含む場合がある。

シニアローン：

シニアローンは、一般に様々な産業及び地理上の地域で事業を営む事業法人、パートナーシップ及びその他の企業体に対して取り組まれる。シニアローンは、通常借り手の資本構造の中で最も上位に位置づけられ、通常は特定の担保で保護されており、借り手の資産全般に対して、劣後債権の保有者及び株主が保有する請求権よりも上位の請求権を有する。借り手は通常、シニアローンで調達した資金をレバレッジド・バイアウト、資本再編、合併、買収及び自社株の買い戻しに充当するが、内部成長の資金に充当する場合やその他の事業目的に用いる場合もある。シニアローンの金利は、通常、 1 日単位、1 月単位、四半期単位、または半年単位で、基準貸出金利をもとにプレミアムを付加して決定される。基準貸出金利は、通常はロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、1 行以上の主要米国銀行が提供しているプライム金利もしくは譲渡性預金金利、または商業銀行が用いているその他の基準貸出金利のいずれかである。シニアローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。

第 2 順位抵当ローン：

第 2 順位抵当ローンは、公的機関及び民間企業、その他の非政府機関や発行体が様々な目的のために行う借り入れである。第 2 順位抵当ローンの支払い順位は、関連する借り手に対する 1 件以上のシニアローンへの支払いに次ぐ。第 2 順位抵当ローンは通常、第 2 順位の優先担保権または抵当権が付されるか、ローン契約に基づく借り手の義務履行を保証する特定の担保によって保護されており、通常はシニアローンと類似した保護及び権利を有する。第 2 順位抵当ローンに係る債務の支払いは、関連する借り手のシニアローンに対するものを除き劣後しない（及びその条件により劣後することがあってはならない）。第 2 順位抵当ローンは、シニアローンと同様、変動金利による利息支払いが一般的である。第 2 順位抵当ローンはシニアローンに劣後するため、投資リスクは高いものの、この追加的なリスクを反映し、支払利息は高いことが多い。第 2 順位抵当ローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。第 2 順位抵当ローンは、支払いが劣後することを除くと、前述したシニアローンと類似した多くの特徴及びリスクを有している。

その他の有担保ローン：

シニアローンと第 2 順位抵当ローン以外の有担保ローンは、公的機関及び民間企業、その他の非政府機関や発行体が様々な目的のために行う借り入れである。有担保ローンは、支払いの点から、借り手の 1 件以上のシニアローン及び第 2 順位抵当ローンより下位に置かれる場合がある。有担保ローンは通常、下位の優先担保権または抵当権が付されるか、ローン契約に基づく借り手の義務履行を保証する特定の担保によって保護されており、通常はシニアローン及び第 2 順位抵当ローンに劣後した保護及び権利を有している。有担保ローンは、将来当該借り手が負う上位の債務の支払いに劣後する可能性がある。有担保ローンの利息は固定金利または変動金利になる場合がある。有担保ローンは､借り手のシニアローン及び第2順位抵当ローンよりも支払いにおいて低位に位置づけられるため、シニアローン及び第 2 順位抵当ローンよりも高い投資リスクを伴う可能性があるものの、この追加的なリスクを反映し、支払利息は高いことが多い。有担保ローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。有担保ローンは、支払いが劣後することを除くと、前述したシニアローン及び第 2 順位抵当ローンと類似した多くの特徴及びリスクを有している。しかし、当該ローンは支払いにおいて、借り手のシニアローン及び第 2 順位抵当ローンに劣後するため、借り手のキャッシュフロー及びローンの返済を担保する資産が、借り手の上位の被担保債務支払い義務を履行した後に、予定されている返済を行うのに不十分になる可能性がある。有担保ローンはシニアローン及び第 2 順位抵当ローンよりも価格変動性が大きいこと及び流動性が低くなることが予想される。また、ローンのオリジネーターが他の有担保ローンのローン・パーティシペーションを販売できない可能性もあり、その場合にはより大きな信用リスクにさらされることとなる。

無担保ローン：

無担保ローンは、公的機関及び民間企業、その他の非政府機関や発行体が様々な目的のために行う借り入れである。無担保ローンは通常、借り手の担保付債務の保有者に比べ支払いにおいて優先順位が劣後する。無担保ローンは担保権もしくは抵当権または当該ローンに基づく借り手の支払い義務を保証する特定の担保によって保護されていない。無担保ローンは、その条件により、シニアローン、第 2 順位抵当ローン、その他の有担保ローンなど、借り手のその他の債務の支払いに劣後しているか劣後状態になる場合がある。無担保ローンの利息は固定金利または変動金利になる場合がある。無担保ローンは借り手の有担保ローンに劣後するため、投資リスクは高いものの、この追加的なリスクを反映し、支払利息は高いことが多い。無担保ローンは投資適格を下回る格付となるのが一般的である。無担保付ローンは、支払いが劣後することと担保によって保護されていないことを除くと、前述したシニアローン、第 2 順位抵当ローン及びその他の有担保ローンと類似した多くの特徴及びリスクを有している。

ディレイド・ファンディング・ローン及びリボルビング・クレジット・ファシリティ：

本ファンドは、ディレイド・ファンディング・ローン及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結し、またはこれに参加することがある。これは貸し手が期間を特定し、借り手の需要により、ある最大金額までの貸付の実施に同意する形式のローンである。この契約により、本ファンドは、係る契約がなければ投資は行わないと判断するような場合（ある会社が、貸付金の返済ができない可能性の高い財務状況に陥っている場合を含む）にも、投資を増額しなければならない場合がある。本ファンドは、追加的な貸し出しをコミットしている場合、投資アドバイザーが決定した引出額を分別もしくは「特定」した上で、係るコミットの要請事項を満たす金額まで資金を手当てする。

本ファンドは、バンク・ローンに関連し、未引出しのバンク・ローン・コミットメント（「コミットメント」）を行うことがある。本ファンドは、このコミットメントに対し、通常はコミット金額に対する特定の百分率で設定されるコミットメント・フィーを受け取る。係るフィーは、貸借対照表で金利収入として、コミットメント期間を通して案分して計上される。未引出しのバンク・ローン・コミットメントは毎日値洗いされ、未実現損益は貸借対照表及び損益計算書に計上される。

次の表は、2018 年 3 月 31 日現在の未引出しのバンクローン・コミットメントのポジションのサマリーである。

借入人	未引出しのバンク・ローン・コミットメント	未引出しのバンク・ローン・コミットメントの価値	未実現（損）益
Access CIG, LLC	125,030 円	125,921 円	891 円

(J) 資産担保証券

資産担保証券は、不動産のモーゲージローンへの参加を意味し、これに担保され、かつこれにより支払いを受ける。また、資産担保証券は、自動車ローン、クレジットカード債権、住宅担保ローン、学生ローンなど様々な種類の資産から組成される。これらの有価証券では、毎月、支払利息と元本の双方で構成される支払いが行われる。支払利息は固定または変動金利により決定される。

(K) スワップ契約

本ファンドは、スワップに投資する。クレジット・デフォルト・スワップを含むが、これに限定されるものではない。スワップは、ファンドと取引相手方との間でキャッシュフロー、資産、外国通貨または市場にリンクしたリターンを特定の将来の時点で交換することを約束する契約である。本ファンドは、クレジットリスクに対するエクスポージャーを管理するために、クレジット・デフォルト・スワップ契約を締結する。これらの契約に関連して、有価証券は個々のスワップ契約の条件により、担保として計上される場合がある。

スワップを利用することで、本ファンドは取引相手方のデフォルト・リスクにさらされる。スワップ取引に対して取引相手方がデフォルトした場合、本ファンドは、当該取引に関する契約上の救済策をとるが、取引相手方が契約を履行できない場合、スワップにより取り込んでいたプロテクションまたは資産のエクスポージャーを失うことになる。

本ファンドは、他の投資の代替として、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のスワップを締結することができる。そうした取引の価値は、一般的に原資産の値動きとカウンターパーティー・リスクに依存する。運用会社がスワップをどのように利用するかによって、ファンドのポートフォリオの全体的なボラティリティは増減する。

前出のリスクや、取引相手方のデフォルト、基準値の変化及びボラティリティ、ファンドが受取る或いは支払わなければならない額を決定するその他の要素を含むスワップに関連したあらゆるリスクは、ファンドのパフォーマンスに重大な不利益を及ぼすことがある。

スワップ契約に基づきファンドからの支払いが要求された場合、ファンドは期日までに支払いに応じなければならない。2018 年 3 月 31 日時点のスワップ契約の残高は、有価証券明細表に記載されている。

社債またはソブリン債についてのクレジット・デフォルト・スワップでは、一方の当事者は、デフォルトが生じた場合に特定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払を行う。

本ファンドは、発行体のデフォルトに対応するプロテクション（つまり、本ファンドが負う債務あるいはエクスポージャーのリスク軽減）の手段として、または特定の発行者によるデフォルトの可能性に関して積極的にロング・ポジションまたはショート・ポジションを取ることを目的に、社債またはソブリン債についてのクレジット・デフォルト・スワップを使用することができる。

本ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが発生しない場合、本ファンドは通常、プロテクションの買い手からスワップ契約期間を通して前払金、固定金利での収入を得る。本ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが生じた場合、当該スワップ契約の条件の定めに従い、プロテクションの買い手にそのスワップの想定元本と同額までの支払いを行い、場合によっては当該有価証券の引き渡しを受ける。

本ファンドが売り手である場合、本ファンドの純資産総額に、スワップの想定元本分のエクスポージャーが加わるため、ポートフォリオにレバレッジが係る。本ファンドがプロテクションの買い手で、クレジット・イベントが生じた場合、通常プロテクションの売り手からスワップの想定元本と同額までの支払を受ける。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約では、一方の当事者は、クレジット・インデックスの構成要素のすべてまたは一部の評価損、元本の不足、利息の不足またはデフォルトが生じた場合に、一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払を行う。

クレジット・インデックスとは、全体としてのクレジット市場のある部分の典型となるよう組み合わされたクレジット商品またはエクスポージャーで構成される。こうしたインデックスは、クレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性があるとしてディーラーの投票により決定されたクレジットを用い、セクター別に構成される。

インデックスには、投資適格有価証券のクレジット・デフォルト・スワップの他、高利回りの有価証券、資産担保証券、新興市場または各セクター内の様々な信用格付の証券に係るものが含まれる。クレジット・インデックスは、固定スプレッドや標準化された満期などの標準的な条件を有するクレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。

インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックス内のすべての銘柄を参照しており、デフォルトが生じた場合、クレジット・イベントは、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて処理される。インデックスの構成は定期的（通常6カ月ごと）に変更され、殆どのインデックスにおいて、各銘柄は均等ウェイトとなっている。

(L)　デリバティブ取引

会計基準編纂書（ASC）815-10-50 は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が財務状況、パフォーマンス及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすかを開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ取引もASC 第 815 号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ及び外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ取引を、主にトレーディング目的で行っており、主として金利リスク、信用リスク及び為替リスクを負っている。これらデリバティブ商品の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は、損益計算書に反映され、外国為替予約取引に関しては実現損益または未実現損益の純変動額として、先物取引に関しては未実現損益の純変動額として計上される。本年度中の本ファンドのデリバティブに関する取引は、外国為替予約取引、スワップ取引及び先物取引であった。

以下は、リスク・エクスポージャーで分類したファンドのデリバティブ取引の公正価値の要約である。

2018 年 3 月 31 日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の影響
ASC 第 815 号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目	信用リスク	外国為替リスク＊
デリバティブ資産		
外国為替予約取引に係る評価益		¥ 7,944,522
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る評価損		¥ (3,039,987)
スワップ取引に係る評価損	¥ (16,521)	

＊ グロス評価額は、外国為替予約取引に係る評価損益として貸借対照表の科目に記載されている。

2018 年 3 月 31 日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響
ASC 第 815 号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目	信用リスク	金利リスク	外国為替リスク
運用の成果として認識されたデリバティブに係る実現（損）益			
外国為替予約取引に係る実現損益			¥ 58,983,253
先物取引に係る実現損益		¥ 117,260	
スワップ取引に係る実現損益	¥ 874,229		
運用の成果として認識されたデリバティブに係る未実現（損）益の変動			
外国為替予約取引に係る未実現損益の変動			¥ 32,285,596
スワップ取引に係る未実現損益の変動	¥ (246,797)		

2018 年 3 月 31 日に終了した年度における外国為替予約取引の未決済の平均想定元本はおよそ次の通り：

ファンドレベル＊	¥ 13,167,060
Class A-AUD Class	¥ 200,374,614
Class B-BRL Class	¥ 257,184,495
Class C-CAD Class	¥ 197,986,837
Class D-CNY Class	¥ 131,326,476

Class E-IDR Class	¥	81,437,082
Class F-INR Class	¥	352,518,251
Class G-JPY Class	¥	245,226,951
Class H-RUB Class	¥	55,888,907
Class I-TRY Class	¥	357,605,090
Class J-ZAR Class	¥	206,021,806

*すべてのクラスで組み入れられている外国為替予約取引

2018年3月31日に終了した年度におけるスワップ契約の未決済の平均想定元本は　17,669,789円だった。
2018年3月31日に終了した年度における先物取引の未決済の平均想定元本は　14,035,084円だった。

本ファンドは、特定の取引相手方と随時締結される店頭デリバティブ取引及び外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約などのマスター・ネッティング契約の当事者である。当該マスター・ネッティング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由及び期限前終了に関する条項等が含まれる場合がある。

担保要求はファンドの各取引相手先とのネット・ポジションに基づいて決定される。担保は現金、米国政府または政府機関によって発行された債券もしくはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに差し入れられた担保がある場合は、ファンドの保管会社によって分別保管され、売却または再担保が可能な額に関しては本ファンドの有価証券明細表に表示される。ファンドが差し入れた担保は、ファンドの保管会社により分別保管され、本ファンドの有価証券明細表及び貸借対照表に表示される。

本ファンドに対して適用される取引終了事由は、一定期間に亘りファンドの純資産が規定された閾値を下回る場合に発生し得る。取引相手方側に対して適用される取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定のレベルを下回る場合に発生し得る。いずれの場合も、発生時に、他方当事者は期限前終了を選択することが可能であり、期限前終了を選択した同当事者による合理的な決定に基づいて、全ての未決済デリバティブ契約及び外国為替取引を決済（期限前終了によって生じた損失及び費用の支払を含む）が行われる。単一または複数のファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、ファンドの将来のデリバティブの使用に影響を与える可能性がある。

独立監査人の監査報告書

令和1年7月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石井勝也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤栄裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,550,006	－
コール・ローン	2,926,784	2,302,646
投資信託受益証券	189,183,748	84,942,614
親投資信託受益証券	1,757,567	632,818
流動資産合計	195,418,105	87,878,078
資産合計	195,418,105	87,878,078
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,428,064	663,286
未払解約金	521,569	－
未払受託者報酬	4,680	2,149
未払委託者報酬	290,755	133,335
その他未払費用	10,620	6,857
流動負債合計	2,255,688	805,627
負債合計	2,255,688	805,627
純資産の部		
元本等		
元本	357,016,178	165,821,602
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 163,853,761	△ 78,749,151
（分配準備積立金）	225,461	350,474
元本等合計	193,162,417	87,072,451
純資産合計	193,162,417	87,072,451
負債純資産合計	195,418,105	87,878,078

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年６月16日 至　平成30年12月17日	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
営業収益		
受取配当金	10,352,619	6,668,136
受取利息	11	2
有価証券売買等損益	△ 17,632,492	27,098
営業収益合計	△ 7,279,862	6,695,236
営業費用		
支払利息	1,443	946
受託者報酬	28,162	18,261
委託者報酬	1,749,200	1,134,085
その他費用	10,701	6,940
営業費用合計	1,789,506	1,160,232
営業利益又は営業損失（△）	△ 9,069,368	5,535,004
経常利益又は経常損失（△）	△ 9,069,368	5,535,004
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 9,069,368	5,535,004
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 265,339	1,863,700
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 159,064,882	△ 163,853,761
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,278,760	87,549,214
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,278,760	87,549,214
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,471,858	567,011
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,471,858	567,011
分配金	8,791,752	5,548,897
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 163,853,761	△ 78,749,151

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成 30 年 12 月 18 日から令和１年６月 17 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１．元本状況		
期首元本額	387,093,856円	357,016,178円
期中追加設定元本額	9,941,125円	1,246,354円
期中一部解約元本額	40,018,803円	192,440,930円
２．受益権の総数	357,016,178口	165,821,602口
３．元本の欠損		
	163,853,761円	78,749,151円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成30年６月16日
至　平成30年12月17日

分配金の計算過程
第 93 期計算期間末（平成 30 年７月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 24,097,820 円　（１万口当たり 646.03 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,492,058 円　（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,579,457円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	22,221,172円
分配準備積立金	297,191円
分配可能額	24,097,820円
（１万口当たり分配可能額）	(646.03円)
収益分配金	1,492,058円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 94 期計算期間末（平成 30 年８月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 23,534,761 円　（１万口当たり 646.74 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,455,595 円　（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,476,004円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	21,678,290円

当期
自　平成30年12月18日
至　令和１年６月17日

分配金の計算過程
第 99 期計算期間末（平成 31 年１月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 22,807,295 円　（１万口当たり 644.27 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,416,004 円　（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,482,525円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	21,099,755円
分配準備積立金	225,015円
分配可能額	22,807,295円
（１万口当たり分配可能額）	(644.27円)
収益分配金	1,416,004円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 100 期計算期間末（平成 31 年２月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 22,698,935 円　（１万口当たり 648.40 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,400,313 円（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,544,586円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	20,866,139円

分配準備積立金	380,467円
分配可能額	23,534,761円
（１万口当たり分配可能額）	(646.74円)
収益分配金	1,455,595円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 95 期計算期間末（平成 30 年９月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 23,546,152 円 （１万口当たり 643.26 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,464,177 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,334,849円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	21,810,899円
分配準備積立金	400,404円
分配可能額	23,546,152円
（１万口当たり分配可能額）	(643.26円)
収益分配金	1,464,177円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 96 期計算期間末（平成 30 年 10 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 23,574,790 円 （１万口当たり 642.26 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,468,230 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,431,024円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	21,873,033円
分配準備積立金	270,733円
分配可能額	23,574,790円
（１万口当たり分配可能額）	(642.26円)
収益分配金	1,468,230円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 97 期計算期間末（平成 30 年 11 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 23,855,157 円 （１万口当たり 643.16 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,483,628 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,515,552円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	22,106,078円
分配準備積立金	233,527円
分配可能額	23,855,157円
（１万口当たり分配可能額）	(643.16円)
収益分配金	1,483,628円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 98 期計算期間末（平成 30 年 12 月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 22,932,874 円 （１万口当たり 642.35 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,428,064 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,392,779円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	21,279,349円
分配準備積立金	260,746円
分配可能額	22,932,874円
（１万口当たり分配可能額）	(642.35円)
収益分配金	1,428,064円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

分配準備積立金	288,210円
分配可能額	22,698,935円
（１万口当たり分配可能額）	(648.40円)
収益分配金	1,400,313円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 101 期計算期間末（平成 31 年３月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 11,943,492 円 （１万口当たり 666.23 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 717,077 円（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,026,618円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	10,685,997円
分配準備積立金	230,877円
分配可能額	11,943,492円
（１万口当たり分配可能額）	(666.23円)
収益分配金	717,077円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 102 期計算期間末（平成 31 年４月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 11,315,670 円 （１万口当たり 668.57 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 677,003 円（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	712,980円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	10,089,258円
分配準備積立金	513,432円
分配可能額	11,315,670円
（１万口当たり分配可能額）	(668.57円)
収益分配金	677,003円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 103 期計算期間末（令和１年５月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 11,195,140 円 （１万口当たり 663.20 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 675,214 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	584,397円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	10,063,829円
分配準備積立金	546,914円
分配可能額	11,195,140円
（１万口当たり分配可能額）	(663.20円)
収益分配金	675,214円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 104 期計算期間末（令和１年６月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 10,900,116 円 （１万口当たり 657.34 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 663,286 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	565,103円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	9,886,356円
分配準備積立金	448,657円
分配可能額	10,900,116円
（１万口当たり分配可能額）	(657.34円)
収益分配金	663,286円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和１年６月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△1,392,133
合計	△1,392,133

当期（令和１年６月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1
投資信託受益証券	△260,811
合計	△260,812

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）
該当事項はありません。

当期（令和１年６月 17 日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成 30 年 12 月 18 日　至　令和１年６月 17 日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（１口当たり情報）

前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１口当たり純資産額 0.5410円 「１口＝１円（10,000口＝5,410円）」	１口当たり純資産額 0.5251円 「１口＝１円（10,000口＝5,251円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund CNY Class	35,462,546	26,015,323	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund IDR Class	49,436,592	28,317,279	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund INR Class	55,684,941	30,610,012	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	622,363	632,818	
合計　４銘柄			141,206,442	85,575,432	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Global High Yield Bond Fund CNY Class」、「Global High Yield Bond Fund IDR Class」及び「Global High Yield Bond Fund INR Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

令和１年７月 26 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤 栄祐

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs 通貨コース）の平成 30 年 12 月 18 日から令和１年６月 17 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs 通貨コース）の令和１年６月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	758,189	－
コール・ローン	1,431,644	2,064,195
投資信託受益証券	89,879,585	80,493,742
親投資信託受益証券	887,400	770,644
未収入金	－	830,460
流動資産合計	92,956,818	84,159,041
資産合計	92,956,818	84,159,041
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	678,076	626,307
未払解約金	－	838,850
未払受託者報酬	2,253	2,023
未払委託者報酬	140,246	126,043
その他未払費用	5,376	4,386
流動負債合計	825,951	1,597,609
負債合計	825,951	1,597,609
純資産の部		
元本等		
元本	226,025,605	208,769,032
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 133,894,738	△ 126,207,600
（分配準備積立金）	88,936	517,672
元本等合計	92,130,867	82,561,432
純資産合計	92,130,867	82,561,432
負債純資産合計	92,956,818	84,159,041

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年６月16日 至　平成30年12月17日	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
営業収益		
受取配当金	5,838,336	4,812,030
受取利息	6	－
有価証券売買等損益	△ 10,402,291	△ 2,781,557
営業収益合計	△ 4,563,949	2,030,473
営業費用		
支払利息	679	369
受託者報酬	14,364	11,709
委託者報酬	893,061	728,650
その他費用	5,408	4,419
営業費用合計	913,512	745,147
営業利益又は営業損失（△）	△ 5,477,461	1,285,326
経常利益又は経常損失（△）	△ 5,477,461	1,285,326
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 5,477,461	1,285,326
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 21,006	60,501
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 144,766,627	△ 133,894,738
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,360,374	10,546,552
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,360,374	10,546,552
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,425,905	232,103
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,425,905	232,103
分配金	5,606,125	3,852,136
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 133,894,738	△ 126,207,600

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成 30 年 12 月 18 日から令和１年６月 17 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１．元本状況		
期首元本額	264,475,116円	226,025,605円
期中追加設定元本額	2,462,160円	390,597円
期中一部解約元本額	40,911,671円	17,647,170円
２．受益権の総数	226,025,605口	208,769,032口
３．元本の欠損		
	133,894,738円	126,207,600円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成30年６月16日
至　平成30年12月17日

分配金の計算過程
第 93 期計算期間末（平成 30 年７月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 22,976,570 円　（１万口当たり 868.90 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 1,057,728 円　（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	925,898円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	22,039,876円
分配準備積立金	10,796円
分配可能額	22,976,570円
（１万口当たり分配可能額）	(868.90円)
収益分配金	1,057,728円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 94 期計算期間末（平成 30 年８月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 21,428,908 円　（１万口当たり 865.21 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 990,686 円　（１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	899,083円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	20,519,233円

当期
自　平成30年12月18日
至　令和１年６月17日

分配金の計算過程
第 99 期計算期間末（平成 31 年１月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 18,890,699 円　（１万口当たり 843.27 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 672,049 円　（１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	756,618円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,045,154円
分配準備積立金	88,927円
分配可能額	18,890,699円
（１万口当たり分配可能額）	(843.27円)
収益分配金	672,049円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 100 期計算期間末（平成 31 年２月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 18,493,994 円　（１万口当たり 849.95 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 652,767 円（１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	797,846円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	17,527,442円

分配準備積立金	10,592円
分配可能額	21,428,908円
（１万口当たり分配可能額）	(865.21円)
収益分配金	990,686円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 95 期計算期間末（平成 30 年９月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 21,023,615 円 （１万口当たり 856.77 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 981,528 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	772,215円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	20,232,134円
分配準備積立金	19,266円
分配可能額	21,023,615円
（１万口当たり分配可能額）	(856.77円)
収益分配金	981,528円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 96 期計算期間末（平成 30 年 10 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 20,579,126 円 （１万口当たり 852.77 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 965,284 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	868,718円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	19,704,253円
分配準備積立金	6,155円
分配可能額	20,579,126円
（１万口当たり分配可能額）	(852.77円)
収益分配金	965,284円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 97 期計算期間末（平成 30 年 11 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 19,725,188 円 （１万口当たり 845.83 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 932,823 円 （１万口当たり 40 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	767,593円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,925,041円
分配準備積立金	32,554円
分配可能額	19,725,188円
（１万口当たり分配可能額）	(845.83円)
収益分配金	932,823円
（１万口当たり収益分配金）	(40円)

第 98 期計算期間末（平成 30 年 12 月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 18,973,990 円 （１万口当たり 839.46 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 678,076 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	757,065円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	18,206,978円
分配準備積立金	9,947円
分配可能額	18,973,990円
（１万口当たり分配可能額）	(839.46円)
収益分配金	678,076円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

分配準備積立金	168,706円
分配可能額	18,493,994円
（１万口当たり分配可能額）	(849.95円)
収益分配金	652,767円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 101 期計算期間末（平成 31 年３月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 18,170,835 円 （１万口当たり 857.24 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 635,907 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	789,903円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	17,074,840円
分配準備積立金	306,092円
分配可能額	18,170,835円
（１万口当たり分配可能額）	(857.24円)
収益分配金	635,907円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 102 期計算期間末（平成 31 年４月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 18,166,857 円 （１万口当たり 861.45 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 632,658 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	721,261円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	16,987,741円
分配準備積立金	457,855円
分配可能額	18,166,857円
（１万口当たり分配可能額）	(861.45円)
収益分配金	632,658円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 103 期計算期間末（令和１年５月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 18,150,683 円 （１万口当たり 860.97 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 632,448 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	622,271円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	16,982,218円
分配準備積立金	546,194円
分配可能額	18,150,683円
（１万口当たり分配可能額）	(860.97円)
収益分配金	632,448円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 104 期計算期間末（令和１年６月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 17,961,440 円 （１万口当たり 860.35 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 626,307 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	613,018円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	16,817,461円
分配準備積立金	530,961円
分配可能額	17,961,440円
（１万口当たり分配可能額）	(860.35円)
収益分配金	626,307円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和１年６月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	－
投資信託受益証券	△1,720,279
合計	△1,720,279

当期（令和１年６月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△2
投資信託受益証券	34,483
合計	34,481

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）
該当事項はありません。

当期（令和１年６月 17 日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成 30 年 12 月 18 日　至　令和１年６月 17 日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（１口当たり情報）

前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１口当たり純資産額 0.4076円 「１口＝１円（10,000口＝4,076円）」	１口当たり純資産額 0.3955円 「１口＝１円（10,000口＝3,955円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund CNY Class	26,970,278	19,785,395	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund INR Class	39,167,202	21,530,210	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund BRL Class	56,167,178	18,153,231	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund RUB Class	56,579,403	21,024,906	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	757,912	770,644	
合計　５銘柄			179,641,973	81,264,386	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Global High Yield Bond Fund CNY Class」、「Global High Yield Bond Fund INR Class」、「Global High Yield Bond Fund BRL Class」及び「Global High Yield Bond Fund RUB Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

令和1年7月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤 栄裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,896,168	－
コール・ローン	9,245,144	10,126,558
投資信託受益証券	618,108,893	481,331,799
親投資信託受益証券	5,711,285	4,329,730
未収入金	1,715,463	－
流動資産合計	639,676,953	495,788,087
資産合計	639,676,953	495,788,087
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,408,117	4,477,406
未払解約金	1,757,825	298,339
未払受託者報酬	15,486	12,036
未払委託者報酬	961,057	746,842
その他未払費用	36,994	28,526
流動負債合計	8,179,479	5,563,149
負債合計	8,179,479	5,563,149
純資産の部		
元本等		
元本	1,802,705,728	1,492,468,709
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 1,171,208,254	△ 1,002,243,771
（分配準備積立金）	6,757,369	8,623,486
元本等合計	631,497,474	490,224,938
純資産合計	631,497,474	490,224,938
負債純資産合計	639,676,953	495,788,087

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年６月16日 至　平成30年12月17日	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
営業収益		
受取配当金	45,627,207	36,240,420
受取利息	28	8
有価証券売買等損益	△ 73,573,396	△ 37,809,986
営業収益合計	△ 27,946,161	△ 1,569,558
営業費用		
支払利息	3,301	2,359
受託者報酬	97,504	75,241
委託者報酬	6,048,567	4,667,957
その他費用	37,185	28,803
営業費用合計	6,186,557	4,774,360
営業利益又は営業損失（△）	△ 34,132,718	△ 6,343,918
経常利益又は経常損失（△）	△ 34,132,718	△ 6,343,918
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 34,132,718	△ 6,343,918
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 298,979	△ 1,214,942
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 1,304,694,429	△ 1,171,208,254
剰余金増加額又は欠損金減少額	208,333,530	207,207,562
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	208,333,530	207,207,562
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,205,574	4,205,755
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,205,574	4,205,755
分配金	34,808,042	28,908,348
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 1,171,208,254	△ 1,002,243,771

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの特定期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成 30 年 12 月 18 日から令和１年６月 17 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１．元本状況		
期首元本額	2,119,649,860円	1,802,705,728円
期中追加設定元本額	9,659,025円	6,414,528円
期中一部解約元本額	326,603,157円	316,651,547円
２．受益権の総数	1,802,705,728口	1,492,468,709口
３．元本の欠損		
	1,171,208,254円	1,002,243,771円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成30年６月16日
至　平成30年12月17日

分配金の計算過程
第 93 期計算期間末（平成 30 年７月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 41,822,770 円　（１万口当たり 201.35 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 6,231,442 円　（１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,617,008円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	33,526,421円
分配準備積立金	1,679,341円
分配可能額	41,822,770円
（１万口当たり分配可能額）	(201.35円)
収益分配金	6,231,442円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 94 期計算期間末（平成 30 年８月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 41,718,092 円　（１万口当たり 206.00 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 6,075,516 円　（１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,998,039円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	32,688,759円

当期
自　平成30年12月18日
至　令和１年６月17日

分配金の計算過程
第 99 期計算期間末（平成 31 年１月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 41,211,955 円　（１万口当たり 233.46 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,295,888 円　（１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,073,365円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	28,513,727円
分配準備積立金	6,624,863円
分配可能額	41,211,955円
（１万口当たり分配可能額）	(233.46円)
収益分配金	5,295,888円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 100 期計算期間末（平成 31 年２月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 39,535,822 円　（１万口当たり 241.23 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,916,786 円（１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,169,263円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	26,477,042円

分配準備積立金	2,031,294円
分配可能額	41,718,092円
（１万口当たり分配可能額）	(206.00円)
収益分配金	6,075,516円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 95 期計算期間末（平成 30 年９月 18 日）に、投資信託約款に基づき計算した 39,908,433 円 （１万口当たり 206.62 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,794,469 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	5,889,816円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	31,183,463円
分配準備積立金	2,835,154円
分配可能額	39,908,433円
（１万口当たり分配可能額）	(206.62円)
収益分配金	5,794,469円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 96 期計算期間末（平成 30 年 10 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 40,865,651 円 （１万口当たり 214.96 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,703,176 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,287,113円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	30,694,207円
分配準備積立金	2,884,331円
分配可能額	40,865,651円
（１万口当たり分配可能額）	(214.96円)
収益分配金	5,703,176円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 97 期計算期間末（平成 30 年 11 月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 41,825,528 円 （１万口当たり 224.25 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,595,322 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	7,319,758円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	30,116,933円
分配準備積立金	4,388,837円
分配可能額	41,825,528円
（１万口当たり分配可能額）	(224.25円)
収益分配金	5,595,322円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 98 期計算期間末（平成 30 年 12 月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 41,279,476 円 （１万口当たり 228.99 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 5,408,117 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	6,243,073円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	29,113,990円
分配準備積立金	5,922,413円
分配可能額	41,279,476円
（１万口当たり分配可能額）	(228.99円)
収益分配金	5,408,117円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

分配準備積立金	6,889,517円
分配可能額	39,535,822円
（１万口当たり分配可能額）	(241.23円)
収益分配金	4,916,786円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 101 期計算期間末（平成 31 年３月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 39,560,901 円 （１万口当たり 242.30 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,898,156 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	5,070,993円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	26,381,907円
分配準備積立金	8,108,001円
分配可能額	39,560,901円
（１万口当たり分配可能額）	(242.30円)
収益分配金	4,898,156円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 102 期計算期間末（平成 31 年４月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 39,591,811 円 （１万口当たり 246.89 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,810,771 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	5,539,772円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	25,916,598円
分配準備積立金	8,135,441円
分配可能額	39,591,811円
（１万口当たり分配可能額）	(246.89円)
収益分配金	4,810,771円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 103 期計算期間末（令和１年５月 15 日）に、投資信託約款に基づき計算した 37,382,131 円 （１万口当たり 248.70 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,509,341 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,749,079円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	24,298,446円
分配準備積立金	8,334,606円
分配可能額	37,382,131円
（１万口当たり分配可能額）	(248.70円)
収益分配金	4,509,341円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

第 104 期計算期間末（令和１年６月 17 日）に、投資信託約款に基づき計算した 37,235,580 円 （１万口当たり 249.49 円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い 4,477,406 円 （１万口当たり 30 円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	4,591,747円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	24,134,688円
分配準備積立金	8,509,145円
分配可能額	37,235,580円
（１万口当たり分配可能額）	(249.49円)
収益分配金	4,477,406円
（１万口当たり収益分配金）	(30円)

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 令和１年６月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△4
投資信託受益証券	△13,940,253
合計	△13,940,257

当期（令和１年６月 17 日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△2
投資信託受益証券	△3,598,067
合計	△3,598,069

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成 30 年 12 月 17 日現在）
該当事項はありません。

当期（令和１年６月 17 日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成 30 年 12 月 18 日　至　令和１年６月 17 日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（１口当たり情報）

前期 平成30年12月17日現在	当期 令和１年６月17日現在
１口当たり純資産額 0.3503円 「１口＝１円（10,000口＝3,503円）」	１口当たり純資産額 0.3285円 「１口＝１円（10,000口＝3,285円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund INR Class	158,187,886	86,955,880	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund BRL Class	229,866,635	74,292,896	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund CAD Class	129,902,376	76,408,577	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund AUD Class	134,982,205	76,426,924	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund TRY Class	348,494,538	86,670,591	
	投資信託受益証券	Global High Yield Bond Fund ZAR Class	181,479,575	80,576,931	
	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	4,258,193	4,329,730	
合計　７銘柄			1,187,171,408	485,661,529	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「Global High Yield Bond Fund INR Class」、「Global High Yield Bond Fund BRL Class」、「Global High Yield Bond Fund CAD Class」、「Global High Yield Bond Fund AUD Class」、「Global High Yield Bond Fund TRY Class」及び「Global High Yield Bond Fund ZAR Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

令和1年7月26日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石井 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤 栄裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 平成30年12月17日現在	第18期 令和１年６月17日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	38,753,456	38,740,915
流動資産合計	38,753,456	38,740,915
資産合計	38,753,456	38,740,915
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	1,110	1,092
流動負債合計	1,110	1,092
負債合計	1,110	1,092
純資産の部		
元本等		
元本	38,711,588	38,711,588
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,758	28,235
（分配準備積立金）	1,189,618	1,339,971
元本等合計	38,752,346	38,739,823
純資産合計	38,752,346	38,739,823
負債純資産合計	38,753,456	38,740,915

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 平成30年６月16日 至 平成30年12月17日	第18期 自 平成30年12月18日 至 令和１年６月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	△ 3,811	△ 11,431
営業収益合計	△ 3,811	△ 11,431
営業費用		
その他費用	1,110	1,092
営業費用合計	1,110	1,092
営業利益又は営業損失（△）	△ 4,921	△ 12,523
経常利益又は経常損失（△）	△ 4,921	△ 12,523
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 4,921	△ 12,523
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	45,679	40,758
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,758	28,235

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第18期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、前計算期末及び当計算期末が休日のため、平成 30 年 12 月 18 日から令和１年６月 17 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第17期 平成30年12月17日現在	第18期 令和１年６月17日現在
１．元本状況		
期首元本額	38,711,588円	38,711,588円
期中追加設定元本額	－	－
期中一部解約元本額	－	－
２．受益権の総数	38,711,588口	38,711,588口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自　平成30年６月16日 至　平成30年12月17日	第18期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自　平成30年12月18日 至　令和１年６月17日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 令和１年６月17日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第 17 期（平成 30 年 12 月 17 日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△3,811
合計	△3,811

第 18 期（令和１年６月 17 日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△11,431
合計	△11,431

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第 17 期（平成 30 年 12 月 17 日現在）
該当事項はありません。

第 18 期（令和１年６月 17 日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第 18 期（自　平成 30 年 12 月 18 日　至　令和１年６月 17 日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（１口当たり情報）

第17期 平成30年12月17日現在	第18期 令和１年６月17日現在
１口当たり純資産額 1.0011円 「１口＝１円（10,000口＝10,011円）」	１口当たり純資産額 1.0007円 「１口＝１円（10,000口＝10,007円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	38,100,822	38,740,915	
合計　１銘柄			38,100,822	38,740,915	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの状況は、前記「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」に記載のとおりであります。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年７月末現在）

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）

Ⅰ　資産総額	95,345,595　円
Ⅱ　負債総額	67,485　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	95,278,110　円
Ⅳ　発行済数量	132,437,253　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7194　円

グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）

Ⅰ　資産総額	88,273,957　円
Ⅱ　負債総額	62,247　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	88,211,710　円
Ⅳ　発行済数量	164,560,200　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5360　円

グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）

Ⅰ　資産総額	83,964,383　円
Ⅱ　負債総額	59,340　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	83,905,043　円
Ⅳ　発行済数量	207,829,224　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4037　円

グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）

Ⅰ　資産総額	500,411,404　円
Ⅱ　負債総額	1,569,001　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	498,842,403　円
Ⅳ　発行済数量	1,468,478,904　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3397　円

グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

Ⅰ　資産総額	38,736,013　円
Ⅱ　負債総額	264　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	38,735,749　円
Ⅳ　発行済数量	38,711,588　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0006　円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	3,813,843,111　円
Ⅱ　負債総額	14,996,582　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,798,846,529　円
Ⅳ　発行済数量	3,736,537,866　口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0167　円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など
該当事項はありません。

２　受益者名簿
作成しません。

３　受益者に対する特典
ありません。

４　受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７　償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

８　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を

発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2019年7月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

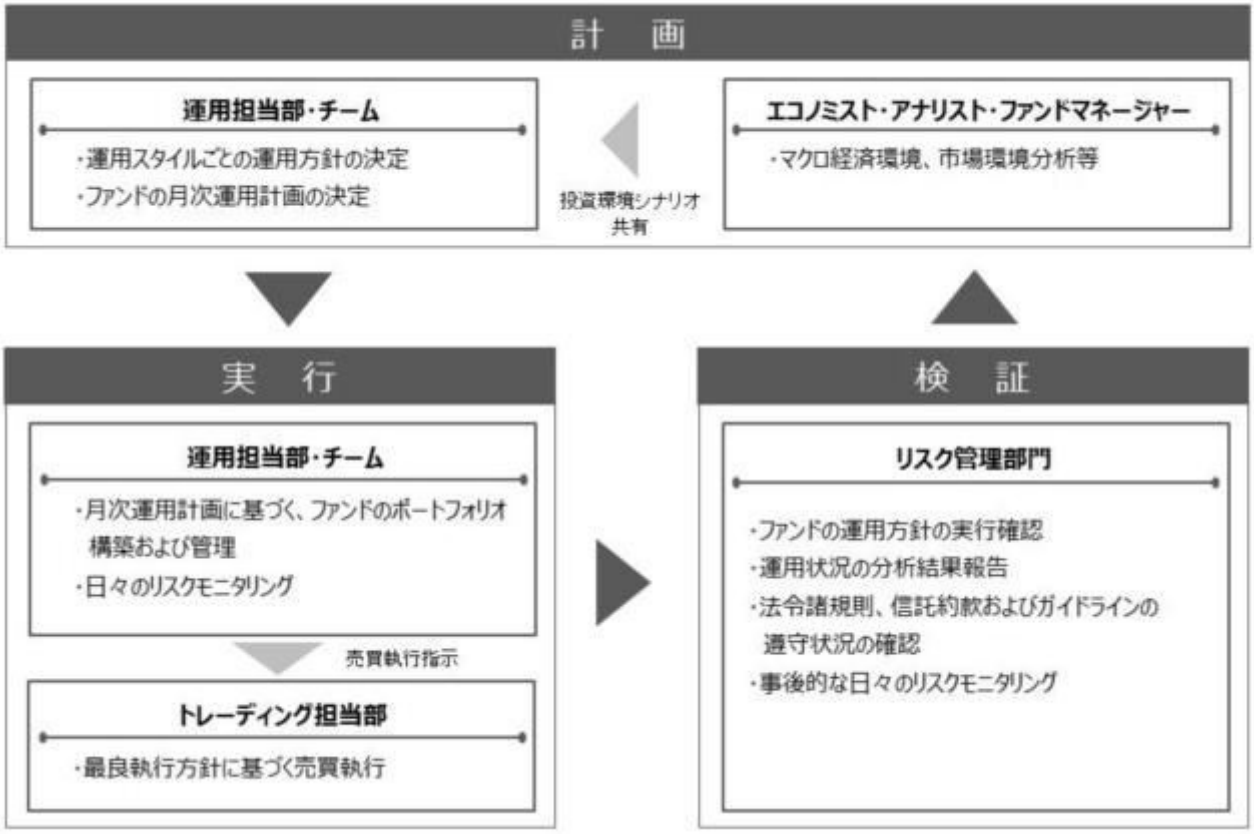

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2019年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	764	8,401,903
単位型株式投資信託	116	591,868
追加型公社債投資信託	1	28,636
単位型公社債投資信託	189	534,447
合　計	1,070	9,556,856

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和１年６月 14 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　陽　一　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子　　印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社（旧会社名　三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日までの第 34 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社（旧会社名　三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成 31 年３月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成 31 年４月１日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成 30 年３月 31 日）	当事業年度 （平成 31 年３月 31 日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託		20,010	20,011
前払費用		402,249	476,456
未収入金		39,030	64,856
未収委託者報酬		6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬		1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬		316,407	285,668
未収収益		50,321	44,150
その他の流動資産		10,891	31,771
流動資産合計		29,770,200	22,771,504
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		185,371	173,517
器具備品		300,694	751,471
有形固定資産合計		486,065	924,988
無形固定資産			
ソフトウェア		409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定		5,755	183,528
電話加入権		56	44
商標権		－	60
無形固定資産合計		415,576	663,501
投資その他の資産			
投資有価証券		10,616,594	10,829,628
関係会社株式		10,412,523	10,252,067
長期差入保証金		658,505	2,004,451
長期前払費用		69,423	97,107
会員権		7,819	7,819
繰延税金資産		1,394,447	1,426,381
投資その他の資産合計		23,159,314	24,617,457
固定資産合計		24,060,956	26,205,946
資産合計		53,831,157	48,977,450

（単位：千円）

	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用	3,433,641	3,535,589
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
固定負債		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304
負債・純資産合計	53,831,157	48,977,450

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成 29 年４月１日 至　平成 30 年３月 31 日）	当事業年度 （自　平成 30 年４月１日 至　平成 31 年３月 31 日）
営業収益		
委託者報酬	36,538,981	39,156,499
運用受託報酬	8,362,118	6,277,217
投資助言報酬	1,440,233	1,332,888
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	－
サービス支援手数料	128,324	182,502
その他	55,820	49,507
営業収益計	46,530,479	46,998,614
営業費用		
支払手数料	16,961,384	18,499,433
広告宣伝費	353,971	361,696
公告費	1,140	125
調査費		
調査費	1,654,233	1,752,905
委託調査費	5,972,473	6,050,441
営業雑経費		
通信費	40,066	46,551
印刷費	339,048	338,465
協会費	－	24,700
諸会費	45,465	23,756
情報機器関連費	2,582,734	2,872,416
販売促進費	34,333	49,118
その他	136,669	148,307
営業費用合計	28,121,520	30,167,918
一般管理費		
給料		
役員報酬	196,529	190,951
給料・手当	6,190,716	6,308,066
賞与	601,375	514,259
賞与引当金繰入額	1,566,810	1,235,936
交際費	25,709	27,802
寄付金	－	82
事務委託費	256,413	286,905
旅費交通費	220,569	228,538
租税公課	282,036	285,369
不動産賃借料	654,286	612,410
退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243

一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

（単位：千円）

		前事業年度 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	当事業年度 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		51,335	－
受取利息		520	623
時効成立分配金・償還金		2,622	72
原稿・講演料		894	1,951
雑収入		10,669	36,408
営業外収益合計		66,042	39,055
営業外費用			
為替差損		5,125	15,760
雑損失		913	7,027
営業外費用合計		6,038	22,787
経常利益		7,439,383	6,024,312
特別利益			
投資有価証券償還益		61,842	289,451
投資有価証券売却益		30,980	7,247
過去勤務費用償却益	※１	－	79,850
特別利益合計		92,822	376,549
特別損失			
固定資産除却損	※２	354,695	1,462
投資有価証券償還損		141,666	13,668
投資有価証券売却損		9,634	14,605
関係会社株式評価損	※３	－	160,455
合併関連費用	※４	－	187,140
特別損失合計		505,996	377,331
税引前当期純利益		7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税		2,350,891	1,750,031
法人税等調整額		△ 280,166	90,084
法人税等合計		2,070,725	1,840,116
当期純利益		4,955,483	4,183,413

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成 29 年４月１日　至　平成 30 年３月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,887,480	△ 1,887,480			△ 1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							△ 9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△ 5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	△ 9,489,438	△ 9,489,438			△ 9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 276,474	△ 276,474	△ 276,474
当期変動額合計	△ 5,306,024	△ 5,306,024	△ 276,474	△ 276,474	△ 5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

注記事項

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50 年
器具備品	３～20 年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第 28 号平成 30 年２月 16 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988 千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447 千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第４項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第７項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成 30 年３月 31 日)	当事業年度 (平成 31 年３月 31 日)
建物	312,784 千円	350,176 千円
器具備品	768,929 千円	922,553 千円

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成 30 年３月 31 日)	当事業年度 (平成 31 年３月 31 日)
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円

３　保証債務

当社は、子会社である Sumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和５年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成 30 年３月 31 日)	当事業年度 (平成 31 年３月 31 日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	204,923 千円	174,854 千円

(損益計算書関係)

※１　過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

※２　固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成 29 年４月１日 至 平成 30 年３月 31 日)	当事業年度 (自 平成 30 年４月１日 至 平成 31 年３月 31 日)
器具備品	0 千円	695 千円
ソフトウェア	9,000 千円	766 千円
ソフトウェア仮勘定	345,695 千円	－ 千円

※３　関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

※４　合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年６月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

当事業年度（自　平成30年４月１日　至　平成31年３月31日）

１．発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	－	17,640,000株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は平成30年11月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月１日を効力発生日としておりますので、平成31年１月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日
平成31年2月28日臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年1月31日	平成31年3月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

令和１年６月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年3月28日	令和1年6月25日

（リース取引関係）
オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成 30 年３月 31 日）	当事業年度 （平成 31 年３月 31 日）
１年以内	208,187	597,239
１年超	42,916	6,115,662
合計	251,104	6,712,901

（金融商品関係）
１.金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。
投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び 50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。
営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。
投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。
長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。
②市場リスクの管理
投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。
なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注２）参照)。

前事業年度（平成 30 年３月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	－
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	－
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	－
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	－
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,616,296	10,616,296	－
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	－
資産計	40,542,507	40,542,507	－
(1)顧客からの預り金	84	84	－
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	－
負債計	2,783,847	2,783,847	－

当事業年度（平成 31 年３月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	－
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	－
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	－
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	－
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,829,330	10,829,330	－
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	－
資産計	34,988,051	34,988,051	－
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	－
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	－
負債計	3,250,667	3,250,667	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	－	－	－
顧客分別金信託	20,010	－	－	－
未収委託者報酬	6,332,203	－	－	－
未収運用受託報酬	1,725,215	－	－	－
未収投資助言報酬	316,407	－	－	－
長期差入保証金	602,360	56,144	－	－
合計	29,870,067	56,144	－	－

当事業年度（平成31年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	－	－	－
顧客分別金信託	20,011	－	－	－
未収委託者報酬	6,963,077	－	－	－
未収運用受託報酬	1,129,548	－	－	－
未収投資助言報酬	285,668	－	－	－
長期差入保証金	54,900	1,949,551	－	－
合計	22,209,168	1,949,551	－	－

（有価証券関係）

１.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成 30 年３月 31 日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 10,412,523 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成 31 年３月 31 日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式 10,252,067 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２.その他有価証券

前事業年度（平成 30 年３月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	△65,701
小計	3,249,626	3,315,328	△65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　298 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成 31 年３月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	△76,080
小計	3,283,920	3,360,000	△76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　298 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自　平成 29 年４月１日　至　平成 30 年３月 31 日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度(自　平成 30 年４月１日　至　平成 31 年３月 31 日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について 160,455 千円（関係会社株式 160,455 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）	当事業年度 （自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日）
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	－
数理計算上の差異の発生額	△51,212	△3,658
退職給付の支払額	△94,727	△85,082
過去勤務費用の発生額	－	△79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）	当事業年度 （自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日）
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	－
数理計算上の差異の費用処理額	△51,212	△3,658
過去勤務費用償却益	－	△79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

（注）1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）	当事業年度 （自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日）
割引率	0.000%	0.000%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額（注）	△2,597	△51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

（注）評価性引当額が 49,131 千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成30年３月31日）	当事業年度 （平成31年３月31日）
法定実効税率	30.8%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	－	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.9	△1.4
その他	0.1	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

(セグメント情報等)
前事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)
１.セグメント情報
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日)
１.セグメント情報
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,761,066	未払手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,685,815	未払手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,499,836	未払手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% －	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,789,062	未払手数料	1,154,875

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）	当事業年度（自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日）
１株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
１株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

3. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度（自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日）	当事業年度（自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数（株）	17,640,000	17,640,000

（重要な後発事象）

前事業年度(自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年５月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自 平成30年４月１日 至 平成31年３月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年９月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年４月１日付で合併いたしました。

１．企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　大和住銀投信投資顧問株式会社

事業の内容　　投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成 31 年４月１日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号　平成 25 年９月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号　平成 25 年９月 13 日）の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

２．合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式１株に対し、当社の普通株式 4.2156 株を割当て交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はＥＹトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はＰｗＣアドバイザリー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060 株

３．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 13,700 千円

４．取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

（参考）大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

※当該（参考）において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 47 期事業年度（平成 30 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和１年６月 14 日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤栄裕　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名　大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名　大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年４月１日付で合併した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）貸借対照表

（単位：千円）

		第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	75,557	225,975
器具備品	※1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	※1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウエア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		－	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	－
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		－	8,397
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	－
長期未払金	－	204,333
資産除去債務	－	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	△39,124
評価・換算差額等合計	55,213	△39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

（２）損益計算書

（単位：千円）

	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	第47期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	－	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345
その他	2,831	10,431
営業外収益計	32,732	91,902
営業外費用		

投資有価証券売却損		5,000	4,735
解約違約金		－	982
為替差損		1,784	828
その他		0	410
営業外費用計		6,784	6,956
経常利益		6,864,980	4,529,676
特別損失			
合併関連費用	※2	－	179,376
固定資産除却損		－	4,121
特別損失計		－	183,498
税引前当期純利益		6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税		2,242,775	1,339,010
法人税等調整額		△78,014	73,635
法人税等合計		2,164,761	1,412,646
当期純利益		4,700,218	2,933,531

（３）株主資本等変動計算書

第 46 期　（自　平成 29 年 4 月 1 日　至　平成 30 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						△2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	△2,413,950	△2,413,950			△2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第 47 期　（自　平成 30 年 4 月 1 日　至　平成 31 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						△3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	△3,803,800	△3,803,800			△3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△94,337	△94,337	△94,337
当期変動額合計	△870,268	△870,268	△94,337	△94,337	△964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	△39,124	△39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物について

は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　2～30 年

器具備品　　4～15 年

（会計上の見積りの変更）

当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「ＳＭＡＭ」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 15,534 千円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号　平成 30 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497 千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251 千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成 31 年 3 月 22 日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金 184,610 千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第 46 期 （平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （平成 31 年 3 月 31 日）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物　465,964 千円 器具備品　266,621 千円 リース資産　8,719 千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物　556,889 千円 器具備品　297,262 千円 リース資産　12,584 千円

（損益計算書関係）

第 46 期 （自　平成 29 年４月１日 至　平成 30 年３月 31 日）	第 47 期 （自　平成 30 年４月１日 至　平成 31 年３月 31 日）
－	※2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とＳＭＡＭとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第 46 期（自　平成 29 年 4 月 1 日　至　平成 30 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 23 日定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	利益剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成31年3月22日臨時株主総会	普通株式	1,455,300	利益剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注 2)を参照ください)。

第 46 期（平成 30 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	－
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	－
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	－
(4) 未収入金	12,823	12,823	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	10,206,465	10,206,465	－
資産計	36,141,929	36,141,929	－
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	－
(2) 未払費用 (*)	959,074	959,074	－
負債計	2,393,468	2,393,468	－

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第 47 期（平成 31 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	－
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	－
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	－
(4) 未収入金	4,542	4,542	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	10,979,968	10,979,968	－
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	－
資産計	35,778,767	35,778,767	－
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	－
(2) 未払費用 (*)	807,875	807,875	－
負債計	2,030,337	2,030,337	－

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注 1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、及び (2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第 46 期（平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期（平成 31 年 3 月 31 日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については 2. (5) 投資有価証券には含めておりません。

(注 3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第 46 期（平成 30 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	21,360,895	－	－	－
未収委託者報酬	3,363,312	－	－	－
未収運用受託報酬	1,198,432	－	－	－
未収入金	12,823	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	－
合計	27,858,863	373,466	657,576	－

第 47 期（平成 31 年 3 月 31 日）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	20,475,527	－	－	－
未収委託者報酬	2,923,589	－	－	－
未収運用受託報酬	870,546	－	－	－
未収入金	4,542	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	－
長期差入保証金	－	524,592	－	－
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	－

（有価証券関係）

1.子会社株式

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期（平成31年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第46期（平成30年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	△166,093
小計	7,683,969	7,850,063	△166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期（平成31年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	△296,700
小計	8,772,616	9,069,317	△296,700
合計	10,979,968	11,036,359	△56,391

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　45,071千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第 46 期（自 平成 29 年 4 月 1 日　至 平成 30 年 3 月 31 日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第 47 期（自 平成 30 年 4 月 1 日　至 平成 31 年 3 月 31 日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第 46 期 （自　平成 29 年 4 月 1 日 至　平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （自　平成 30 年 4 月 1 日 至　平成 31 年 3 月 31 日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	△105,520	△61,499
その他	15,987	△20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第 46 期 （平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （平成 31 年 3 月 31 日）
積立型制度の退職給付債務	－	－
年金資産	－	－
	－	－
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第 46 期　147,235 千円　　第 47 期　248,717 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第 46 期は 72,489 千円、第 47 期は 75,365 千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第 46 期 （平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （平成 31 年 3 月 31 日）
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	－	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	－
その他有価証券評価差額金	－	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	△78,546	△76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	－	54,715
その他有価証券評価差額金	△24,367	－
繰延税金負債合計	△24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第 46 期 （平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （平成 31 年 3 月 31 日）
法定実効税率	－	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	－	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	－	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	－	1.99%
税額控除	－	△0.64%
その他	－	△0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－	32.50%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「（２）当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

（単位：千円）

	第46期 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	第47期 （自　平成30年４月１日 至　平成31年３月31日）
期首残高	－	－
見積りの変更による増加額	－	248,260
期末残高	－	248,260

（セグメント情報等）

セグメント情報

1.報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（億円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期（自 平成30年4月1日　至 平成31年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（億円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	4,328,153	未払手数料	540,879
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	1,465,685	未払手数料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第 46 期 （自　平成 29 年 4 月 1 日 至　平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （自　平成 30 年 4 月 1 日 至　平成 31 年 3 月 31 日）
1 株当たり純資産額	8,322 円 66 銭	8,072 円 12 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,220 円 84 銭	761 円 96 銭

（注）潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 46 期 （自　平成 29 年 4 月 1 日 至　平成 30 年 3 月 31 日）	第 47 期 （自　平成 30 年 4 月 1 日 至　平成 31 年 3 月 31 日）
当期純利益（千円）	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

当社は、平成 30 年９月 28 日付で締結した、ＳＭＡＭとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、ＳＭＡＭを存続会社とする吸収合併方式により、平成 31 年４月１日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

a．2018 年 11 月 1 日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

b．2019 年４月 1 日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019 年４月 1 日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に変更しました。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託

グローバル・ハイイールド債券ファンド
（円コース）

約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
① 主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、円の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
（グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）　約款）

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年９月15日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。
販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成22年11月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実

行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合が

あります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年９月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　　三井住友信託銀行株式会社

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
　Global High Yield Bond Fund JPY Class

Ⅱ　別に定める親投資信託

約款第16条第１項における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託
　キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅲ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・英国証券取引所の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

Ⅳ　別に定める各信託

約款第36条第８項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

追加型証券投資信託

グローバル・ハイイールド債券ファンド
（中国・インド・インドネシア通貨コース）

約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
① 主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、中国、インド、インドネシアの各通貨の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
② 投資信託証券への投資に当たっては、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向や為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。
③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
（グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
約款）

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年９月15日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。
販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成22年11月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実

行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合が

あります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年９月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　　三井住友信託銀行株式会社

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
　Global High Yield Bond Fund CNY Class　（中国元）
　Global High Yield Bond Fund INR Class　（インドルピー）
　Global High Yield Bond Fund IDR Class　（インドネシアルピア）

　上記の3通貨での為替ヘッジが行われているGlobal High Yield Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。

Ⅱ　別に定める親投資信託

約款第16条第１項における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託
　キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅲ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・英国証券取引所の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

Ⅳ　別に定める各信託

約款第36条第８項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

追加型証券投資信託

グローバル・ハイイールド債券ファンド
（BRICs通貨コース）

約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
① 主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、ブラジル、ロシア、インド、中国の各通貨の買いの為替ヘッジをする別に定める投資信託証券へ投資します（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
② 投資信託証券への投資に当たっては、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向や為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。
③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
（グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）　約款）

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年９月15日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。
販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成22年11月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実

行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合が

あります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年９月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　　三井住友信託銀行株式会社

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
Global High Yield Bond Fund BRL Class　（ブラジルレアル）
Global High Yield Bond Fund RUB Class　（ロシアルーブル）
Global High Yield Bond Fund INR Class　（インドルピー）
Global High Yield Bond Fund CNY Class　（中国元）

上記の4通貨での為替ヘッジが行われているGlobal High Yield Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。

Ⅱ　別に定める親投資信託

約款第16条第１項における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅲ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・英国証券取引所の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

Ⅳ　別に定める各信託

約款第36条第８項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

追加型証券投資信託

グローバル・ハイイールド債券ファンド
（世界６地域通貨コース）

約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度
① 主に世界の企業の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、異なる為替リスクを有する別に定める投資信託証券（原則として実質保有外貨建資産である米ドルの売りと対象通貨の買いの為替ヘッジをしているもの）を投資対象とします（別に定める投資信託証券は、今後追加または変更される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券にも投資を行います。
② 投資信託証券への投資に当たっては、原則として世界の6地域（北米／中南米／欧州／アフリカ／アジア／オセアニア）の各地域の中からそれぞれ相対的に金利水準の高い国の通貨を対象通貨とし、実質的な通貨配分が概ね均等となることを基本とします。ただし、資金動向や為替の変動等により、実質的な通貨配分が均等配分から大きく乖離する場合があります。また、通貨の種類は変更になることや通貨数は６よりも少なくなる場合があります。
③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限
① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
（グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）　約款）

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年９月15日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、１口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、第５項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の価額は次の通りとします。
販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、１口につき１円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の２　同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条　この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成22年11月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第１項に規定する支払開始日および第34条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実

行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。

⑤ 第３項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、別に定める投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第５項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第45条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第46条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２　第34条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則３　この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合が

あります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年９月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　　三井住友信託銀行株式会社

（付表）

Ⅰ　別に定める投資信託証券

約款第16条第１項、第36条第６項、第38条第２項および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託
Global High Yield Bond Fund CAD Class　(カナダドル)
Global High Yield Bond Fund BRL Class　(ブラジルレアル)
Global High Yield Bond Fund IDR Class　(インドネシアルピア)
Global High Yield Bond Fund INR Class　(インドルピー)
Global High Yield Bond Fund AUD Class　(豪ドル)
Global High Yield Bond Fund TRY Class　(トルコリラ)
Global High Yield Bond Fund RUB Class　(ロシアルーブル)
Global High Yield Bond Fund ZAR Class　(南アフリカランド)
Global High Yield Bond Fund PLN Class　(ポーランドズロチ)

※　上記以外の為替リスク（米ドル、メキシコペソ、ユーロ、英ポンド、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、チェココルナ、ハンガリーフォリント、スイスフラン、中国元、韓国ウォン、マレーシアリンギット、フィリピンペソ、シンガポールドル、ニュージーランドドル）のあるGlobal High Yield Bond Fundの受益証券や前述の通貨の中で複数の為替ヘッジが行われているGlobal High Yield Bond Fundの受益証券が追加される場合があります。前述の通貨は今後追加または変更される場合もあります。

Ⅱ　別に定める親投資信託

約款第16条第１項における「別に定める親投資信託」とは次のものとします。

親投資信託
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅲ　別に定める日

約款第12条第３項および第36条第４項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・英国証券取引所の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

Ⅳ　別に定める各信託

約款第36条第８項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）

追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）

追加型証券投資信託

グローバル・ハイイールド債券ファンド
（マネープールファンド）

約　　款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

（２）投資態度
① 本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

（３）投資制限
① 株式への実質投資は行いません。
② 投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。
④ 外貨建資産への実質投資は行いません。
⑤ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
⑥ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
⑦ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一

の運用を行います。

追加型証券投資信託

＜グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）　約款＞

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金１百万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者との合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年９月15日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については、１百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰

属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって、取得申込みをした場合に、１口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

④ 第３項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第16条　委託者は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの

８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号から第５号までの証券および第７号の証券のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第８号および第９号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第21条、第23条から第25条、第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第21条、第23条から第25条、第29条から第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）
第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
②　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）
第20条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
（金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）
第21条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
（同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限）
第22条　委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
（有価証券の貸付の指図および範囲）
第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
１．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図）
第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
（公社債の借入れ）
第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。
（デリバティブ取引等に係る投資制限）
第25条の２　委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
（信用リスク集中回避のための投資制限）
第25条の３　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
（信託業務の委託等）
第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその

つど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、原則として毎年６月16日から12月15日まで、12月16日から翌年６月15日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成22年12月15日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第37条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

・各月の前月の最終５営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.6を乗じて得た率を当該月の第１営業日の計上分より適用するものとし、平成22年９月においては信託契約締結日から適用するものとします。ただし、上記無担保コール翌日物レートの平均値が年10,000分の100を超える場合には、年10,000分の60の率とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第38条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、収益分配金については、原則として第40条第１項に規定する支払開始日

および第40条第２項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第40条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第42条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第４項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧　委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第44条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第43条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、

この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第50条　この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第51条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第51条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告

書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第52条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則１ この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則２ この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

附則３ 第40条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則４ 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年９月１日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
委託者　　大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
受託者　　三井住友信託銀行株式会社

（付表）
Ⅰ　別に定める各信託

約款第12条第１項および約款第42条第７項の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）
追加型証券投資信託
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）